

内閣府「最終的な調整結果」

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞		各府省からの第1次回答
	区分	分野									団体名	支障事例	
8	地方に対する規制緩和	医療・福祉	生活保護の実施等の事務手続におけるマイナンバーの情報連携項目の追加	マイナンバーによる情報連携により、生活保護の決定・実施等の事務手続において、労働者災害補償保険法による休業補償給付等の支給に関する情報を収集可能としたい。	生活保護の決定・実施等の事務手続において、現行のマイナンバー制度では、例えば雇用保険法による失業等給付の支給に関する情報は入手できるものとされているが、労働者災害補償保険法による休業補償給付等の支給に関する情報は入手できずとされていない。こうした中、本市では平成29年度において、労働者災害補償保険法に係る休業補償給付等を支給しているにもかかわらず、これを福祉事務所に届け出す生活保護を不正支給した事業が件発生しており、こうした給付金の支給状況を効率的に把握する必要性が生じている。このため、マイナンバーによる情報連携により、生活保護の決定・実施等の事務手続において、労働者災害補償保険法による休業補償給付等の支給に関する情報を収集可能としたい。	休業補償給付等の支給が疑われる場合において、生活保護法第29条に基づく個別の文書照会を実施する必要がなくなり、また、速やかに回答を得ることができるようになるため、生活保護の決定・実施や徴収金の徴収に係る事務が効率的に行えるようになる。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号、別表第二の26行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主要な事項を定める命令第19条生活保護法第29条	内閣府、総務省、厚生労働省	広島市、広島県	一	<p>仙台市、所沢市、千葉市、大和市、新潟市、福井市、岐阜市、多治見市、浜松市、京都市、京市、八尾市、神戸市、岡山市、高知市、熊本市、宮崎市</p> <p>○労働者災害補償保険法による休業補償給付等の支給は申告がないと発見することが難しく、支給が疑わしい場合は生活保護法第29条に基づく個別の文書照会を実施するが、不正支給を発見されないまま徴収を免れている受給者がいる可能性がある。</p> <p>○休業補償給付等の支給の有無については、生活保護法第29条に基づく調査によって保護の実施機関が把握することは可能であるが、生活保護受給者からの収入申告がなければ不正支給につながる可能性が高く、迅速かつ正確に生活保護受給者の収入を把握するためには、マイナンバーによる情報連携により、労働者災害補償保険法による休業補償給付等の支給に関する情報が収集可能となる必要がある。</p> <p>○休業補償給付等の支給状況が的確に把握できないと、不正支給となる事例が発生するため。</p> <p>○平成29年度中に労災に係る不正支給案件が1件発生した福祉事務所があった。</p> <p>世帯からの申告が漏れが、職場で怪我をしたとの聴取内容から法29条に基づき地元労働基準監督署に文書照会し、不正支給が発覚したものの、照会内容についての回答は得られたものの地元監督署限りでは回答できず、回答までに2週間程度を要した。</p> <p>○休業補償給付等の支給の可能性ある場合において、生活保護法第29条に基づく個別の文書照会では、文書照会の作成事務が負担となるほか、回答までに相当な時間を要するため、保護費の滞りや変更が生じる可能性がある。</p> <p>その点、マイナンバーによる情報連携が可能となれば、照会事務の負担が軽減し、即日支給情報が収集できることで、保護費の滞りや変更の可能性は減少する。</p> <p>ただし、マイナンバーによる情報連携の全体的なことではあるが、情報提供エラーの発生や提供情報に不備があるなどを避け、情報連携による正確な情報提供の担保が必要である。</p> <p>○本市においても、生活保護法第29条に基づく個別の文書照会により支給状況を把握しているため、マイナンバーによる情報連携により、事務の効率化につながる考え。</p> <p>○本市においても、平成26年度以降、休業補償給付が3件発生した。不正支給にまでは発展しなかったが、被保護者が申告せず、不正に休業補償給付を受給するケースの発生が考えられ、その際には、関係機関へ照会して状況を把握する必要がある。</p> <p>現行の制度では、紙媒体での照会しかできないため、調査に時間を要する。情報連携を活用することにより、速やかに状況を把握し、効率的な調査が可能になると考えられる。</p> <p>○提案団体記載のとおり、本市においても休業補償給付等の支給が疑われる場合において、生活保護法第29条に基づく個別の文書照会を実施する必要がなくなり、速やかに回答を得ることができるようになるため、生活保護の決定・実施や徴収金の徴収に係る事務が効率的に行えるようになれば、不正支給の防止に効果があると考えます。</p>	<p>【内閣府、総務省】 まず、厚生労働省において、生活保護の決定・実施等に関する事務における労働者災害補償関係情報のマイナンバーによる情報連携の必要性や当該事務の効率性などについて検討する必要があり、その上で必要があれば、情報連携に向けた所要の対応を検討する。</p> <p>【厚生労働省】 現在、休業補償給付等の請求時には申請者からマイナンバーの提供を求めているところである。本連携を実施するに当たっては、以下の課題があるため、実施の可否も含め、慎重に検討する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請者に対して、一時的に支給する短期給付(休業補償給付等)についてもマイナンバーの提供を求め、本人確認書類の郵送等が必要になる一方で、それにより省略できる労災保険の請求手続に係る添付書類はなく、国民の利便性向上の効果は低い。 ・また、申請様式の改正に伴うシステム改修費用(システムの構築や構築の改修費用等)のコストを要すること。 ・一方で、生活保護法に基づく支払証明の照会件数(労災保険の短期給付を含む照会に限る)は年間84件(平成29年度)と少なく、十分な費用対効果が見込まれない懸念があること。 	

管理番号	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	平成30年の他方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月20日閣議決定)記載内容
	見解	補足資料	見解	補足資料				
8	<p>マイナンバー制度の目的は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律では、①行政の効率化、②国民の利便性の向上、③公平・公正な社会の実現とされているところである。</p> <p>本市の提案が実現されることにより、休業補償給付をはじめとする各種労災給付の受給情報の照会及び照会にかかる時間が大幅に削減され行政の効率化が実現されること、また、受給情報を収集可能なことで生活保護の不正受給の早期発見が可能となり、公平・公正な社会の実現に寄与することから、マイナンバー制度の意義に寄った内容であると考えている。</p> <p>なお、受給手続において省略できる添付書類がないという点においては、雇用保険の失業給付に係る手続も同様である。</p> <p>本市の提案における「休業補償年金」とは、休業補償給付をはじめ、療養補償給付、障害補償給付、遺族補償給付、傷病補償年金、介護補償給付など、全ての労災給付を意図したものであるが、これらの給付に関する労働基準監督署への照会件数は、本市だけでも年間29件(平成29年度)ある。本市の生活保護受給世帯が全国に占める割合が1.6%(平成29年度)であることと踏まえ、労働基準監督署への照会件数は全国で約2,500件程度あると推計される。これに対し、1次回答にある84件は本市が受け付けた短期給付に関する照会に限られたものと承知している。</p> <p>また、現在、労働基準監督署等への照会には時間を要するため、生活状況の聞き取りなどを行い不正受給のおそれを把握した場合に限って行っていることから、不正受給を見逃す可能性も高くなる。</p> <p>こうした状況を踏まえ、不正受給の早期発見を含む適正な生活保護の決定・実施や徴収金の徴収に係る事務を効率的に行えるようにするため、実現に向け前向きに検討していただきたい。</p>		<p>【千葉市】</p> <p>○マイナンバーのメリットは、①行政事務を効率化し、人や財源を行政サービスの向上のために振り向けられること、②所得をこれまでより正確に把握するとともに、きめ細やかな社会保障制度を設計し、公平・公正な社会を実現すること等、であるとされている。</p> <p>特に、②の意義を踏まえ、費用対効果のみを理由とし不正受給防止対策を講ずることなく、適正な生活保護の決定・実施や徴収金の徴収に係る事務を効率的に行えるようにするため、実現に向け前向きに検討していただきたい。</p> <p>○また、休業補償給付については、受給資格のある期間中は期間の上限なく受給することができる制度であるため、正確な受給額の把握ができないことによる、適正な生活保護費の支給が困難であり、生活保護制度への信頼を失墜させるものであると考える。</p>		<p>【全国知事会】</p> <p>マイナンバーの利用範囲の拡大については、情報漏洩や目的外利用などの危険性を十分に検証した上で、他の行政分野や民間における利用が早急に実現するよう、戸籍や不動産登記などの情報をはじめ聖域を設けることなく検討を進めるべきである。</p> <p>【全国市長会】</p> <p>提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。</p>	<p>【生活保護の実施等の事務手続におけるマイナンバーの情報連携項目の追加】</p> <p>○内閣府(番号制度担当室)及び厚生労働省において、提案団体が生活保護の不正受給防止のために、生活保護申請時に、労働者災害補償保険法に規定する全ての労災保険給付に関する情報とマイナンバーによる情報連携を求めていること踏まえ、①年金供給調整のため、既にマイナンバーによる情報連携の対象となっている、労働者災害補償保険法による障害補償年金・遺族補償年金・傷病補償年金のシステムに、障害補償年金・遺族補償年金・傷病補償年金以外の労働者災害補償保険法に規定する労災保険給付に関する情報を追加する場合に要する費用の推計と、②生活保護受給者と、障害補償年金・遺族補償年金・傷病補償年金以外の労災保険給付者との重複から導き出される効果の推計とを比較するなどし、休業補償給付等をマイナンバーによる情報連携の対象とすべきではないか。</p> <p>・生活保護申請手続時において、休業補償給付等をはじめとする労災保険給付に関する情報の確認に要する期間を短縮する方を検討すべきではないか。</p> <p>【指定難病及び小児慢性特定疾病医療費助成制度の事務処理におけるマイナンバーによる情報連携項目の追加】</p> <p>○内閣府(番号制度担当室)及び厚生労働省において、指定難病及び小児慢性特定疾病医療費助成制度の事務処理で、マイナンバーによる情報連携を行っている健康保険事業の保険者を対象として、①高額療養費の所得区分情報をマイナンバーによる情報連携の対象とする場合に要する費用の推計と、②マイナンバーによる情報連携を行っている保険者が保有する、特定療養費の給付者数から導き出される本提案の効果の推計とを比較するなどし、高額療養費の所得区分情報をマイナンバーによる情報連携の対象とすべきではないか。</p> <p>・提案団体が示す支障事例を踏まえ、事務フローの見直しを図るべきではないか。</p>	<p>【内閣府・総務省】</p> <p>厚生労働省における今後の検討の結果、必要があれば、所要の対応を検討する。</p> <p>【厚生労働省】</p> <p>生活保護法第29条に基づく労災保険給付に係る提案については、厚生労働省社会・援護局より民生主管部(局)長宛て通知において照会先等を示しており、所轄労働基準監督署ではなく、効率的に処理するために厚生労働省労働基準局へ照会していただくよう通知しているところである。この照会状況は、平成29年度において、年度29件(※1)であり、そのうち、期間に労災保険給付を支給していたのは99件(※2)であった。この99件中、労災保険給付の受給件数等(休業(補償)給付:約97万件、年金受給者数:約21万人)と生活保護受給者数(約215万人)に占める割合はそれぞれ、休業(補償)給付等件数の約0.005%、年金受給者数の約0.02%、生活保護受給者数の約0.005%と極めて低いものである。そのため、全数を照会対象としてシステムを構築することは効率的でないと考えられる。</p> <p>また、休業(補償)給付の労災請求に当たり、申請者からマイナンバーの提供を求めているところであり、新たにマイナンバーの提供を求めることになれば、国民負担やその管理に要する行政負担が増加するものである。さらに、本連携を実施するに当たっては、数値内視視のシステム、改修費用に加えて、運用に係る事務費等を要するものであることから、十分な費用対効果は見込まれないものと考ええる。以上より、マイナンバーによる本情報連携の実現は困難である。</p> <p>ご提案の不正受給防止対策を円滑に実施することは重要であり、生活保護法第29条に基づく各種社事務所等から厚生労働省労働基準局への書面による調査について、現行通知よりも迅速かつ効率的に行うことができる方を、関係部局で検討し、実施してまいります。</p> <p>(※1)休業(補償)給付等:84件、年金等:173件 (※2)休業(補償)給付等:54件、年金等:45件</p>	

内閣府「最終的な調整結果」

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答
	区分	分野									団体名	支障事例	
20	地方に対する規制緩和	その他	個人番号記載の住民票の取扱い	住民基本台帳事務処理要領第2-4-(1)-(カ)において代理人による個人番号記載の住民票の交付は法定代理人、任意代理人の別を問わず、請求者本人の住所あてに郵便等で送付することとなっている。一層にすべての代理人に対して郵便等で送付するのではなく、法定代理人にあたる場合は後见人登録簿や戸籍簿で関係性を確認し、法定代理人に直接交付できるようにする。	代理人が取得する事例として、被後見人の場合や請求者本人の身動きが取れない等の理由が多みられる。請求者本人が窓口に来ることができず、郵便等を受け取ることができない場合においても現行制度によると、請求者本人宛てに郵便等で送付している。民法に規定のある制限行為能力者についても同様に取り扱うのでは、手続きの利便性に欠け、郵便等で送付することは個人情報保護の観点からも個人番号の性格に反する結果がたじろぐと懸念される。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)14条第2項により代理人に交付する必要がある場合もあるが、住民票の請求に対して拒否する権限はないため、送付せざるを得ない状況である。マイナンバーカードやマイナンバー通知カードを所持していない場合でも、番号法第14条第2項が周知されているならば、個人番号入り住民票は不要になる場合がほとんどであると考えられる。しかし、投票所や年金事務所では個人番号の記載を求めており、制度の周知がされていないと見受けられる。法定代理人に直接交付することを許容する法整備とともに個人番号入りの住民票の請求を減らすという面からのアプローチも必要であると思われる。直接本人に手渡すという方法は、効率的な行政サービスを提供するうえで弊害が少なく、限られた人材と時間の中で対応するには現実的ではない。	法定代理人が直接受け取ることや請求者本人が受け取れない状況にあっても個人情報保護のリスクを減らすことができる。代理人が行う手続きに関しても直接交付することで手続きの利便性が上がる。	番号法第15条及び19条 住民基本台帳事務処理要領第2-4-(1)-(カ)	内閣府、個人情報保護委員会、総務省	愛知県	—	宮城県、山形市、白河市、ひたちなか市、高崎市、横川市、柏市、袖ヶ浦市、江戸川市、津島市、川崎市、平塚市、三多治市、津島市、春日井市、秋田市、八尾市、富田林市、東大塚市、伊丹市、庄原市、府中町、徳島市、宇和島市、須賀市、芦屋町、大村市、宮崎市	<p>○当所においても、成年後見人が成年被後見人の「個人番号の記載のある住民票の取扱い」の交付を申請した場合の対応ができていないところがある。</p> <p>○成年後見人の請求や成年被後見人の代理で行う場合等に「個人番号の記載のある住民票の取扱い」の交付を求めたケースがあり、事務処理要領に基づいて直接交付を行わず、請求者本人宛てに郵便等で送付する取扱いを行っている。その際に、宛先の誤りなどがあるにもかかわらず、市町村の職員が対応し、請求者本人宛てに送付している。また、本人が郵便物の転送手続きを行っている場合、転送手数料を支払ったにもかかわらず、送付先へは送られず返戻されている。</p> <p>○法定代理人や後見人、成年手続に記録されている保護者などからマイナンバー入りの住民票を請求される事例が多い。マイナンバーを一度も取得していないが、郵送の届出や届出済みのマイナンバーを提出して郵便等を受け取っている。手続を代行する法定代理人がその郵便届出や届出済みのマイナンバーを提出して郵便等を受け取っている状況である。交付を拒否するよう指導されたにもかかわらず、請求者本人宛てに送付されている。マイナンバーを一度も取得していないが、郵送の届出や届出済みのマイナンバーを提出して郵便等を受け取っている。</p> <p>○成年後見人が個人番号記載の住民票を請求される場合で、成年被後見人による受け取りが不可避な事例(認知症の方など)を受け取ってしまったり、ほかの用途に使ってしまうケースも多く、対応が難しいところ。請求者本人が窓口に来ることができず、郵便等を受け取ることができない場合においても現行制度によると、請求者本人宛てに郵便等で送付している。民法に規定のある制限行為能力者についても同様に取り扱うのでは、手続きの利便性に欠け、郵便等を受け取ることができない場合においても現行制度によると、請求者本人宛てに郵便等で送付している。また、本人が郵便物の転送手続きを行っている場合、転送手数料を支払ったにもかかわらず、送付先へは送られず返戻されている。</p> <p>○代理人が取得する事例として、被後見人の場合や請求者本人の身動きが取れない等の理由が多みられる。請求者本人が窓口に来ることができず、郵便等を受け取ることができない場合においても現行制度によると、請求者本人宛てに郵便等で送付している。民法に規定のある制限行為能力者についても同様に取り扱うのでは、手続きの利便性に欠け、郵便等を受け取ることができない場合においても現行制度によると、請求者本人宛てに郵便等で送付している。</p> <p>○未成年後見人が個人番号記載の住民票を請求される場合で、未成年後見人による受け取りが不可避な事例(認知症の方など)を受け取ってしまったり、ほかの用途に使ってしまうケースも多く、対応が難しいところ。請求者本人が窓口に来ることができず、郵便等を受け取ることができない場合においても現行制度によると、請求者本人宛てに郵便等で送付している。民法に規定のある制限行為能力者についても同様に取り扱うのでは、手続きの利便性に欠け、郵便等を受け取ることができない場合においても現行制度によると、請求者本人宛てに郵便等で送付している。</p> <p>○マイナンバーカードやマイナンバー通知カードを所持していない場合でも、番号法第14条第2項が周知されているならば、個人番号入り住民票は不要になる場合がほとんどであると考えられる。しかし、投票所や年金事務所では個人番号の記載を求めており、制度の周知がされていないと見受けられる。法定代理人に直接交付することを許容する法整備とともに個人番号入りの住民票の請求を減らすという面からのアプローチも必要であると思われる。</p> <p>○請求者本人が窓口に来ることができず、郵便等を受け取ることができない場合においても現行制度によると、請求者本人宛てに郵便等で送付している。民法に規定のある制限行為能力者についても同様に取り扱うのでは、手続きの利便性に欠け、郵便等を受け取ることができない場合においても現行制度によると、請求者本人宛てに郵便等で送付している。</p> <p>○未成年後見人が個人番号記載の住民票を請求される場合で、未成年後見人による受け取りが不可避な事例(認知症の方など)を受け取ってしまったり、ほかの用途に使ってしまうケースも多く、対応が難しいところ。請求者本人が窓口に来ることができず、郵便等を受け取ることができない場合においても現行制度によると、請求者本人宛てに郵便等で送付している。民法に規定のある制限行為能力者についても同様に取り扱うのでは、手続きの利便性に欠け、郵便等を受け取ることができない場合においても現行制度によると、請求者本人宛てに郵便等で送付している。</p> <p>○マイナンバーカードやマイナンバー通知カードを所持していない場合でも、番号法第14条第2項が周知されているならば、個人番号入り住民票は不要になる場合がほとんどであると考えられる。しかし、投票所や年金事務所では個人番号の記載を求めており、制度の周知がされていないと見受けられる。法定代理人に直接交付することを許容する法整備とともに個人番号入りの住民票の請求を減らすという面からのアプローチも必要であると思われる。</p> <p>○請求者本人が窓口に来ることができず、郵便等を受け取ることができない場合においても現行制度によると、請求者本人宛てに郵便等で送付している。民法に規定のある制限行為能力者についても同様に取り扱うのでは、手続きの利便性に欠け、郵便等を受け取ることができない場合においても現行制度によると、請求者本人宛てに郵便等で送付している。</p> <p>○未成年後見人が個人番号記載の住民票を請求される場合で、未成年後見人による受け取りが不可避な事例(認知症の方など)を受け取ってしまったり、ほかの用途に使ってしまうケースも多く、対応が難しいところ。請求者本人が窓口に来ることができず、郵便等を受け取ることができない場合においても現行制度によると、請求者本人宛てに郵便等で送付している。民法に規定のある制限行為能力者についても同様に取り扱うのでは、手続きの利便性に欠け、郵便等を受け取ることができない場合においても現行制度によると、請求者本人宛てに郵便等で送付している。</p>	

管理番号	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月26日閣議決定)記載内容
	見解	補足資料	見解	補足資料				
20	<p>番号利用法第15条及び第19条の規定については章々承知しているところである。通知カード及び個人番号カードの交付等に関する事務処理要領2-(1)-イ-(エ)-ロによれば、返戻された通知カードの受け取りにおいて、条件を満たせば代理人でも受け取ることが可能となっている。個人番号記載の住民票と通知カードはどちらも個人番号、住所、氏名、生年月日が記載されているが、取り扱いに差異が生じている。戻りすまじ等により本人の知らないところで個人番号が取得される恐れがあるとの理由は、通知カードの受け取りに関しても同様ではないだろうか。個人番号記載の住民票が、通知カード及び個人番号カードの代替措置として位置づけられているのであれば、同様の取り扱いとすべきであるし、できないのであればその理由を明確に説明していただきたい。</p> <p>法定代理人と任意代理人で取り扱いを分けることが困難ということであれば、必要最小限の範囲ということも考慮し、民法860条の2、同条の3で規定されている後見人に対して直接交付することを検討していただきたい。</p> <p>直接交付に際しては、代理権の有無の確認が困難との懸念が想定されるが、対象を成年後見人に限定すれば、代理権に関する疑義は生じ得ない。</p>		<p>【伊丹市】 平素より法定代理人と任意代理人の区別に関しては審査を行っており、困難とは考えられない。高齢者も増加する中で、最低限(成年後見人)には直接交付すべきである。</p> <p>【東大阪市】 法定代理人の場合は直接交付し、任意代理人の場合には郵便等により本人に送付するよう取扱を分けるべきと考える。 法定代理人は、個人番号利用事務の手続きや住民票等の交付申請を含む、法律行為において、本人の責任に基づく代理権ではなく、法律に基づく代理権によって行うことができる。よって、法定代理人からの個人番号を記載した住民票の写し等の請求は、本人の意思による請求ではないため、法定代理人に直接交付することや併せて本人に転送する取扱いについて、窓口で合理的に説明することが難しい。また、成年後見人等については、郵便等の受け取りが不安視される事例が多く、そのような場合、本人に郵便等で送付することが、個人番号漏えいのリスクをかえって高めるのではないかと懸念される。そのため、法定代理人の場合は直接交付することが適当と考える。</p> <p>その一方で、ご回答にある通り、任意代理人の場合は成りすまじ等による個人番号漏えいのリスクが想定されるため、これまで通り本人に郵便等により送付する取扱のままでお願いと考える。また、法定代理人と任意代理人で取扱を分ける事で市町村における代理権の審査が煩雑になるとのご回答をいただいているが、そもそも市町村の窓口では、個人番号の記載有無に限らず、代理人に住民票の写し等の交付を行う際は、法定代理人であるのか任意代理人であるのかを判断した上で、それぞれの場合に応じた方法で代理権の確認を行っている。したがって、法定代理人の場合と任意代理人の場合で交付の方法を分けることが市町村における代理権の審査を煩雑にするものではないと考える。</p> <p>【甲斐市】 本提案は、特に成年後見人について、成年後見人に個人番号記載の住民票を直接交付できるような制度の改正を求めるものです。 今回示された総務省の回答では、「個人番号が記載された書類の提供については、必要最小限の範囲で実施することが重要である」とする一方で、「成年後見人への直接交付ではなく、本人(成年後見人)に郵便等で送付すること」としています。 しかし、回答に示された成年後見人への郵便等での送付では、本人による紛失等の危険性が増し、再交付申請が必要となる可能性があるなど、回答の主旨に反する結果となり得るリスクが高いものと考えます。 また、「法定代理人の場合には直接交付し、任意代理人の場合には郵便等により送付するよう取扱いを分けることは、市町村における代理権の審査が煩雑になり、困難である」との回答については、登記事項証明書と運転免許証等を法定代理人(成年後見人)の本人確認資料とすることで、代理権は容易に確認できるため、審査の煩雑化にはつながらないと考えます。</p> <p>【筑前市】 法定代理人(親権者、後見人)については、その者自身が請求者本人の住民票をもって、手続き(届出を別にする親権者による児童手帳の手続き、後見人による被後見人の年金手続き等)を行う権限を有しているため、請求者本人の住民票を取得する必要がある。特に後見人に関しては、被後見人の住所地に居住することにより、住民票の紛失が懸念されるため、法定代理人については、窓口交付とすることを求めたい。代理権の審査については、住民基本台帳法第12条の3に基づき、請求を明らかにする書類を提示又は提出(後見人に関しては、後見登記等の登記事項証明書の原本及び発給証明)による本人確認、親権者に関しては、戸籍での続柄確認及び発給証明等による本人確認)を求めるなどし、現在も確認を行っているため、窓口交付になるということでは困難になるものではない。</p> <p>【信市】 法定代理人や任意代理人に該当するかの審査は、マイナンバー入りの住民票交付に傾かず行っている業務であり、提案どおりの運用は可能かと思えます。</p> <p>【江戸川区】 法定代理人の場合には直接交付し、任意代理人の場合には郵便等により送付するよう取扱いを分けることは、市町村における代理権の審査が煩雑になり、困難である。との見解について、市町村窓口においては、通常の住所異動届出及び各種証明書発行申請時において、任意代理人及び法定代理人からの申請を受け付けており、代理権の審査についても通常通りに実施している。このため、「代理権の審査が煩雑になり、困難である」との理由は適当ではない。また、「通知カード及び個人番号カードの交付等に関する事務処理要領」では、市町村に送戻された通知カードを交付する(あり)り、法定代理人への直接交付を認めている(第2-(1)-イ-(エ)-ロ)。個人番号記載の住民票の交付においても、同様に法定代理人への直接交付を認めるべきと考える。</p> <p>【山形市】 任意代理人と法定代理人では住民票の写し請求時の証明資料が異なるため、取り扱いを分けることは可能と考える。</p>	<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>	<p>【個人番号記載の住民票の取扱い】 ○ 内閣府(番号制度担当室)において、マイナンバー入り住民票が通知カードに代替するものとして使用されている件等の運用実施を整理していただきたい。 ○ 総務省において、マイナンバー入り住民票の使用実態を踏まえつつ、マイナンバー入り住民票が通知カードに代替するものであり、極めて限定的にしか用いられないことなどを、地方公共団体が住民に周知するよう措置していただきたい。 ○ 住民基本台帳事務長の住民票の写しの交付に係る請求者の規定の明確化 ○ 財務省において、死亡者のマイナンバーが税務上の名寄せで必要となる理由を確認した上で、法定調書における死亡者のマイナンバーの記入を廃止していただきたい。 ○ 総務省において、単身世帯であった死亡者の法定代理人が、住民基本台帳法第12条第5項の特別の請求を行った場合におけるマイナンバーが記載された住民票の除票の写しに係る取扱いを周知し、地方公共団体職員への対応が円滑になるよううしていただきたい。 ○ 内閣府(番号制度担当室)において、死亡者のマイナンバーを収集することについて、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の趣旨に合致しているのか整理していただきたい。 ○ 内閣府(番号制度担当室)及び金融庁において、保険会社が保険金を支払う際にマイナンバーの記入を求めているが、相続人が死亡者のマイナンバーを通知できずマイナンバーが記入できなくても保険金を請求できることを明確化していただきたい。 ○ 内閣府(番号制度担当室)において、同一住所地に複数の世帯がある場合、住民基本台帳ネットワークシステムと情報提供ネットワークシステムの仕組みから生じる、同一住所地の申請者以外の世帯に係る世帯情報の情報連携について、申請者以外の世帯についてはマイナンバー上の情報連携の履歴として表示されないよう措置すべきではないか。 ○ 総務省において、住民基本台帳ネットワークと情報提供ネットワークの連携において世帯情報を収集する際、同一住所地の全ての世帯情報にアクセスせずとも、直接個別の世帯情報を収集することができよう措置すべきではないか。 ○ 内閣府(番号制度担当室)及び総務省において、同一住所地の申請者以外の世帯に係る世帯情報の情報連携がマイナンバー上の情報連携の履歴として表示されないようにするために、マイナンバーの改善の費用対効果と住民基本台帳ネットワークシステムの改善の費用対効果とを比較するなど検討を行い、最適なシステムに改善すべきではないか。</p>	<p>マイナンバー入り住民票の取扱いについては、特定個人情報の提供の求めの制限や提供の制限等の規定が設けられていることを考慮した上で、代理人に直接交付することについても検討したい。 なお、マイナンバー入り住民票の使用件数を調査することは、官民で幅広くマイナンバーを提供するケースがあることから、困難である。</p>		

内閣府「最終的な調整結果」

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答
	区分	分野									団体名	支障事例	
31	地方に対する規制緩和	その他	マイナンバー制度における住民票情報の取得方法の適正化	「地方公共団体における番号制の導入ガイドライン(平成25年8月総務省作成)」(以下「ガイドライン」という。))において示す事務フローの正当性について、法制上整理し、関係法令の改正等所定の措置を講ずること、(システム面の改修を含む。)	【ガイドラインに示される事務フロー】多くの事務手続に使用される住民票原本に相当する情報は、申請者のマイナンバー(個人番号)をキーとした情報連携によって得られる情報の対象外となり、このことを踏まえ、ガイドラインで、①住民票原本によって「申請者との同一住所検索」を実施②①で得た個人番号を使って、情報提供ネットワークシステムへ「住民票関係情報」を照会③照会結果の世帯コードで、同一世帯を特定することが「できる」とされている。この方法は、申請者世帯がアパートや施設等の住所を正確に届け出していない場合や申請者が寮やシェアハウスに居住しているなど同一住所に複数世帯が存在する場合において、申請者と関係のない隣人の個人情報を検索し、利用してしまう可能性があるほか、照会結果はマイナンバーから照会して得るため、申請者がどのような行政手続を行ったか、隣人が推測し得る状況となってしまう可能性がある。【支障事例】上記については、以下の問題があるため、現状、マイナンバーを用いて申請する各種手続において、住民票の添付を省略できない。・申請者と関係のない隣人の個人情報を検索し、利用することは、個人情報保護法上制約されている。個人情報保護法上制約となるおそれがある。・申請者の行政手続の状況を第三者が推測し得る状況となることは、行政機関個人情報保護法違反となる可能性がある。	行政事務の適正化、個人情報保護の観点から、適切な運用が可能となり、申請時に住民票を省略することができる。	住民基本台帳法、社会保険・税番号制度における情報連携	内閣府、個人情報保護委員会、総務省	千葉県、神奈川県	一	宮小牧市、水戸市、ひたちなか市、八王子市、川崎市、富山県、愛知県、春日井市、大塚市、伊丹市、鳥取県、福岡県、戸田町、大村市	○具体的な支障事例にあるように、申請者の世帯構成を調べるため住民票を使用した場合で仮に全く業務に関係のない人についても情報照会したとすると、当該全く業務に関係のない人からの開示請求に備え、な住民票ネットを使用して情報照会したのか理由をたどることができる状態にする必要があり、かえって事務が増えている。○情報提供ネットワークの「住民基本台帳関係情報」として世帯主のマイナンバーを追加し同一世帯を抽出可能とするなど、情報提供ネットワーク内で世帯関係照会を完了できる仕組みを構築し、必要な情報照会をなくするとともに、マイナンバー制度自体の取扱いを向上させる必要があると考える。○申請を受けてから照会をかけるまでに多くの手間と時間がかかり、マイナンバー制度の目的である行政事務の効率化、住民の利便性向上が図られていないだけでなく、逆に非効率になっている。必要に応じて、法制上整理し、関係法令の改正等所定の措置を講ずること。また、適切な情報連携を行うため、新たな仕組み・フローを構築すること。(システム面の改修を含む。)※個人情報保護法上制約のおそれや、個人情報保護法違反の可能性も回避できる。○マイナンバー利用事務において、対象者のマイナンバー(個人番号)を基に住民基本台帳ネットワークシステムで同一住所検索を実施することは、同一住所ではあるが別世帯である住民の特定個人情報でも取り扱うこととなり、事務に関係のない住民の特定個人情報を取り扱うこととなるため、特定個人情報の取扱い上、問題があると考え。○マイナンバーを用いて申請する各種手続のうち、世帯構成の確認が必要な手続において、申請者と関係のない隣人の個人情報を検索する恐れがあり、また、この場合、申請者の行政手続の状況を第三者(隣人)が推測し得る状況となる。○当該においても住民票原本を必要とする事務において住民票の添付省略ができていない。総務省が示す事務手続方法においては、最終的に情報が取得はできるものの、手続きが複雑で作業量・作業コストも増すばかりであり、行政事務の効率化を阻害している。このことから、情報提供ネットワークシステムで住民票原本情報が取得できる新たな仕組みが必要と考える。○ガイドラインに示されている事務フローについては、提案団体の指摘する個人情報保護の観点に加え、事務処理効率の観点からも最適であるとは言い難い。住民票ネットを取り扱う基本4情報と情報提供NWSで取り扱う世帯コードをどちらか一方のシステムで組み合わせて取り扱うことできれば、「申請者との同一世帯検索」の実施が可能となり、提案団体の懸念する課題が克服されるだけでなく、事務手続きの更なる簡素化に繋がると考えられる。銀行事務フローの正当性について法制上の整理を行うことはもとより、新たな仕組み・フローの構築について積極的な検討を要望したい。○検索したい対象と同一でない人物に対して情報照会を行った場合、誤って照会した履歴がマイナンバーカル上に残ることになる。○住民票情報の情報連携は住民票ネットと併用することで初めて必要な情報を得ることが可能となり、紙の住民票を提出していたく従来の運用よりも事務負担が増えつつある。情報連携の促進を図るためには、当該事務に係る情報連携の仕組みに係る見直しが必要である。	【内閣府】まずは住民票関係情報を所管する総務省において検討いただくものと考えている。【個人情報保護委員会、総務省】○ガイドラインにおいては、申請書に書かれた世帯の内容を確認する方法として、①「住民票ネットを活用して同一住所の者を検索して同一世帯である可能性のある者を抽出し」、②「その後、これらの者について情報提供ネットワークシステムを通じた情報連携により同一世帯者を絞り込むこと」による方法を示している。これを法制上整理すると以下のとおりであり、関係法令の改正等は必要ないもの。①住民票ネットを活用して同一住所者を検索することについてマイナンバー法第14条第2項においては、個人番号利用事務実施者は「個人番号利用事務を処理するために必要とあるとき」は、住民基本台帳法第30条の4から第30条の12までの規定により、権利に對し権限を有する本人確認情報の提供を求め、ことができるとされており、申請者本人と同一住所ではあるが同一世帯ではない方については、マイナンバーを地方公共団体情報システム機構に照会を行うことも、情報連携を行う事務の一環として、給付の適正支給のために行われたものであることを考えれば、事務処理に必要な範囲で許容されるべきものであると概される。②住民票ネットから抽出された同一住所の者を情報照会することについてマイナンバー法第19条第7号においては、情報照会者は「(別表第二の)第二欄に掲げる事務を処理するために必要とある一定個人情報」の提供を求めるとされており、請求書に記載されている者のほか同一世帯者が存在しないことを確認するために必要なものであれば、同一世帯でない者についても情報照会を行うことは可能である。○なお、基本的には申請に基づき手続については、申請書の内容が正しいかどうかの確認を行えば足りると考えられるところ、具体的にどのような手続において、世帯構成に関するどのような情報を確認する必要があるのか、地方公共団体等に対し、確認することを考えている。

管理番号	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月26日閣議決定)記載内容
	見解	補足資料	見解	補足資料				
31	<p>ガイドラインに示された手法では、例えばシェアハウスに居住する者が難病の特定医療費の認定申請を行った場合、世帯情報を確認するため、①住基ネットでの同一住所検索により同一住所者を抽出、②全ての同一住所者の個人番号を使って情報提供NWSへ住民票関係情報を照会、③回答結果の世帯コードを突き合わせて同一世帯を特定、することとなる。</p> <p>そのため、情報提供等記録を削除できない以上、マイナポータルでのやりとり履歴の確認や情報提供等記録の閉鎖請求により、申請者本人だけでなく、同じシェアハウスに居住する他者も、自身が申請していない難病の特定医療費の認定申請で自身の情報が照会されたことを知ることとなる。</p> <p>その情報から、同じシェアハウス内の誰が難病の特定医療費の認定申請をしたかを推測することは可能であり、こういった機微な情報まで推測しうることは、申請者本人に多大な不利益を及ぼす可能性がある。</p> <p>仮に、ガイドラインに示された手法が、マイナンバー制度に係る現行法令の個々の規定で見れば問題ないとしても、以上のとおり個人情報保護上の問題があると考えられ、有識者からも同様のご指摘があったところである。</p> <p>また、他団体から示された支援事例にもあり、ガイドラインに示された手法は上記①から③のような、他の情報を照会する場合には必要のない作業まで行わねばならず、業務の効率化を阻害するものでもある。</p> <p>そのため、申請者本人に不利益を及ぼさず、かつマイナンバー制度の本旨である行政事務の効率化に資する新たな情報の取得方法を検討していただきたい。</p>		<p>【鳥取県】</p> <p>同一世帯でないものに係る本人確認情報又はマイナンバーの提供及び情報提供ネットワークシステムによる情報照会については、事務処理に必要な範囲で許可されるとの国の見解であるので、そのように取り扱うこととする。</p> <p>なお、従来の紙による住民票の記載情報を得るために、住基ネット及び情報提供ネットワークによる情報照会の両方の処理が必要となることは、事務処理を行う上で非常に煩雑であり、事務の効率化にもなっていないことから、早急に地方公共団体等に内容を確約し、住民票情報を得られる簡便な仕組みを構築して欲しい。</p>		<p>【全国知事会】</p> <p>マイナンバー制度には、プライバシー保護の観点から懸念が示されていることから、情報漏洩や不正利用に対する国民の不安を払拭できるよう、引き続き、制度の安全性や信頼性を、国民に丁寧かつ十分に説明する等により、信頼される社会基盤として制度を維持、確立すること。</p> <p>【全国市長会】</p> <p>提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>	<p>【個人番号記載の住民票の取扱い】</p> <p>○ 内閣府(番号制度担当室)において、マイナンバー入り住民票が通知カードに代替するものとして使われている件等の運用実態を整理していただきたい。</p> <p>○ 総務省において、マイナンバー入り住民票の使用実態を踏まえつつ、マイナンバー入り住民票の通知カードに代替するものであり、極めて限定的にしか用いられないことなどを、地方公共団体の住民に周知するよう措置していただきたい。</p> <p>【住民基本台帳事務の住居業の別業の交付に係る請求者の規定の明確化】</p> <p>○ 財務省において、死亡者のマイナンバーが税務上の名寄せで必要となる理由を確認した上で、法定調書における死亡者のマイナンバーの記入を廃止していただきたい。</p> <p>○ 総務省において、単身世帯であった死亡者の法定代理人が、住民基本台帳法第12条第5項の特別の請求を行った場合におけるマイナンバーが記載された住民票の除票の写しに係る取扱いを周知し、地方公共団体職員への対応が円滑になるよううしていただきたい。</p> <p>○ 内閣府(番号制度担当室)において、死亡者のマイナンバーを削除することについて、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の趣旨に合致しているのか整理していただきたい。</p> <p>○ 内閣府(番号制度担当室)及び金融庁において、保険会社が保険金を支払う際にマイナンバーの記入を求めているが、相続人が死亡者のマイナンバーを通知できずマイナンバーが記入できなくても保険金を請求できることを明確化していただきたい。</p> <p>【マイナンバー制度における住民票情報の取得方法の適正化】</p> <p>○ 内閣府(番号制度担当室)において、同一住所地に複数の世帯がある場合、住民基本台帳ネットワークシステムと情報提供ネットワークシステムの仕組みから生じる、同一住所地の申請者以外の世帯に係る世帯情報の情報連携について、申請者以外の世帯についてはマイナポータル上の情報連携の履歴として表示されないよう措置すべきではないか。</p> <p>○ 総務省において、住民基本台帳ネットワークと情報提供ネットワークの連携において世帯情報を収集する際、同一住所地の全ての世帯情報にアクセスせずとも、直接個別の世帯情報を収集することができるよう措置すべきではないか。</p> <p>○ 内閣府(番号制度担当室)及び総務省において、同一住所地の申請者以外の世帯に係る世帯情報の情報連携がマイナポータル上の情報連携の履歴として表示されないようにするために、マイナポータル上の情報の取扱いと住民基本台帳ネットワークシステムの改善の費用対効果とを比較するなど検討を行い、最適なシステムに改善すべきではないか。</p>	<p>マイナポータルにおける情報連携の記録の確認は、マイナンバー制度の創設に当たり、行政機関等によるマイナンバーの不適切な利用を防止する観点から設けられているものであり、行政機関等が同一住所地における居住者の世帯情報を確認した事実がある以上、これを表示させない措置を講じることは制度の根幹に関わるため困難である。</p> <p>どのような手続において、世帯構成に関するどのような情報を確認するために同一住所地検索を行う必要があるのか確認中であり、現時点でシステムの改善や費用対効果の検討などの対応を行うことが困難である。</p>	<p>【内閣府】</p> <p>8) 住民基本台帳法(第42条81)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(第25条27)</p> <p>申請書等に記載された世帯構成の確認方法については、申請者等への口頭での確認等により世帯構成を把握可能な場合があるなど、住民基本台帳ネットワークシステムによる同一住所検索で抽出された全員に対し、情報提供ネットワークシステムによる情報連携を必ず行うものではないことを明確化し、地方公共団体に2018年度中に通知する。</p> <p>【関係府省(総務省)】</p> <p>〔措置済み(平成30年11月27日付け内閣官房番号制度推進室、総務省自治行政局住民制度課事務連絡)〕</p>

管理番号	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月26日閣議決定)記載内容
	見解	補足資料	見解	補足資料				
50	<p>画と画で確定通知の時期が異なるため、ご見解のとおり、自治体の返送金処理手続きが円滑に行われるよう、早期の確定に努めていただきたい。</p>				<p>【全国知事会】 所寄府は自治体が提出する実績報告書の不備が原因のように主張しているが、交付金事務に用いられる様式ファイルの不具合による差替え等が書類の再提出が求められることが事務の負担増となり、遅延の原因となっているとの意見があるため事務手続き上の問題点について再検討されたい。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>		<p>様式ファイルの不具合については、平成30年度の交付金事務は様式ファイルの活用も2年目となり改善に努めたところである。今後は交付金を早期に確定し、返送金処理を行えるように努めてまいりたい。</p>	<p>6【内閣府】 (11)子ども・子育て支援法(平24法65) (1)子ども・子育て支援交付金については、交付金の返還に係る地方公共団体の円滑な事務の執行が可能となるよう、毎年度可能な限り早期に交付金額を確定する。</p>
54	<p>(1)及び(2)について 「実施している市認定保育施設については、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」と同等の基準を満たしており、保育の質は十分確保しているものと考えている。その点を考慮して再検討いただきたい。 また、「平成28年の地方からの提案等に関する対応方針」で、利用調整等の方法による受入施設の確保により、連携施設を確保したものとみなす」と認可要件が緩和されたところではあるが、本市では引き続き卒園後の受け皿確保に苦慮している。今後とも保育需要は伸びていく見込みであり、現行の認可施設のみで3歳児以降の受け皿を確保することは困難であることから、卒園後の受け皿に係る連携施設を拡充すべきである。 なお、「代替保育の提供」については、「平成29年の地方からの提案等に関する対応方針」において一定の見直しが行われたところであるが、連携施設の確保に結果していないのが実情であり、現場の実態を踏まえ引き続き検討をお願いしたい。 (3)について 経過措置の延長の可否は、家庭的保育事業者等にとっては、事業運営の見直しを立てる上で喫緊の問題であり、早期に経過措置を延長する旨を示すべきではないか。</p>			<p>【全国知事会】 所寄府からの回答では、連携施設に認可外保育施設を加えることは質が確保されていないため認められないとされているが、2019年10月から始まる幼児教育・保育の無償化措置を考えると、認可外保育施設でも質が確保できている施設は存在すると考えられる。質の確保の観点で、どのような認可外保育施設が連携施設に相応しいかは施設を熟知している地方自治体から設定できるようにすべきである。 この家庭的保育事業者における連携施設の設置に係る基準については「従うべき基準」とされているが、「従うべき基準」は条例の内容を直接的に拘束するものであり、国が設定するのは、真に必要な場合に設定されるべきものの地方分権改革推進委員会第3次勧告の趣意を踏まえ、参酌すべき基準等へ移行すべきである。 なお、「従うべき基準」の見直しは、サービス水準の低下や国の政策目的を阻害する地方自治体の施設の新設を促さず、且つ全国一律に決定している基準等を地方自治体目から決定し、その地域の実情に合った最適・最善なサービス・施策が講じられることを達成させるためのものである。 【全国市長会】 保育の質の確保を前提として、提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。</p>	<p><卒園後の受け皿としての連携施設の拡充について> ○ 連携施設は一定の保育の質が担保された保育園、幼稚園、認定こども園が望ましいため、対応は困難であるとの回答だが、地方公共団体が一定の基準を満たすと認める認可外保育施設(認証保育所等)、企業主導型保育施設、特区小規模保育施設は、国や地方公共団体から運営支援等を実施していることを踏まえれば、当然保育の質は担保されているものと考えべきではないか。 ○ 平成28年の対応方針で卒園後の受け皿に係る認可要件は緩和されたものの、引き続き多くの地方公共団体が受け皿の確保に苦慮している。保護者が安心して働きやすい環境を整備するために、卒園後の受け皿に係る連携施設の拡充を拡充することが必要ではないか。 <連携施設に関する経過措置の延長について> ○ 多くの家庭的保育事業者等において、連携施設の確保の見込みが立たない中、経過措置の延長を行わなければ、事業認可の取扱いに存続保育児の減少にもつながらず、保育の受け皿拡充と保育の質の確保に取りむくためには、当然に延長されるべきではないか。 ○ 家庭的保育事業者等にとって、経過措置の延長の可否は事業運営の見直しを立てる上で非常に大きな問題であるため、早期に経過措置を延長するか否かの旨を示すべきではないか。</p>	<p>(1)及び(2)について 保育の受け皿確保に当たっては、一定の保育の質が確保されている認可保育所を中心に整備していくことが必要と考えており、保育の受け皿拡充と保育の質の確保を「車の両輪」として取り扱う必要がある。 一次回答でも述べたとおり、家庭的保育事業者における連携施設の設置は、代替保育の提供や集団保育も受ける機会を提供など保育の質の向上の面でも極めて重要な仕組みである。連携施設の設置に当たっては、一定の保育の質が確保された保育園・幼稚園・認定こども園が担うことが望ましいとされているが、連携施設の設置状況の実態等を踏まえ、そのあり方について、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)の施行後5年の見直しの中で検討してまいりたい。 (3)について 設備運営基準附則第3条に規定する特別措置の延長については、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)の施行後5年の見直しの中で検討することとしているが、子ども・子育て支援法に定める経過措置の状況も踏まえつつ、可能な限り速やかにその方針をお示ししたい。</p>	<p>6【内閣府】 (3)児童福祉法(昭22法164)及び子ども・子育て支援法(平24法65) (8)家庭的保育事業者の設備及び運営に関する基準(平26厚生労働省令61)のうち、連携施設(同令6条1項に規定する連携施設をいう。以下同じ。)に関する規定については、以下のとおりとする。 「連携施設」に関する経過措置(同令附則3条)の期間については、連携施設を確保しないことができない特例を延長することし、所要の措置を講ずる。 (関係府省・厚生労働省) 家庭的保育事業者等が保育所、幼稚園又は認定こども園との連携によって適切に確保しなればならない連携協力項目のうち、卒園後の受け皿の確保(同令6条3号)については、企業主導型保育施設又は認可外保育施設(児童福祉法69条1項に規定する施設のうち、同法39条1項に規定する業務を目的とするもの)であって、事業実施補助を交付しているものに限る。であって、一定の要件を満たすものから確保できるようにするための方法を検討し、2018年度中に結論を講ずる。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省・厚生労働省)</p>	
64	<p>○「交付の目的に応じた複数の財政措置」が存在すると言うより、放射線監視という目的が更に「平常時」と「緊急時」に分割され、同様の機能を有する機器であるにもかかわらず、活用範囲がそれぞれに範囲に限定されているのが現状。それに対応して、事務処理も厳格に区分が求められている。 同一敷地内において、併設されている施設内や同一施設内に設置されている、同様の機能を有する機器についての交付金の交付手続きを、ヒアリングの同時実施や経費算出に係る様式統一などにより、関係する事務処理の面で大きな効率化が図れるのではないか。 ○平成30年地方分権改革に関する提案募集要項6(2)イに、地方に対する規制緩和には、「補助金等の要綱等によるものも対象」、「手続書類の簡素化を念頭に置いている」と明記されており、本件は提案の対象となるため、前向きに検討いただきたい。</p>			<p>【全国知事会】 所寄府からの回答は、「地方分権改革に関する提案対象とならない」となっているが、地方の意識と知識を十分に活かせるよう「提案募集方式」の制度を活用すること。 なお、平成30年地方分権改革に関する提案募集要項6(2)イに、地方に対する規制緩和には、「補助金等の要綱等によるものも対象」、「手続書類の簡素化を念頭に置いている」と明記されている。 【全国町村会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。</p>	<p>交付に係る事務手続きについては、年度末年度初めの繁忙期を避け、交付申請の受付を実施し、ヒアリング時期を含め可能な限り事務負担の軽減となるよう配慮していく。 また、その情報の確定等の業務においても、前回の配慮を行い、地域の実情に応じた相談や、責務の運用に係る各種相談においても引き続き丁寧に対応していく。</p>	<p>6【内閣府】 (15)放射線監視等交付金及び原子力発電施設等緊急時安全対策交付金 放射線監視等交付金及び原子力発電施設等緊急時安全対策交付金の交付に係る事務手続きについては、ヒアリング時期を含め、地方公共団体の事務負担軽減や円滑化等に可能な限り配慮するとともに、両交付金における事業の実施計画の変更や、資機材の取得及び整備等に関する各種相談についても引き続き対応していく。 (関係府省・環境省)</p>		

内閣府「最終的な調整結果」

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支援事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支援事例(主なもの)＞		各府省からの第1次回答
	区分	分野									団体名	支援事例	
65	地方に対する規制緩和	その他	地方創生推進交付金における間接補助金の交付完了日の見直し	地方創生推進交付金について、間接補助を行う場合、年度末までに間接補助金の交付を完了しなければならぬとされており、年度末まで間接補助事業者が事業を行う場合、現状の交付手続では十分な事業期間を確保できないことから、間接補助金の交付完了日の見直しを求める	地方自治体の補助金等の交付事務は、事業者からの実績報告書を審査し、補助金額を確定した上で、金融機関を通じた支払い手続きをするため、相当の日数を要することから、民間等事業者の地方創生の取組みを支援する間接補助事業等について、年度末までに補助金等の交付を完了させようとする。民間等事業者の事業期間を3月31日まで確保することができない。例えば、中小企業の生産性向上のための設備導入等への補助事業において、企業が売上等の商品等の取組・体感等に取組の入れ替えに着手し、導入完了が年度末ぎりぎりになるケースが多いため、補助事業の活用を断念せざるを得なくなるなど、地方創生の推進に大きな支障となる。なお、内閣府からは、間接補助事業者への補助金交付完了を3月31日までにおこなわなければ当該年度の補助事業として完了したとはいえないとの指摘を受けているところ。	地方創生推進交付金における間接補助金の交付完了日が見直されることで、民間等事業者の間接補助事業期間を3月31日まで確保することができ、より効果的な地方創生の推進に資する。	地方創生推進交付金交付要綱	内閣府	京都府	—	北海道、盛岡市、宮城県、福島県、秋田市、川崎市、福井市、長野県、長野市、名古屋、岩手県、青森県、山形県、福島県、新潟県、富山県、石川県、福井県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県、香川県、岡山県、広島県、山口県、福岡県、佐賀県、熊本県、大分県、福岡市、沖縄県	<p>○内閣府の地方創生推進交付金において、間接補助を行う場合、年度末までに交付を完了しなければならないとされている。この取扱いでは、3月閉鎖の事業に充当することが難しく、現に本市においても平成30年1月に開始したイオンへの支援に対する補助について、支払い滞りや納付のため、交付金対象事業者から最終的に滞りした事業がある。交付金を活用した事業支援を事業実施期間により遅延したにもかかわらず、事業者は30年度末までの支払い滞りや納付の滞りなく、対象事業者のみの完了日等をとり、より柔軟に取扱いしていただけるようお願いしたい。</p> <p>○地方創生推進交付金を活用した間接補助事業については、3月31日まで間接補助事業者への補助金の交付を完了しなければならないとされている。しかし、事業者からの実績報告書審査、補助金額を確定、支払いを完了するまでには一定程度の期間を要することから、3月31日まで支払いを完了するには、事業者の事業実施期間を3月31日まで確保する必要がある。また、事業者については、3月への実績報告までに支払いを完了する必要があり、実際の事業終了日を3月中旬より早く早くする必要がある。このように、本市においては、地方創生に対する取組を支援する補助金の立上げや運営に資する補助金を活用しているが、事業実施期間が短縮されることにより、3月に実施することである事業の実施が切れ目ない事業の実施に支障をきたし、地方創生の効果が薄れることが懸念されている。</p> <p>○地方創生推進交付金を活用して実施している間接補助事業において、年度末までに補助金支出を完了させるためには、事業者が早期の事業完了、報告を求める必要がある。事業者の事業実施期間を十分に確保することにより、関係機関の取組の補助金との業務上の整理が必要であり、民営の取扱いが異なることに対して事業者の理解が得られないため、間接補助金の交付完了日の取扱いの見直しを要する。</p> <p>○地方公共団体の補助金等の交付事務は、事業者からの実績報告書を審査し、補助金額を確定した上で、金融機関を通じた支払い手続きをするため、相当の日数を要することから、民間等事業者の地方創生の取組みを支援する間接補助事業等について、年度末までに補助金等の交付を完了させようとする。民間等事業者の事業期間を3月31日まで確保することができない。</p> <p>○補助、交付金支出を予定している間接補助事業者について、取組内容が年度末まで完了した結果、年度内に補助金を交付することができます。交付金を充当できなかった事例があった。現在の制度では、年間で地方創生の推進に取り組む場合、間接補助事業では支援が滞っているところである。地方創生推進交付金に於いて間接補助金の交付完了日が遅れることで、より効果的な地方創生を推進する事業の実施が可能となる。</p> <p>○支払い手続きに相当の日数を要することから、地方創生に関する取組みを支援するため実施する間接補助事業等について、事業期間を早めに切り上げる事業が発生している。</p> <p>○市町村等が交付金を充当し間接補助事業を行う場合、現状は、補助金交付事務に要する期間が、事業完了を阻害しなれない。間接補助金の交付完了日の見直しにより、遅延の間接補助事業の実施が可能とすべき。</p> <p>3月31日までの事業期間を確保することで、補助対象事業者がより事業を効果的に実施できるようにする。</p> <p>また、事業完了後の精算払いを認めることで、追加交付分の一般財源での対応や返還金の精算処理、返還済みがなくより事務負担軽減につながる。</p> <p>○現状では間接補助事業者が年度末まで事業を実施することができないため、地方創生の推進のためにも、事業者が十分事業期間を確保できるようにするよう検討したい。</p> <p>○地方創生推進交付金を活用した間接補助事業者による補助事業において、事業実施期間が短くなることから、間接補助事業における事業完了日の見直しについてご検討ください。</p> <p>○事業実施のための取組や取組等に対する補助金において、3月31日までに事業者に対し補助金を交付する必要があるため、事業完了を前倒しせざるを得ず、結果として事業に空白期間が生じている。結果的に3月31日以前で事業を完了する計画であるが、継続的な支援が入らず、地方創生の推進に大きな支障となる。</p> <p>○国の補助金を受けて間接補助金を交付する場合、昭和20年の大蔵省事務連絡により、間接補助金等の交付完了後であれば、精算額と別に補助金の交付を請求することができないとされている。</p> <p>補助金等の交付業務においては、間接補助事業者から提出を受けた実績報告書の審査審査や取組検査等の後、支払い手続きを行うため、年度末までに間接補助金等の交付を行うとすれば、間接補助事業者等にも複雑な交付事務手続きを要するほか、事業期間の短縮や県単での事業実施を行わずに済む。本交付金の趣旨・目的を踏まえ、検討したい。</p> <p>○事業者からの実績報告書を審査し、補助金額を確定した上で、金融機関を通じた支払い手続きをするためには、相当の日数を要することが想定されます。</p> <p>○間接補助金の交付完了日が緩和されることを望みます。</p> <p>○補助金等の交付業務は、事業者からの実績報告書を審査し、補助金額を確定した上で、金融機関を通じた支払い手続きをするため、相当の日数を要することから、民間等事業者の地方創生の取組みを支援する間接補助事業等について、年度末までに補助金等の交付を完了させようとする。民間等事業者の事業期間を3月31日まで確保することができない。</p> <p>○地方創生推進交付金については、歳以外の事業主体に対して補助金として事業費を交付する間接補助金の取扱いが認められ、この事業費は人員費や旅費等については、事業実施期間を3月31日まで確保しない限り、費用も含まれる。</p> <p>○取組要員の確保、3月分の経費(例えば活動水費)は年度末まで発生するが、年度末までに補助金交付完了が早くなるように、民間等事業者の事業期間を3月31日まで確保することができない。</p> <p>○国の補助金(交付金)を受けて、間接補助を行う場合について年度末までに間接補助金の交付を完了しなければならないとされており、年度末まで間接補助事業者が事業を行う場合、現状の交付手続では十分な事業期間を確保できない。</p> <p>○地方創生推進交付金は、精算払いで、実績報告書の提出が10日と短いことから、特に間接補助事業において事業実施期間が十分確保できない。内閣府の取組については、精算払いや実績報告書の提出期限の延長が必要。</p> <p>*他府庁の例 徳島県(概算払、6/10) 福井県(概算払、6月末)</p>	

管理番号	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月26日閣議決定)記載内容
	見解	補足資料	見解	補足資料				
65	<p>内閣府からの回答では、昭和30年11月17日財務局長事務連絡に、間接補助事業において、間接補助金等の交付は「年度内」に完了しなければならないと明確に示されていること、これが「国の補助金等全体に対する統一ルール」とされていることを根拠に制度変更が困難としている。</p> <p>しかしながら、同財務局長事務連絡においては交付完了の期限は記載されておらず、「年度内に間接補助金等の交付を完了しなければならない」と明確に示されているとはいえない。</p> <p>また、例えば、森林水産省では、同財務局長事務連絡を踏まえた上で、平成24年12月27日事務連絡において交付完了を実績報告書の提出期限である4月10日以前にする必要があるとされているなど(例:4月7日)、年度内に間接補助金等の交付を完了しなければならないことは「国の補助金等全体に対する統一ルール」とまでは言えず、制度変更が困難とされる理由と矛盾する。</p> <p>なお、内閣府からは、「年度内」での交付完了について、明文での通知等は現時点まで行われていない。</p> <p>こうした中で、地方で取り組む間接補助事業の執行期間を年度末まで確保し、効果的な地方創生の推進を図るため、「年度内」とされている間接補助金の交付完了日の見直しを求めらるものである。</p>		<p>【八幡市】</p> <p>地方創生に資する事業の実施にあたっては、事業の継続性がその効果に影響を及ぼすものも多く、また、NPO法人をはじめ、小規模な団体が主体的に事業を実施していることも多いことから、事業実施後の審査においても、正確性を担保するためには時間を要する場面がある。より地方創生に係る効果を高めていくためには、事業の空白期間を生じさせることなく取り組むことが重要であることから、昭和30年11月17日に示された本ルールについて、その事業の性質や目的など、特に応じた柔軟な解釈を執りたい。</p>		<p>【全国知事会】</p> <p>地方創生推進交付金については、その内容や振替について地方の意見等を十分に踏まえるとともに、地方創生の更なる活性化や取組みの全国展開に向け、地方の実情を踏まえ、より弾力的で柔軟な運用を図るべきである。</p> <p>【全国市長会】</p> <p>提案団体の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p> <p>【全国町村会】</p> <p>提案団体の意見を十分に尊重されたい。</p>		<p>地方創生推進事務局としては、「国の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終るものとする。」「(財政法第11条)」「各会計年度における経費は、その年度の歳入を以て、これを支弁しなければならない。」「(同法第12条)等の法律の規定及びこれらの具体的解釈を示した昭和30年11月17日財務局長事務連絡を踏まえ、年度内に間接補助金の交付が完了しなければならないものとして、地方創生推進交付金を運用している。本運用については、国の補助金に係る統一ルールに基づくものであり、目事務局のみの判断でこれを変更することはできない。</p>	

内閣府「最終的な調整結果」

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞		各府省からの第1次回答
	区分	分野									団体名	支障事例	
68	B	地方に対する規制緩和	消防・防災・安全	災害対策基本法第86条の8第3項の改正。	市町村の地域内で災害が発生し、被災住民の生命若しくは身体を災害から保護し、又は居住の場所を確保することが困難な場合、災害対策基本法第86条の8に基づき、他市町村に対し他市町村への避難(広域一時滞在)を協議し、必要に応じて他市町村の避難所(指定一時滞在)を確保することができるとする。この場合は、避難先とされるのは同法第3項で「避難所」としては認定されていないが、「避難場所」も追加する。	○東日本大震災以降、洪水等も含めた様々な災害の被害想定が見直される中で、一市町村区域内での避難では、住民の安全が十分に確保できない場合もある。○また、住民の生命若しくは身体を災害から保護するためには、行政区域内関係なく、最も安全と思われる避難行動をとることができる体制を構築すべきと考える。○現状、災害対策基本法第86条の8では、同法第49条の7で想定される避難生活を営むための「避難所」について、第86条の8第3項で明記されているが、同法第49条の4で想定される災害の危険から緊急に避難するための「避難場所」については認定されていない。避難場所の確保を他市町村に求める際の協議を行う法的根拠が十分でない。	災害対策基本法第86条の8	内閣府、総務省	茅ヶ崎市	(提案集)広域一時滞在ポフ	ひたちなか市、厚木市、佐久市、山崎市、富士市、岡崎市、田原市、岡山市	○災害対策基本法第86条の8第3項では、「広域一時滞在の用に供するため、受け入れた被災住民に対し避難所を提供しなければならない」としている。避難場所及び避難所については、同法49条の4及び同条の7で規定されており、同法49条の8では、「避難場所と避難所とは、相互に兼ねることができる」としている。これより柔軟な対応が求められる一方、両者が混同され、対応に遅れがおそれがある。緊急時には、市町村間で速やかに協議・受入れを行う必要があることから、対応に遅れを生じさせないため、避難場所についても明示すべきと考える。○また、同法86条の8第3項で避難所のみで記載されている現状を改正し、避難場所・避難所・指定等による避難所受入れも明記しているが、被災状況により避難所の確保が困難な場合も考えられるため、柔軟な避難対策を図っていただきたい。○地震や洪水等と、災害は行政区域ごとで起こるものではないため、住民の避難誘導や受け入れについても、行政区域内を問わずに広域的な協力体制を整備しておく必要がある。○災害対策基本法において広域避難所の受け入れ先として、「避難所」だけでなく、「避難場所」を明記することで、柔軟な避難計画の協議が可能となり、多様な避難経路の確保につながるため、より多くの住民の生命を確保することができるものとする。○現状の災害対策基本法第86条の8第3項の条文では、同法49条の4で想定される災害の危険から緊急に避難するための「避難場所」の提供を他市町村に求める際の協議を行う法的根拠が十分でない。○平成29年3月に福岡県、平成30年6月に玉川市の浸水想定区域図が発表され、市民の安全を第一に考えた場合、隣接する市町村への避難を想定した防災対策を考える必要がある。○大雨による災害(土砂・洪水・高潮等)が発生する恐れがある場合において、広域避難の必要性を協議する場では、災害対策基本法に基づく被災者支援協議会の協議会及び、水防法に基づく大規模氾濫浸水協議会を活用する旨が「洪水・高潮氾濫からの大規模・広域避難に関する基本的な考え方」(平成30年3月)中央防災会議「防災対策実行計画」に示されており、災害対策基本法「避難所」について記載がある。今後、広域避難を検討する場合に、法的根拠の必要性を感じる。	
101	A	権限移譲	医療・福祉	自立支援医療(精神通院医療)の支給認定に関する事務のうち、申請者の住所地別の審査について、申請の受付を行う市町村が行えよう。県から市町村に権限を移譲する。	これまで自立支援医療(精神通院医療)の支給認定に関する事務のうち、申請者の住所地別の審査については、申請書の住所地別の審査について、申請の受付を行う市町村が行えよう。県から市町村に権限を移譲する。	○これまで自立支援医療(精神通院医療)の支給認定に関する事務のうち、申請者の住所地別の審査については、申請書の住所地別の審査について、申請の受付を行う市町村が行えよう。県から市町村に権限を移譲する。	1)所得区分の確認を市町村の事務として法令に規定することで、市町村は専任法施行後も、法定の事務実施として専任職員に基づいて迅速な確認が可能となる。これは、業務の実態に沿ったものである。都道府県が事務を行う場合に比べて合理的で、住民サービスの低下につながらないものである。○また、特例条例とは異なり、全国的に一律の手続きとなるため、住戸サービスに差が生じない。	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律123号)第53条第1項及び第56条第1項	内閣府、厚生労働省	秋田県、宮城県	埼玉県、川崎市、新潟県、静岡県、茨城県、千葉県、東京都、神奈川県、福井県、岐阜県、石川県、富山県、山梨県、長野県、新潟県、福井県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、奈良県、和歌山県、徳島県、香川県、岡山県、広島県	○市町村は申請窓口であることから、所得区分の認定事務の権限を有していた方が合理的であり、また、情報開示も市町村で行うことができるようならば事務の連携が図れるおそれはない。○所得区分の確認(事項)については、これまでと同様申請窓口である市町村で行うことが必要である。このため、事務処理特例により市町村に移譲することが、移譲を要する市町村は42/62市町村にどまっている。○県内で統一した取り扱いをするために、引き続き事務処理特例による市町村への移譲を進めていくが、業務の実態に合わせ、全国で統一したサービスを速やかに実施するためには、法令上、市町村事務として規定することが必要である。○当票においては、対象件数も現状にあるので、市町村で事務を行えず、すべて県でとなると、新たな人員配置が必要となる。○県において、専任による所得区分の確認(住所)については、「福祉システム」(総合窓口システム)、「住民ネットワーク」のシステムとの連携が必要となり、それぞれのシステム間の情報の連携が必要である。また、情報セキュリティの関係から、情報の受渡や、情報開示制があるため、システム間での情報の受渡しをする際、厳格な情報チェックが必要である。○かつ、対象件数が多いため一括処理が必要になるが、「住民ネットワーク」等の一部処理については県との連携を必要とする。○県において、所得区分の確認(住所)については、専任による所得区分の確認(住所)を市町村に移譲するためには、事務処理特例により移譲を市町村に移譲することが必要であるが、市町村の協議・同意が必要である。既に一部の市では同意が得られず、県が確認事務を行うことになり、その市においては、受給者証の発行が遅れるなど、市町村により住民サービスに差が生じるようになる。	
111	B	地方に対する規制緩和	医療・福祉	幼保連携型以外の認定こども園の認定手続きにおいて、市町村立の認定こども園の見直しについて	幼保連携型認定こども園の設置については、市町村以外の者が設置する場合は、都道府県長の認可を受けなければならないが、事前に施設を設ける市町村長への協議が必要とされている。一方、市町村が設置する場合は、都道府県への事前届出のみである。○また、幼保連携型以外の認定こども園の認定については、市町村とそれ以外の者が共同で行うことにより、認定(認可)については、「当該認定の申請に係る施設が所在する市町村の長に協議しなければならぬ」(認定こども園法第3条6項)とされている。この事前協議は、子ども・子育て支援新制度において、保育の必要数等は市町村が事業計画において定めることとなり、認定権を持つ都道府県と保育の必要数等を管理する市町村の間で継続的に行われるよう規定しているものと考えられる。しかし、市町村立の施設を認定する場合、認定の申請者と協議の相手方が同じであるにも関わらず、都道府県知事から市町村長へ協議が必要となる。実態として、大抵府では、平成27～30年の認定事務97件のうち、17件が市町村立の施設であり、認可・認定事務の集まる年度に集中的に発生している。当該事前協議を廃止したとしても、子ども・子育て支援法第31条により、特定施設・事業施設の認定は、保育施設の利用を定める場合や変更する場合は、都道府県知事の協議が必要となることとなり、協議が不円滑となりうる。法の趣旨を損なう恐れはない。	市町村立の幼保連携型以外の認定こども園の認定手続きについて、都道府県知事、市町村の両者の事務負担の軽減に資する。	幼保前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	内閣府、文部科学省、厚生労働省	大阪府、京都府、奈良県、神戸市、和歌山県、徳島県、香川県、岡山県、広島県	茨城県、山梨県、東京都、京都府、奈良県、静岡県、富山県、福井県、岐阜県、長野県、新潟県、山梨県、新潟県、富山県、福井県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、奈良県、和歌山県、徳島県、香川県、岡山県、広島県	○幼保連携型認定こども園の場合と同様の手続きで良いと思われる。○認定の申請者と協議の相手方が同じであるにも関わらず、都道府県知事から市町村長へ協議又は形式的な事務が年度末に発生し、事務負担が大きい。○本市においては、現時点で公立の認定こども園が存在しないが、公立幼稚園等のあり方について検討を進めているところであり、認定こども園化の方向となった場合、複数の施設の手続きを同時に行う必要があり、都道府県、市町村の負担軽減の観点から制度改正が必要であると考える。		
113	A	権限移譲	医療・福祉	処遇改善加算の認定権限の移譲	処遇改善加算Ⅰ及び処遇改善加算Ⅱに係る加算の認定は、指定都市及び中核市において行うこととされている。処遇改善加算の認定権限を、各市町村へと移譲する。	指定都市及び中核市以外の市町村が管轄する施設・事業所における処遇改善加算Ⅰ及び処遇改善加算Ⅱの認定事務が簡素化され、市町村における業務の効率化と共に、施設・事業所に対する精算の簡素化が図られる。○また、年度終了後に行う処遇改善加算Ⅰ及び処遇改善加算Ⅱに係る賃金改善実績報告書の提出先は政令市及び中核市であるが、一般市町村である市の別なく、市町村とされている。そのため、一般市町村においては加算の申請に対して認定を行う主体と、実績の報告を受ける主体が異なり、事業の一元管理ができていない状況である。○また、一般市町村においては、管轄する施設・事業所から加算申請書の提出があったのを、取り扱って、都道府県へ提出し、認定を受けたことを当該施設・事業所へ通知することとなり、都道府県とのやり取りもあって、認定されるまでの過程が長期化することとなる。○また、本加算の認定が行われれば、施設及び事業所への精算ができていないため、一般市町村が管轄する施設・事業所においては、結果として精算までの期間が長期化(市町村の提出から審査及び修正後、認定まで最長5週間程度)している。各施設の運営事業から、審査過程での変更が生じる場合もあり、歳入が確定せず、運営が不安定となりうる。○また、市町村への申請の提出から認定までをより早期に行うべく、市町村と協議している。○また、認定作業を行うことにより、早期に事業者が精算を行うことができる。	施設型給付費等に係る処遇改善加算について(平成29年4月21日付付本第375号、29文科初第215号、産発発04278号)	内閣府、文部科学省、厚生労働省	大阪府、滋賀県、堺市、兵衛町、和歌山県、鳥取県、徳島県、岡山県、広島県	青森県、群馬県、茨城県、埼玉県、新潟県、富山県、福井県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、奈良県、和歌山県、徳島県、香川県、岡山県、広島県	○施設等から提出された加算申請書を市町村がとりまとめた上で、その後、県が市町村に対して認定を行っている。このため、手続きが長期化するだけでなく、県及び市町村の業務が重複している。○本市においては、現時点で公立の認定こども園が存在しないが、公立幼稚園等のあり方について検討を進めているところであり、認定こども園化の方向となった場合、複数の施設の手続きを同時に行う必要があり、都道府県、市町村の負担軽減の観点から制度改正が必要であると考える。○認定作業に要する時間を短縮し、各施設への精算を早めるためにも、認定作業を市町村へ権限移譲するのが適当と考える。○当府でも本加算の認定作業については書類の確認に時間を要することなどの理由で、他府と併しより一層精算までの期間が長期化している。また、事務処理を簡素化するため、認定にあたっては県内すべてで市町村の事務を確認してから認定を行うこと、県へ認定書類の提出が遅れることで、さらに認定が遅れる事例が発生している。そのため、市町村認定を行うことで早期に事業者が精算を行うことができる。		

管理番号	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月26日閣議決定)記載内容	
	見解	補足資料	見解	補足資料					
68	<p>○災害対策基本法に規定される広域一時滞在は、東日本大震災で広域避難の調整に時間を要したことを踏まえ、域外避難を円滑に行うために新設されたものであり、本提案はこの趣旨を緊急的な避難にも拡大するもの。</p> <p>○国のWGは、広域的な避難場所の指定について、多大な努力と時間が必要であることや片務的な協力依頼となるため調整が進まないという課題があると指摘する。</p> <p>○また、同WGでは、域外の避難場所への避難を想定した広域避難の実施を報告しているが、現行の広域一時滞在における避難場所に関する協議は法定化されておらず、本提案はこの報告にある広域避難の実効性を高めるものとする。</p> <p>○例えば、平成27年の関東・東北豪雨において、荒野川の決壊に際し、市内での避難を優先するあまり、決壊した川に向かうという避難指示を発令した自治体もあるが、域外の避難場所への避難について、法定協議を行うことが可能となれば、現実に対応した避難指示が可能となる。</p> <p>○時間的コストの増大に関する懸念については、荒川下流タイムラインの例を参考に、域外避難を想定する自治体が、受入先自治体と手続きや避難先について予めマニュアル化するなどにより、時間的コストを増やすことなく対応することが可能である。これは法規定の可否の問題ではなく運用上の問題であり、広域避難における避難場所の協議が法定化されることで、円滑な緊急避難に資すると考える。</p> <p>○以上の理由から、より柔軟かつ効果的な避難対策の実現のため、広域一時滞在における避難場所に関する協議を法定化すべき。</p>		<p>【厚木市】 近隣市町村と行政区域を超えた避難場所確保のための広域的な協議を事前に行ううえで、避難所同様その模範となるべき法的整備が必要であると考ええる。</p>		<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 なお、府省からの回答が「現行規定で対応可能」となっているが、十分な周知を行うこと。 【全国町村会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。</p>			<p>○指定緊急避難場所は災害の危険が切迫している場合に緊急的に避難する場所であり、災害発生後に被災者が滞り込んで避難生活を送るための施設である指定避難所とは大きく性質が異なる。 ○広域的な避難を行う場合には、「洪水・高潮氾濫からの大規模・広域避難検討ワーキンググループ」の最終報告(平成30年9月)で指摘されているように、数十万人以上の立ち寄り避難者が発生することから、事故を未然に防ぐための交通誘導等の実施や、氾濫の危険性が高まった際の域外避難から域内避難への切り替え等、大規模・広域避難を実現するためのオペレーションが必要となる。これらのオペレーションを行いながら、多大な努力が時間を要する。域外避難者の避難先確保を周辺自治体と調整を行うことは避けられず、広域避難における避難場所の確保は平時に行っておくべきものである。 ○また、災害対策基本法第86条の8の規定は、自ら居住の場所を確保することが困難な被災した住民(被災住民)のみが一時滞在するに当たって住環境の確保等を図る観点から地方公共団体間で協議を行うものである。そもそも、同法第49条の7第1項では、避難所は、避難のための立寄りを行った居住者、滞業者その他の者(居住者等)を避難のために必要な間滞在させ、又は被災住民その他の被災者を一時的に滞在させるための施設であると規定している。しかし、同法第86条の8第3項では、協議先市町村長は、受け入れた被災住民に対し広域一時滞在の避難所を提供すると規定していることから、受け入れた被災住民以外の者には広域一時滞在の避難所は提供しないものと解している。 ○上記により、避難場所を災害対策基本法第86条の8の規定の中に追加することは適さない。 ○本来、河川の氾濫のように災害の発生が予測される事態に適切に対応するためには、広域避難を行う自治体と受入自治体において、広域的な避難に関する協定を予め締結することが望ましく、前述の「洪水・高潮氾濫からの大規模・広域避難ワーキンググループ」の最終報告においても、その旨が記載されているところ。 ○広域的な避難に関する協定の締結が進むことにより、災害が発生した場合における他の自治体への協議や、協議を受けた自治体による避難場所の提供を義務付けなくとも、被災住民の避難場所への受け入れが円滑に行われるものであり、現行規定で対応可能である。</p>	<p>【内閣府】 (6)災害対策基本法(昭36法223) (8)指定緊急避難場所の指定(49条の4第1項)については、近隣市町村との協議により、当該市町村内に避難場所を指定することが可能であることを明確化するため、改めて地方公共団体に2019年度中に通知する。 (関係府省:総務省)</p>
101	<p>自立支援医療(精神通院医療)の支給認定に係る所得確認の事務については、市町村を経由する経路であることから、相談の一環を市町村へ移譲することにより効率的に事務を実施することができ、住民サービスの向上につながると考えられるため、早急な対応をお願いしたい。</p>		<p>【静岡県】 県内で統一した取り扱いを速やかに行うため、申請者の所得区分の審査に係る事務を市町村の事務として法令上に指定していただくよう、引き続き要望する。</p>	<p>【全国知事会】 提案団体は、自立支援医療(精神通院医療)の支給認定事務のうち、申請者の所得区分の確認事務の移譲の前提としてマイナンバーの活用を求めているが、マイナンバーの利用範囲の拡大については、情報漏洩や目的外利用などの危険性を十分に検証した上で、他の行政分野や民間における利用が早期に実現するよう、戸籍や不動産登記などの情報をはじめ量感を設けることなく検討を進めること。 また、検討に当たっては、地方側と十分に協議すること。 【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。</p>			<p>【内閣府】 厚生労働省が所管する自立支援医療(精神通院医療)の支給認定に関する事務の権限移譲に関する提案事項であり、内閣府として回答可能な事項なし。 【厚生労働省】 自立支援医療(精神通院医療)の支給認定に関する事務のうち、申請者の所得区分の審査に係る事務を市町村の事務として一律に法令上に指定することについては、これにより影響を受ける各地方公共団体の意見を動員しながら、検討してまいります。</p>		
111	<p>市町村立の幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定手続きについては、都道府県知事から市町村長への協議が不要であるならば、例えば、自治体向けFAQに市町村立以外の認定こども園を想定した規定であることを記載するなど、法の趣旨を明示していただきたい。</p>			<p>【全国知事会】 所管府省は現行制度上協議が不要との見解を示しているが、その法令上の根拠を明らかにするとともに、各地方自治体に対して十分周知することが必要である。 【全国市長会】 所管省からの回答が「協議は不要である」となっているが、多くの団体から提案があることから、周知を徹底すること。</p>		<p>就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三十三条六項における都道府県と市町村との協議の解釈について、自治体向けFAQ等において、周知徹底を図っていく予定である。</p>	<p>【内閣府】 (10)就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平18法77) (1)幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に係る都道府県知事から市町村長(指定都市市長及び中核市長を除く。以下「協議(3条6項)」)については、当該認定こども園の設置者が市町村(指定都市及び中核市長を除く。)である場合には不要であることを明確化するため、地方公共団体に2019年度中に通知する。 (関係府省:文部科学省及び厚生労働省)</p>		
113	<p>市町村における事務総務体制について、急速改善等加算以外の加算や調整等の事務はすでに行い実績も積んでいることから、ことさら都道府県の体制が整っており市町村が整っていないとの考えは当たらないと考えるが、そう判断される根拠をお示しいただきたい。 また、各種形式について、自治体の負担を減らすため簡素化していただくことは大変ありがたいことであるが、それならばなおさら「事務総務体制が整っている」ことを理由として都道府県が受けて認定事務を行う必要はないと考える。 なお、今回の提案にあり、府市町村の担当課に提案の趣旨への賛否について確認したところ、指定都市・中核市以外の36市町村のうち、約3割に当たる11市町村から賛同が得られたところがある。</p>			<p>【全国市長会】 権限移譲される市町村に新たな事務負担が発生する可能性があることから、手挙げ方式とすることを含めた検討を求める。</p>		<p>1次回答にもあるように、急速改善等加算の認定については、他の加算と異なり、職員給与に直結する極めて重要なものであり、慎重な対応が求められることから直ちに全市町村に権限を認定権者としている。 提案募集管内の市町村の約7割からは賛同を得られていないことから直ちに全市町村に権限を移譲することは慎重に検討する必要がある。 全国市長会からいただいている手挙げ方式という御意見も踏まえ、認定要件や様式の変更の簡素化と併せて検討してまいります。</p>	<p>【内閣府】 (1)子ども・子育て支援法(平24法65) 施設型給付長等に係る急速改善等加算の認定に係る事務・権限については、都道府県と加算の認定の実施を希望する市町村の間で協議が整った場合に、当該市町村に移譲する方向で検討し、2019年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省:文部科学省及び厚生労働省)</p>		

内閣府「最終的な調整結果」

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞		各府省からの第1次回答
	区分	分野									団体名	支障事例	
114	地方に対する規制緩和	医療・福祉	保育士等キャリアアップ研修の実施方法を蓄めた在り方の見直し	保育士等の処遇改善加算Ⅱの要件となっている保育士等キャリアアップ研修について、代替保育等の確保が困難な状況にある中、研修の受講が困難であることを鑑み、実施方法について通信制やeラーニング、ビデオ学習による方法を認める等の見直しを図りたい。 ※指定保育士養成施設においては通信制による履修が認められており、類似研修の介護支援専門員実習向上等実習等においては、各研修における講義の一部又は全部を通信学習とすることができると厚生労働省から通知。	大阪府では4万8千人分の研修受講が必要だが、対象となる保育士等全員が(1分野ごとに)15時間にもおよびる研修を保育現場から離れて研修会場に参加することは困難。平成29年度実施の研修においても、研修定員1480名に対し、修了者は480名である。 研修受講が必須化される予定の2022年度までに保育士等が研修を受講できていない場合、それまでの開始改善加算Ⅱの認定を受けていた事業所が2022年度以降に加盟を断られる。対象事業者から要件を満たすための、研修を受講させたいが、代替人員の確保等が困難であるとの問い合わせが寄せられている。	〇時間や場所に制約されなくなるため、受講者にとって、受講しやすくなる。 〇研修実施機関によっては、講師や会場の確保が軽減できるため、研修を増やすことが可能。	「保育士等キャリアアップ研修の実施について」(平成29年4月1日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知)	内閣府、文部科学省、厚生労働省	大阪府、道真県、京都市、堺市、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、岡山県、広島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、熊本県、大分県、宮崎県	北海道、盛岡市、福島県、ひたちなか市、川崎市、新潟県、須賀市、山梨県、草津市、塩田市、津島市、八尾市、和泉市、藤井寺市、東大阪府、泉南市、阪南市、島本町、松浦市、宮崎市	〇対象となる保育士が、長時間に及ぶ研修受講のため、現場を離れて参加することは、肉体的負担を考慮するに難い状況にある。また、正職員としての保育士の確保が困難な状況において、代替職員を確保することは、さらに難しい状況にある。については、保育所運営への負担が増加される内容に見直しが必要であると考える。 〇対象となる保育士数等全員が1分野につき15時間の研修の受講が必須となり、それに伴う代替保育士の確保が困難な状況である。また、研修実施機関及び日程等が限られており、さらに要望が異なる状況にある。 〇本市において代替保育士の確保が困難なため、所定の研修を受講することができない事例が発生している。 〇県に別で自治体との研修会開催を要望しているが、その場合であっても移動時間は短縮されるものの、代替職員の確保などの問題は残ることとなる。そのため、本提案にある通信制やeラーニングの導入については、前向きに検討していきたい。 〇保育現場からは、研修受講にかかる代替保育士の確保が困難であることや、研修の実施規模により受講できないなどの意見を聞いている。現状に即した柔軟な研修実施体制が必要と考える。 〇県内自治体と同様に、キャリアアップ研修への参加が各法人、施設、職員への重い負担となっている状況である。 〇当県は県土が広く離島もあり、移動に多くの時間を要する。また、冬期間は雪により移動が困難である。このため、保育士の受講が困難となっているケースがある。 〇対象事業から十分な研修定員が確保されていない状況があることから、必要な人数の研修受講が可能か不安視する声が多数寄せられており、確実な受講を確保するよう強く求められている。研修を受講できないと加盟対象とならず給付が減額となる恐れもあり、状況によっては職員が退職することも想定され、保育士確保と進行する。また、各施設では加盟対象人数が複数いるものの、在籍職員数は最低基準に加えて少数しかおらず、研修期間中の代替職員の確保等が現実的に困難であるとの問い合わせが寄せられている。 〇当県では1万7千人の研修受講が必要であり、他の自治体と同様に、保育士不足の中、対象となる保育士等が15時間の研修に複数回出席することは困難な状況である。また地域特性として、距離が広いだけでなく、人口が広域に分散しているほか、冬は寒冷で積雪期間が長く通勤者の多い状況であるため、長距離移動や徒歩通勤を要し、研修日数以上に職場を離れることとなる等、都市部在住の保育士に比べて、研修の受講はより難しい。今年度から14振興局を中心として研修を実施する予定であるが、全ての振興局でも分野を複数回実施することは費用の面でも厳しい状況であることから、十分な研修回数の確保が困難である。通信制やeラーニング、ビデオ学習等が認められれば、保育士等が遠方の会場に出向いて受講する必要がなく、多くの希望者の受講が可能になると考え、当県の各保育団体からも強く要望されているところであり、ガイドラインを見直ししていきたい。 〇保育士等キャリアアップ研修の受講が必要な保育士は、各施設で保育を行うに当たって中心的役割を担っていることが多く、研修の受講にあたり、長時間現場を離れることになり、保育に支障が生じている。また、保育士の確保も困難であり、代替人員の確保等も困難である。 〇現在、本市内の民間保育所1施設では、保育士不足により認可定員数の受け入れが不能となっている。保育士の処遇改善を図るための加盟を促すためにキャリアアップ研修の受講が必須となるが、保育士が不足している現状を鑑みると、長期間にわたる研修を受講することが困難な保育士も存在することが想定される。保育士確保や研修受講による安定した保育サービスの提供及び保育士自身の生活の安定を図るべく、より研修を受講しやすい形態に変更することが必要であると考える。 〇本県においても、認定こども園協会や保育協議会から、研修期間中の代替職員の確保が困難なことなどにより、ビデオ学習やeラーニング等の多様な手法による研修機会を増やす声が上がっており、当該提案に賛同する。 〇本市においても代替保育等の確保が困難なため研修の受講計画が思うように立てられないなどの意見が施設から寄せられている。 〇小規模保育所等が増している状況下で、保育士等が現場を離れて1分野ごと15時間の受講を平日に受講することに難しさを感じる。実際、日曜日の開催はないかとの問い合わせもある。また、15時間のうち、体調不良等で1日欠席した場合の救済措置についても課題であるため、通信制やeラーニング、ビデオ学習が認められると課題のクリアにつながると思う。 〇保育教諭不足が続く現状では、対象の保育教諭が多く、代替保育者の確保及び、実習時間の確保が難しくなっている。 〇当県においては1万5千人の研修受講が必要であり、現在養成校と連携し研修実施体制を整備している状況。他県での研修に参加する機会も少ないという現状から、保育士等に対する研修の機会創出に苦慮している。一方で、研修内容の質についても一定水準以上の確保とすために厳格しているが、eラーニングやビデオ学習による研修機会創出の必要性も感じるが、質の確保の観点から認められるか検討が必要。 〇処遇改善加算Ⅱの加盟要件となる予定であるキャリアアップ研修の受講については、他都道府県が指定する研修を修了した場合においてもその力が有効な場合、1分野につき15時間以上を要し、概ね3日間研修に時間を要するとともに、自都道府県で受講が困難な場合は他都道府県まで移動を要することから、受講する保育所においても負担が生じている。 〇対象となる保育士等全員が(1分野ごとに)15時間にもおよびる研修を保育現場から離れて研修会場に参加することは困難であるため、処遇改善加算Ⅱの認定に際して研修受講が必須化される予定の2022年度までに、より多くの保育士等が研修を受講できるよう研修方法の見直しをしていきたい。		

管理番号	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月26日閣議決定)記載内容
	見解	補足資料	見解	補足資料				
114	<p>保育士等キャリアアップ研修については、厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長から「保育士等キャリアアップ研修の実施について」(平成29年4月1日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知)により、「保育士等キャリアアップ研修ガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)が地方自治法(昭和22年法律第87号)第245条の4第1項に規定する技術的助言として提出されているところ。</p> <p>研修の修了評価については「ガイドライン」の「4 研修修了の評価」において、「研修修了の評価については、研修修了者の習得の確保を図る観点から、適正に行われる必要があり、18時間以上の研修(別紙1の「ねらい」欄及び「内容」欄に掲げる内容を満たしたものに限る。)を全て受講していることを確認する」とされているところ。</p> <p>「通信制やeラーニング、ビデオ学習」等(以下「通信制等」という。)による受講においては、この研修の受講確認等が課題となるところ。現時点において「通信制等」による受講が認められているものであれば、厚生労働省より速やかに、その旨を明確に示すとともに、「通信制等」における受講確認等について、ガイドライン等による技術的助言を提出されたい。</p>				<p>【全国知事会】 所管府省からの回答が「対応済み」となっているが、根拠を明らかにして十分な周知を行うべきである。</p> <p>【全国市長会】 所管府省からの回答が「対応済み」となっているが、多くの団体から提案があることから、周知を徹底すること。</p>		<p>一次回答でお答えしたとおり、保育士等の技能・経験に応じた処遇改善に係るキャリアアップ研修については、現時点においても、「通信制やeラーニング、ビデオ学習」等による受講が認められている。</p> <p>平成29年4月1日付児童保発0401第1号「保育士等キャリアアップ研修の実施について」において、保育士等キャリアアップ研修をeラーニングで実施することに関しては否定していない。しかし、その実施について、様々な課題があると認識しており、今年度、委託事業である「保育士等キャリアアップ研修をeラーニングで実施する方法等に関する調査研究業務」において、キャリアアップ研修をeラーニング等で実施するに際して、効果的な実施方法を検討するとともに、都道府県がeラーニングによる研修を実施する際に参考とできるような映像等を作成し、併せて、不正防止対策についても調査研究を行っているところ。</p> <p>当該調査研究を取りまとめた後、eラーニングによる研修の実施について情報提供を行ってまいりたい。</p>	<p>【内閣府】 (12) 子ども・子育て支援法(平24法65)及び保育士等キャリアアップ研修 保育士等キャリアアップ研修の実施方法については、eラーニング等による研修の実施が可能であることを明確化するため、研修の効果的な実施方法等の留意事項を含め、地方公共団体に2019年度中に通知するとともに、eラーニングによる研修を実施する際の参考映像を作成し、提供する。 (関係府省：文部科学省及び厚生労働省)</p>

内閣府「最終的な調整結果」

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支援事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支援事例(主なもの)＞		各府省からの第1次回答
	区分	分野									団体名	支援事例	
119	地方に対する規制緩和	環境・衛生	汚水処理施設の統廃合に係る財産処分制限の緩和	汚水処理施設に係る都道府県構想に基づく当該施設の統廃合・再編に当たっては、補助対象施設の供用開始後10年未経過であっても、財産処分の際に国庫返納不要で包括承認することとする。	現在、本県では、下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽などの汚水処理施設を、効率的かつ適正に配置し整備するための配置計画である県汚水処理計画を定め、計画的に施設の統廃合を進めているところ(設計画では13施設の統廃合を計画)。 本県では、農業集落排水施設やコミュニティ・プラントの一部を廃止して、下水道処理に切り替えていく方針である。 この際、農業集落排水やコミュニティ・プラント等の結束処理施設を廃止するとともに、これまで農業集落排水やコミュニティ・プラントに繋がっていた管渠については、下水道につき直す必要があり、元々農業集落排水やコミュニティ・プラントのために整備した管渠を目的外使用する必要がある。 管渠を含む汚水処理施設は農山漁村地域整備交付金や地方創生汚水処理施設整備交付金、循環型社会形成推進交付金を活用して、新設や改築更新を行っており、その使用開始から10年未経過の間に計画通り統廃合を進めようとする、補助金の返還が発生し、計画の遂行に支障を来す場合がある。 汚水処理施設の統廃合・合理化を進める支障とならないよう、補助財産の処分にあたっては、整備、修繕から10年未経過の施設であっても、補助金の返還なく、財産処分が可能となるようにするよう提案する。	汚水処理施設の広域化・共同化を進めるための、施設のスムーズな統廃合や効率的な計画の策定・遂行に資する。	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条 内閣府における補助金等に係る財産処分の承認手続き等について (平成20年5月27日府令第393号) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について(農林水産省平成20年5月23日付付20経第385号大臣官房経理課長通知) 環境省所管の補助金等で取得した財産処分承認基準の整備について (環境省平成20年5月15日付付連企第080515006号)	内閣府、農林水産省、国土交通省、環境省	群馬県、福島県、栃木県	一	那須塩原市、石川県、福井県、静岡県、愛媛県、今治市	<p>○当市も現在補助金を入れて処理場の改築更新を行っており、特に農業集落排水事業においては、人口減少による流入量の減少から施設の統廃合・合理化が喫緊の課題となっている。</p> <p>○本市も処理場の統廃合を進めておりますが、農業と公共下水の統廃合に係る10年未経過施設の財産処分において、補助金返還が必要だと考えられ統廃合計画に支障をきたしています。</p> <p>本市としては、合併により類似施設が複数あることを理由として、財産処分(報告)を行う方向で協議してまいりましたが、合併から年月が経過している(10年経過、但しそれまで農業内の統廃合を実施し)、新市建設計画への記載が不十分等の理由で認められませんでした。</p> <p>現在の人口減少に伴う下水道使用料の減収見込みや施設の更新・改築経費の負担など、下水道事業を取り巻く環境を考えたとき、また下水道関係三省が積極的に、広域化・共同化を進めている中、弾力的かつ積極的に補助金返還の必要がない財産処分を認めるべきと考えます。</p> <p>また、農業と公共の統合のように、目的は異なっても、同様の手段を以て目的の達成を図るものについては、農水省財産処分承認基準第3条別表1の無償譲渡の備考欄(補助条件を承認する場合は、国庫納付を要しない。)に該当するものとして、補助金返還を不要とする取組を希望します。</p> <p>○当市の農業集落排水処理施設は、現在、広域化・共同化のための検討を開始しているところであるが、供用開始から日が浅い施設については、財産処分の際に国庫返納が必要となること、広域化・共同化を断念することも一般的には考えられることから、施設のスムーズな統廃合や効率的な計画の策定・遂行に資すると思われる。</p> <p>○当市は衛生生活汚水処理構想のもと、衛生生活汚水処理基本構想に基づき農業集落排水地区の公共下水道編入を進める予定で、当市では施設等10年経過しており編入の支障には問題ありませんが、当市と同様な施設を持つ10年経過していない他市町においても施設の統廃合・合理化を支援し進めることは、両全体としても重要なことなので、制度改正を要します。</p> <p>○本県でも汚水処理施設の統廃合による合理化が検討されており、施設の統廃合が行われる場合、補助金や交付金による整備施設は、財産処分の事務が予想される。規制緩和により、円滑な事業の推進及び事務負担の軽減を図りたい。</p>	<p>【内閣府】 地方創生整備推進交付金による汚水処理施設の整備は、予算を内閣府から各府省に、各府省から地方公共団体に交付し実施されるものであり、財産処分の承認手続き等については、内閣府の規定ではなく、各府省が行っているところ。</p> <p>なお、地域再生法第18条では、補助金等交付財産を有効に活用した地域再生を支援するため、社会経済情勢の変化等に伴い必要の著しく減少している補助金等交付財産の転用を弾力的に認めるとともに、手続を簡素化することとし、認定地域再生計画に基づき補助金等交付財産の転用を行う場合には、地域再生計画の認定を受けたことをもって補助金等適正化法第22条の各府省の長の承認を受けたものとみなすこととしており、その際、補助金相当額の国庫納付を原則として求めないこととしているところ。</p> <p>【農林水産省】 「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産処分等の承認基準について」(平成20年5月23日付付20経第385号農林水産省大臣官房経理課長通知)第15条第5項において、「地域再生法(平成17年法律第24号)第18条の規定により農林水産大臣の承認を受けなくてもみなされた財産処分については、この承認基準に定める手続を要しないものとする。」としており、この場合、10年未経過の施設であっても補助金の返還なく財産処分が可能となっている。</p> <p>【国土交通省】 本件は農業集落排水施設やコミュニティ・プラントを廃止する際に補助金の返還が発生し支障を来すというもので、問題になっているのは財産処分にあたっての基準であり、該当施設の用途転換に応じて「種別法令等」に挙げられている、農林水産省や環境省から発出された通知に基づき財産処分を行う際にどのような条件を付すかということなので、国土交通省としては回答は控え。</p> <p>【環境省】 「環境省所管の補助金等で取得した財産処分承認基準の整備について」(平成20年5月15日付付連企第080515006号)の別添第3において、経過年数が10年未経過の施設であっても、「市町村合併、地域再生等の施策に伴い、当該地方公共団体が当該事業に係る社会資源が当該地域において充足しているとの判断の下に行う財産処分であって、環境大臣等が適当であると個別に認めるもの」については国庫納付に関する条件を付さずに承認することとしているため、これに該当すれば国庫納付をせずに財産処分することが可能と考えます。</p>

管理番号	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月26日閣議決定)記載内容
	見解	補足資料	見解	補足資料				
119	<p>【農林水産省】「地域再生法第18条の規定により農林水産大臣の承認を受けたものとみなされた財産処分については、この承認基準に定める手続をしないものとする。」としており、この場合、10年を経過の施設であっても補助金の返還なく財産処分が可能となっている」とありますが、地域再生計画に認定された地方創生汚水処理施設整備交付金を活用し整備や補修をした農業集落排水を統廃合する場合は、新たに統廃合に係る地域再生計画を作成し認定を受けなくても、農水省財産処分承認基準第10条第9項に該当するか明確化していただきたい。</p> <p>また、【環境省】「総産出数が10年未満の施設であっても、「市町村合併、地域再生等の施策に伴い、当該地方公共団体が当該事業に係る社会資源が当該地域において充足しているとの判断の下に行う財産処分であって、環境大臣等が適当であると個別に認めるもの」については国庫新付に関する条件を付すに承認することとしているため、これに該当すれば国庫新付をせずに財産処分することが可能」とありますが、環境大臣等が適当と個別に認めるものに、本提案のような人口減少社会を見据えた効率化を前提とした汚水処理施設の統廃合が含まれるか明確化していただきたい。</p>				<p>【全国知事会】 所管府省から現行制度により対応可能という趣旨の回答があったが、提案団体が求めている事例につき、財産処分が認められることについて明確化し、地方公共団体に周知を図るべきである。</p> <p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 なお、所管省からの回答が「現行制度により対応可能」となっているが、事業関係については提案団体との間で十分確認を行うべきである。</p> <p>【全国町村会】 提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。</p>		<p>【内閣府・国土交通省】 第1次回答と同様に、農林水産省、環境省から発出された通知に関することであるため、当府省としての回答は答える。</p> <p>【農林水産省】 地域再生法第18条には、「認定地方公共団体が認定地域再生計画に基づき第五条第四項第十三号に規定する事業を行う場合においては、当該認定地方公共団体がその認定を受けたことをもって、補助金等に係る事業の執行の適正化に関する法律第二十二条に規定する各府省の長の承認を受けたものとみなす。」とある。 地域再生法による認定地域再生計画に基づかない事業については、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産処分等の承認基準について」第15条第9項に該当しない。</p> <p>【環境省】 提案団体の案件は全て設置後10年を超えているとのことであるため、「環境省所管の補助金等で取得した財産処分承認基準の整備について」(平成20年5月15日付け環企発第060515006号)の別添第2に基づき、包括承認により財産処分が可能です。</p>	

内閣府「最終的な調整結果」

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答
	区分	分野									団体名	支障事例	
147	地方に対する規制緩和	医療・福祉	社会福祉法人が経営する社会福祉施設(一般監査)の結果、適正な運営が確保されていると認められた社会福祉施設(老人福祉施設、障害者支援施設等)の施設監査(一般監査)の周知の見直し	前年度における施設監査(一般監査)の結果、適正な運営が確保されていると認められた社会福祉施設(老人福祉施設、障害者支援施設等)の施設監査(一般監査)の周知の見直し	社会福祉法人が経営する社会福祉施設(老人福祉施設、障害者支援施設等、生活保護法による保護施設)への施設監査(一般監査)の周知については、要綱で原則として毎年1回は実施を行うこととされている。(前年度における一般監査の結果、適正な運営が概ね確保されていると認められる場合には、書面による実施が可能)また、児童福祉施設への一般監査の周知については、児童福祉施設法施行令により、1年に1回以上と定められている。施設監査(一般監査)と法人監査についてはともに原則的な年に1回であったことから、社会福祉法人の負担軽減及び効果的かつ効率的な監査実施の観点から、市町村と調整のうえ、同日に行ってきたが、法人監査の周知が原則3年に1回に変更されたことにより、同日に行うことが困難になっている。施設監査(一般監査)と法人監査では、必要書類のうち、会計等の書類が重複しており、施設監査(一般監査)と法人監査では法人の対応者は同一人物であることが多いため、同一日に実施することが効率的である。特別養護老人ホームや幼保連携型認定こども園の増加に伴い、監査対象施設数も増加している。	施設監査(一般監査)の周知についても法人監査と同様に原則3年に1回とすることで施設監査(一般監査)と法人監査を同日に実施することが可能となり、監査事務の効率化が図られ、運営上問題のある施設に対する監査を重点化することができる。	社会福祉法第70条、老人福祉法第18条、障害者総合支援法第48条第3項及び第65条、児童福祉法第46条及び第59条、認定こども園法第19条、生活保護法第44条、児童福祉施設法第38条、「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」(「老人福祉施設に係る指導監査について(通知)」)、「障害者支援施設等に係る指導監査について」(「児童福祉行政指導監査の実施について(通知)」)、「就学前の子どもに対する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園に関する指導監査について(通知)」、「生活保護法による保護施設に対する指導監査について」	内閣府、文部科学省、厚生労働省	奈良県	一	宮城県、新潟市、金沢市、京都市、大阪市、兵庫県、広島市、徳島県、福岡県、熊本県、熊本県	<p>○本市においても、社会福祉法人が経営する社会福祉施設(老人福祉施設、障害者支援施設監査(一般監査))のうち適正な運営が確保されていると認められる老人福祉施設、障害者支援施設及び法人監査についてはともに原則3年に1回であったことから、社会福祉法人の負担軽減及び効果的かつ効率的な監査実施の観点から、法人担当と調整のうえ、同日に行うことが困難な事例が生じている。</p> <p>○施設監査(一般監査)と法人監査においては、会計関係の書類等重複資料などが一部重複。また、法人側の対応者が同一人物となることも多く、同一日に実施することが効率的かつ法人にとっての負担軽減につながる考えられる。</p> <p>○特別養護老人ホーム等の増加に伴い、監査対象施設数も増加している中、施設監査(一般監査)の周知について法人監査と同様に原則3年に1回とすることで施設監査(一般監査)と法人監査を同日に実施することが可能となり、監査事務の効率化、虐待等事例に対するより一層の迅速な対応、運営上問題のある施設に対する監査の重点化や介護保険サービス、障害福祉サービス事業所等への指導を強化することができる。</p> <p>○本市においても、監査対象施設数が増加していることから、効率的に監査を実施する必要があります。</p> <p>○本市の監査においては、現行のとおり実施しております。貴団体のご提案から、本市におきましても周知が合わなくなることより、不都合が生じてくるかと考えております。老人福祉施設、障がい者支援施設等、生活保護法による保護施設への施設監査の周知と児童福祉施設への施設監査を合わせ、これに法人監査を併設させることにより、双方の事務負担を考慮すれば、より効果的な監査が行われると考えます。</p> <p>○監査対象施設の増加については本県においても、監査実施における課題となっており、運営状況が良好な施設についてはその周知が抑えらるれば、指導等を行う必要がある施設へ注力できることにも繋がると考えます。</p> <p>○本県においても、指導監査の重点化を図るため、法人運営に特に大きな問題が認められない法人に対する監査の周知を原則3年に1回とすることを考えている。</p> <p>施設監査と法人監査の周知が異なるため、両監査を同日に効果的・効率的に実施することができず、また、運営が良好な法人にとっても負担軽減とらない状況となっている。</p> <p>○社会福祉法人及び社会福祉施設の両者の指導監督を所管する本市としては、効率化の観点から両者を同時に監査することは当然と考え、すでに平成29年度から、施設監査の周知を法人監査の周知と合わせ、原則3年に1回監査を実施している。</p> <p>なお、児童福祉施設については、児童福祉施設等の監査は従前どおり年に1回実施しているが、数の多い保育所の監査は実地監査を3年に1回行い、実地監査を行わない年は書類監査を行うこととしている。</p> <p>○提案に関する。</p> <p>本県では、老人福祉施設、障害者支援施設(自治事務)については、指導監査の重点化・効率化の観点から、法人及び施設の監査を同日に実施すべく、法人指導監査の周知に合わせて、原則、3年に1回へ変更したところ(保護施設(法定委託事務)については、従前のとおり変更なし)。</p> <p>その一方で、児童福祉施設(自治事務)については、原則年1回の一般監査を行っており、子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、保育所等が増加する中、問題のある施設や障害者入居施設に重点化すると、メリハリのあり施設監査を行うことが必要となっている状況。</p> <p>○法人監査と施設監査の周知が違うことにより、法人本部が置かれている施設と、当該施設の施設監査の監査者が異なることがあり、施設の負担が増えている。</p> <p>また、本県においても、幼保連携型認定こども園の増加に伴い、監査対象施設数も増加している。</p> <p>○社会福祉法人への法人監査と、障害者支援施設への一般監査は、周知が異なることで事業所によっては、毎年何らかの監査が実施される、事業者の負担軽減の観点から、問題のある施設以外は原則3年に1度の実施に見直すことが望ましい</p>	<p>○老人福祉施設の監査は、適切な入所者処遇や入所者の生活環境等の確保を目的として、原則1年に1回の監査が求められているものである。法人監査と施設監査の周知を揃えた場合、監査頻度の低下によって上記目的が達成されないことが懸念されるため、施設監査の周知見直しは不適切であると考える。</p> <p>○障害者支援施設等に対する指導監査は、適切な障害者(利用者)の支援(個別支援計画、食事、入浴、排泄、衛生、自立援助、防災対策等)が確保されていることを確認するため、原則毎年1回の実地監査が求められているものであり、監査の効率的実施との理由をもって施設監査の頻度を減らすことは、利用者処遇の低下をも招きかねないことから不適切であると考える。</p> <p>○保育園等における保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培うものであることから、保育の受け皿の拡充と同時に「保育の質」の確保・向上が求められており、保育園の保育の質や子どもの安全を確保するため、各都道府県等において毎年1回以上、人員配置基準を満たしているか等について実地監査を行うは場となっている。</p> <p>また、児童養護施設等の社会的養護の施設では、施設に入所する子どもの最善の利益を図るため、権利擁護や被措置児童等虐待防止、子どもの自立支援、職員の資質向上などの取組が確実に行われていることを確認する必要があることから、1年に1回の監査を行っている。</p> <p>このように、児童福祉施設についてはより一層の確保が求められているが、法人監査と同時に実施することが効率的との理由によって頻度を減らすことはそれに逆行するため不適切であり、実質は困難。</p> <p>○保護施設の指導監査は、原則年1回実地監査を行うこととし、前年度の実地監査の結果、適正な施設運営が概ね確保されていると認められる施設は例外的に2年に1回として差し支えないこととしているところである。保護施設の監査は、入所者の自立や自活に向けた適切な支援が実施できる体制が整っているかを確認することを目的としており、その監査内容については、入所者の適切な処遇や生活環境等の確保、入所者の自立等に向けた支援の実施状況や職員の体制、防災対策など、入所者の日常生活や生活の安全に直接関する重要な課題項目が多く、監査内容の性格上、基本例には毎年の確認が必要であると求められるものであることから、法人監査業務との効率化という点のみを以て、監査の周知を緩和することは適切ではない。</p> <p>○幼保連携型認定こども園の監査については、小学校就学前の子どもに対する教育・保育の提供等の適正かつ円滑な実施を確保するため、学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準等の適正な実施状況を確認し、必要な指導助言を講ずることとしている。</p> <p>実地頻度については、認可種である都道府県等による定期的かつ計画的な実施としているが、児童福祉施設でもある幼保連携型認定こども園は、児童福祉施設が、原則1年に一度以上、実地調査を行うことの周知に留意することとしている。そのため、法人監査の業務との効率化という点のみを以て、監査周知の考え方を変更することは適切でないと考えている。</p>

管理番号	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月26日閣議決定)記載内容
	見解	補足資料	見解	補足資料				
147	<p>○ 本件提案の趣旨は、施設監査について法人監査同様に、前回の監査結果等を踏まえ、運営上問題がないと認められる施設の監査周期を延長しつつ、問題があると認められる施設に対しては継続的に監査を実施することで監査の重点化を図るものです。</p> <p>○ 監査業務の効率化を目的とする監査周期の見直しは不適切であるとの指摘について、幼保連携型認定こども園、特別養護老人ホーム等の監査対象施設数の増加や保育所の利用定数増加に伴う1回あたりの監査に係る事務量の増加により現行の施設監査業務で全ての社会福祉施設に対して十分な施設監査を実施することは現実的に困難であり、現行の施設監査周期は現場の実態に即していません。また、社会福祉施設においても人員配置に余裕はなく、社会福祉施設の負担を軽減する必要があります。</p> <p>○ 本件提案の実現により利用者処遇に係る「質」の低下を招くとの指摘について、本件提案は問題があると認められる施設に対する監査の機会や時間を十分に確保することを可能とするものであり、ご指摘はあたらないものと考えます。</p> <p>○ 老人福祉施設及び障害者支援施設等に対する指導監査は自治事務であり、指導監査指針も技術的助言であるため、前回の実地監査の結果、適正な運営が概ね確保されていると認められる場合には、地域の実情に応じて、2年連続で書面監査として差し支えないものと考えます。</p> <p>○ 「児童福祉行政指導監査の実施について」において、「民間の児童福祉施設に対する指導監査を行う場合は、法人監査も併せて行うよう配慮すること。」とされている一方で、現行では法人監査と施設監査を同日に実施することが困難であり、監査周期を見直すべきと考えます。</p>				<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。</p>		<p>○老人福祉施設の監査は、適切な入所者処遇や入所者の生活環境等の確保等を目的として、原則1年に1回の監査が求められているものであり、2年連続で書面による一般監査とすることは入所者処遇の低下を招きかねないことから不適切と考える。</p> <p>また、前年度における一般監査の結果、適正な運営が概ね確保されていると認められる場合には書面による実施が可能としているので、これにより問題のある施設に対する監査の重点化は図られているものと考える。法人監査と施設監査の周期を揃えた場合、監査頻度の低下によって上記目的が達成されることが危惧されるため、施設監査の指導見直しは不適切であると考える。</p> <p>○障害者支援施設等に対する一般監査は、適切な障害者の支援の確保を目的として毎年1回の実地監査を原則としており、前年度における一般監査の結果、適正な運営が概ね確保されていると認められる場合には、例外的に2年に1回の実地監査が可能としている。</p> <p>これにより、既に実態に応じて柔軟な対応が可能としており、更なる業務の効率性を以て周期の緩和をすることは、不適切であると考える。</p> <p>○保育園等における保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培うものであることから、保育の受け皿の拡充と同時に「保育の質」の確保・向上が求められており、保育園の保育の質や子どもの安全を確保するため、各都道府県等において毎年1回以上、人員配置基準を満たしているか等について実地監査を行う仕組みとしている。</p> <p>また、児童養護施設等の社会的養護の施設では、施設に入所する子どもの最善の利益を図るため、権利擁護や被措置児童虐待防止、子どもの自立支援、職員の資質向上などの取組が確実に行われていることを確認する必要があることから、1年に1回の監査を行っている。</p> <p>このように、児童福祉施設についてはより一層の質の確保が保たれているなか、法人監査と同時に実施することが効率的との理由によって頻度を減らすことはそれに逆行するため不適切であり、実現は困難。</p> <p>○保護施設の監査は、監査内容の性格上、年一回監査することを原則としており、前年度の実地監査の結果、適正な施設運営が概ね確保されていると認められる施設は例外的に2年に1回として差し支えないこととしているところであり、既に実態に応じて柔軟な対応が可能としているところである。更なる業務の効率性を以て周期の緩和をすることは、適切ではない。</p> <p>○幼保連携型認定こども園の監査については、小学校就学前の子どもに対する教育・保育等の提供等の適正かつ円滑な実施を確保するため、学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準等の遵守状況を実地検査等で確認し、必要な指導助言を講ずることとしている。</p> <p>実施頻度については、認可保育である都道府県長による定型的かつ技術的な実施としているが、児童福祉施設でもある幼保連携型認定こども園は、児童福祉施設が、原則1年に一度以上、実地調査を行うこととの拘束に留意することとしている。</p> <p>そのため、法人監査の業務との効率化ということのみを以て、監査周期の考え方を変更することは適切でないと考えている。</p>	<p>【内閣府】 (10) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平18法77) (11) 幼保連携型認定こども園に対する施設監査については、地方公共団体の事務負担の軽減を図るため、利用者に対する処遇の質の確保に留意しつつ、監査事務を効率化する方向で検討し、2019年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省:文部科学省及び厚生労働省)</p>

内閣府「最終的な調整結果」

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答
	区分	分野									団体名	支障事例	
154	B	地方に対する規制緩和	その他	地方創生推進整備推進交付金における交付金交付決定前の着手	地方創生推進整備推進交付金の林道事業については、国の予算成立後、交付担当省庁から内閣府の通知を受け(4月頃)、交付担当省庁に交付申請書を提出(4月頃)することとなっているが、国からの県への交付決定が毎年6月下旬であるため、市町村における工事着手は7月下旬から8月上旬となっている。本県の山林部においては、冬季は積雪により工事が制限されることもあり、可能な限り早期発注、早期の工事着手が出来れば、繰越工事の縮減につながる。また、上記のとおり、現行のスケジュールだと、夏季に発注が集中し、入札不調となるケースも散見される。なお、奥山山村地域整備交付金では、交付金交付決定前の着手(早期着手)が可能となっており、同様の対応を認めていただきたい。	4月中の事業着手(起工)が可能となり、早期発注が可能となるので、繰越工事の縮減につながる。また、夏季への発注の集中が緩和されるので、発注の平準化につながる。	地方創生推進整備推進交付金案、地方創生推進整備推進交付金案	内閣府、農林水産省	長野県	—	旭川市、宮城県、ひたちなか市、徳島県、川崎市、新潟県、石川県、山梨県、静岡県、鳥取県、高知県	<ul style="list-style-type: none"> ○当県でも同様の状況。積雪期に入る12月上旬には、工事が困難となることから、できる限り早く工事が着手出来れば、繰越工事の縮減につながるものと期待できる。また、早期発注による発注時期の平準化を図ることができ、準備作業の負担の軽減や資材の確保についても、有利な面も考えられる。交付決定前着手が可能なら奥山山村地域整備交付金では、H30年度の状況では、交付決定前着手の県への届け出が4/20で、実際の工事発注は5月中旬から行っている。 ○本県の山林部においても、冬季は積雪により工事が制限されるため、早期発注が可能となるよう、現行制度を見直ししてほしい。 ○地方創生関係交付金は、地方が地域の特性を踏まえ、自主性・独自性を最大限に発揮して活用できる。地方の意見を聞き、より自由度の高い活用しやすい制度とすべきと考える。 ○地方創生推進整備推進交付金については交付決定後の着手となるため、発注時期が遅くなっている。H29年度の場合、交付決定は8月上旬であったが、工事着手は7月上旬以降となっている状況である。本県山間部においても、積雪により冬季の施工は困難であり、早期発注、早期完成(効果発現)のためにも、交付決定前着手制度の創設をお願いしたい。 ○本市においては、昨年度途中に推進交付金の交付申請を行い、交付決定を受けた事業があったが、交付申請後すぐに事業着手(事業用資産の購入)が出来る体制が整っていたものの、交付決定を待ってからの着手となったため、結果的に事業のスタートが遅れ、事業実施期間が短くなりがちである。事業によっては、発注時期が遅くなることで、より高い事業効果が得られるケースもあると思われるため、提案に賛同する。 ○地方創生推進整備推進交付金の林道事業については、国の予算成立後、交付担当省庁から内閣府の通知を受け、交付担当省庁に交付申請書を提出することとなっているが、国からの県への交付決定が毎年5月下旬から6月上旬であるため、県や市町村における工事着手は7月から8月となっている。本県の一部の山間部においても、冬季は積雪により工事が制限されることもあり、早期発注、早期の工事着手が可能になれば、繰越工事の縮減や発注の平準化にも繋がることが、奥山山村地域整備交付金同様、交付金交付決定前の着手が可能となるように認めていただきたい。 ○仮に4月中の事業着手が可能となれば、早期発注による繰越工事による木材削減作業が、秋期から冬期にかけて本格化するため、林道の開設に合わせた計画的かつ効率的な森林整備が可能となり、林業の成長産業化を通じた中山間地域の活性化や地方創生につなげる。 ○当県も平成28年度地方創生推進整備交付金の林道事業において、国から県への交付決定時期が9月となったため、市町村において工事着手時期が10月以降にずれ込んだ。その結果、積雪の降り出しにより、同様の状況も発生している。平成29年度以降は6月の交付決定となっているが、事業量によっては年度内完成が難しくなっており、早期発注早期施工を目指すためにも指針等前手制度の規定を設けるよう要望する。 ○総務省及び事業内容に変更のある継続事業については、交付決定後の事業着手となるため、年度当初から実施するためには別事業を予算措置し、委託契約を別々に行うなど事業実施に支障がある状況である。 ○本市においても、林道事業を必要としている山岳地域では、工事実施にあたっては、積雪により工事実施が困難となり、繰越工事が発生している状況にある。 ○奥山山村地域整備交付金では、交付金交付決定前の着手(早期着手)が可能となっており、同様の対応を認めていただきたい。 ○早期発注、早期の工事着手が可能になれば、繰越工事の縮減につながるため、県、市町村における工事着手は7月上旬以降となっている。交付金交付決定前の着手は、標準工期を踏まえた早期の工事着手と、繰越工事の縮減につながる。なお、奥山山村地域整備交付金では、交付金交付決定前の着手(早期着手)が可能となっており、同様の対応を認めていただきたい。 	【内閣府】この整備を含めた地方創生推進整備推進交付金の交付事務に関しては、制度を所管する内閣府から交付担当省庁である国土交通省、農林水産省及び関係府省に当該事業年度の発注期に予算の振り替えを行った後、各交付省庁の責任において、地方公共団体への交付手続きが行われることから、林野庁所管の林道事業において交付決定前の事業着手が必要とのことであれば、まずは、事業の執行管理の実情を把握している林野庁において、その可否を判断していただくと考えております。制度を所管する内閣府としては、交付事務に係る対応については直接の可否を判断する立場にはないもの、地方分権を確保する立場から、地方からの提案をいかにして実現するかという姿勢を基本に、関係する交付省庁との協議・調整に努めてまいります。【農林水産省】地方創生推進整備推進交付金の経理事務手続きについては、申請書類の不備等への対応に一定の時間を要するものの、事業効果の早期発現の観点から、交付申請後の遅延や交付決定に努めている。ご提案については、地方創生推進整備推進交付金の林道事業において「交付金交付決定前の着手」が実施できるよう、制度を所管する内閣府と相談しながら検討してまいります。
156	B	地方に対する規制緩和	その他	住民基本台帳事務の住民票の写し等の交付に係る請求者の規定の明確化	死亡者が単独世帯の場合、死亡者と別世帯の直系血縁者が死亡者の生命保険金などの手続きにおいて、死亡者のマイナンバーが必要になった際、死亡者の通知カード及びマイナンバーカードが見当たらない、マイナンバー入りの住民票を請求しないと同ナンバーを知り得ることができない、しかしながら、現在の法令では、同一世帯の住民の請求については規定があるが、同一世帯ではない直系血縁の請求については規定がない。	別世帯に住む直系血縁の世帯員からの請求について、規定の明確化を行うことにより、地方公共団体間における事務処理の差が解消される。また、保険会社へ通知の発出を行うことで、住民及び保険会社の負担が解消され、公益に資するものとなる。	内閣府、個人情報保護委員会、金融庁、総務省、財務省	都山市	【提案】※参考資料)住民基本台帳事務の住民票の写し等の交付に係る請求者の規定の明確化.pdf	宮城県、山形県、白河市、石川県、ひたちなか市、高崎市、所沢市、岡崎市、柏市、袖ヶ浦市、江戸川区、川崎市、平塚市、多摩市、浜松市、香川県、名古屋市、伊丹市、徳島市、宇和島市、北九州市、青森市、宮崎市	<ul style="list-style-type: none"> ○死亡後の手続き全般についてマイナンバーの取り扱いは周知を行い、必要性を精査しきめ細かく説明していただきたい。 ○保険会社の手続き等で(ご本人)のマイナンバーについての問合せがあるが、死亡者が単独世帯の場合、通知カードやマイナンバーカードの所在が分からぬケースが多。個人番号入りの住民票も取得できないため対応が難しい。現在の制度においては、同一世帯の請求については規定があるものの、同一世帯ではない直系血縁の請求については規定が無いため、取り扱いについて明確化してほしい。 ○保険会社や税務署、労働基準局等に提出する死亡者の住民票(単身者)にマイナンバー入り求められることがあり、取扱いの確保と連携の確保も必要となる。マイナンバー関係事務の実施等向けに死亡者に関するマイナンバーの取扱いのルールを定め、周知することは必要と思われる。 ○市町村においてもマイナンバー入り住民票交付事務を行うに当たり、提案団体が示す支障事例、死亡者が単独世帯の場合、死亡者と別世帯の直系血縁者が死亡者の生命保険金などの手続きにおいて、死亡者のマイナンバーが必要になった際、死亡者の通知カード及びマイナンバーカードが見当たらない、マイナンバー入りの住民票を請求しないと同ナンバーを知り得ることができない、しかしながら、現在の法令では、同一世帯の住民の請求については規定があるが、同一世帯ではない直系血縁の請求については規定がない、が、同様に生じており、「別世帯に住む直系血縁の世帯員からの請求について、規定の明確化がされていないため、市での対応に苦慮する。」といった事務負担を担っている。そのため、死亡者のマイナンバー入り住民票の発行について、別世帯に住む直系血縁の世帯員からの請求については規定の明確化を求め、また、死亡保険金の相続処理に際して、保険会社に対しても通知の発出等により、マイナンバーの取り扱いは周知することを求める。」といった提案の趣旨に賛同します。 ○別世帯の請求者への説明に時間を要するケースもあり、保険会社への通知の発出は必要と考える。 ○死亡者と同一世帯であった者からの請求であれば、死亡者の個人番号が記載された住民票の取扱いの交付が可能なこと、及び個人番号が不明でも相続手続き等が可能なこと、住民及び生命保険会社等の関係機関等に連携していただけないために、窓口でトラブルになることが多く、対応に苦慮している。 ○このことについては、提出先である生命保険会社等の関係機関に周知するよう、全国適合型住民基本台帳事務協議会を通じて関係者に周知していることである。 ○同様のケースが本市においてもあることから、住基法12条の3第1項第1号の「自己の権利を行使し、又は自己の義務を履行するために住民票の記載事項を確認する必要がある」という規定は、別世帯であっても死亡の住民票の除籍に個人番号を記載できるように改正すべきと考える。 ○規定の明確化を行うことにより、市町村間における事務処理差の解消が期待される。 ○死亡時に同世帯であったものがない場合、マイナンバー入り住民票を請求できないことが関係していない。且つ、マイナンバーが各種手続きに必須であるという関係のため、窓口でのトラブルが増えている。 	【内閣府】まず住民基本台帳制度を所管する総務省で検討いただくものと考えている。【個人情報保護委員会、金融庁、総務省、財務省】単身世帯であった死亡者の法定代理人であり、住民基本台帳法第12条第5項の特別の請求が行われた場合であっても、個人番号が記載された住民票の取扱いの写しを交付することはできない。死亡者については、その代理権を有する者は存在せず、特別の請求を行うことができるのは、死亡者と同一の世帯であった者に限られる。そもそも、個人番号関係事務実施者において、例えば、税務署の提出する支払調書等に経済取引相手方の個人番号の記載が必要な場合は、事前に個人番号を取得する必要があるものであり、受取人に死亡者の個人番号を取得させるべきではない。このことについては、内閣官房から保険会社関係団体へ要望を行っているものであり、引き続き検討を行う。	
187	B	地方に対する規制緩和	その他	地方創生推進交付金の交付完了日の見直し	関係補助事業については、年度内に精算額の確定だけでなく、支払いを完了する必要があるため、年度末まで実質的な事業期間(関係補助事業を行う期間)を確保できず、事実上、国が創設した補助金(交付金)事業の効果を得ようとする事柄が生じている。省庁によって関係補助金の交付完了日の取扱いが異なる例がある。具体的には、農水省の補助金では、精算書の提出、実績報告書の提出期間の4月10日までに関係補助事業の支出を完了すればよいとされている(平成24年12月1日付け農水省大臣官房総務課長官庁事務課長官庁事務課長「関係補助事業等の交付手続について(参考)」。一方、地方創生推進交付金においては、精算書では、上記の農水省の取扱い(4月10日までに関係補助金の交付完了)とは異なり、年度末までに交付を完了しなければならないとされている。	関係補助において関係補助金の交付完了日を見直すことにより、事業完了を前倒しすることなく、年度末まで事業を行うことが可能となり、交付金事業をより効果的に実施することができるようになる。	地方創生推進交付金交付案	内閣府	岐阜県	—	北海道、徳島県、高知県、福岡県、高松市、横濱市、川崎市、新潟市、鳥取市、長野県、長野市、大垣市、山梨県、浜松市、名古屋市長官庁事務、小牧市、京都市、宮崎市、鳥取県、高松市、愛知県、八幡平市、浜後市、松浦市、大分県、沖縄県	<ul style="list-style-type: none"> ○地方創生推進交付金を活用し実施している関係補助事業において、年度末までに補助金支出を完了させるために、事業前に準備に事業を完了、報告を求めなければならないことについては、「実績に基づいて補助金等を交付する場合における精算額の解釈について」(昭和30年11月1日財務局長事務連絡)により、「関係補助金等の交付がなければ補助事業等が完了したとはいえない」と明確に示されている。これは、国の補助金等全体に対する統一のルールであるため、地方創生推進交付金について当該ルールに準拠する制度変更は困難。 ○事業者の事業実施期間を十分に確保するとともに、関係補助のない通常の補助金との要領上の整理が必要であり、国が取扱いが異なることに対して事業者の理解が得られないため、関係補助金の交付の日の取扱いの見直しを求め、 ○本市においては地方創生推進交付金を活用した関係補助事業の実施を計画している。しかし、交付金や関係補助金等、実績報告書の提出期限が3月31日までで完了させることは、実施上困難であり、切実な効果的な事業の実施が難しい。 ○地方創生推進交付金については、県以外の事業主体に対して補助金として事業費を交付する関係補助の実施が認められ、この事業費には人件費や光熱費といった事業期間開始前まで金額が確定しない費用も含まれる。関係補助の実施が認められることから、年度内に精算額の確定及び支払いを完了しなければならないとの運用ルールにより、事業上年度末の経費に充てることができる。交付金の効果を得ようとする事柄が生じている。 ○関係補助の場合、3月分の経費(例えば燃料費)は年度末まで発生するが、年度末までに補助金交付を完了させようとする、民間等事業者の事業期間を3月31日まで確保することができる。 ○地方創生推進交付金を活用した一部の事業においては事業開始が複数回にわたる場合がある。年度末まで完了した場合の事業完了が実現できない、現在のルールでは事業完了の前倒しが必要となる。 ○関係補助金の交付完了日の見直しにより、切れ目なく連年事業を実施することが可能となり、交付金事業をより効果的に実施することができるようになる。 	関係補助事業等を行う場合に年度内に関係補助金等の交付を完了しなければならないことについては、「実績に基づいて補助金等を交付する場合における精算額の解釈について」(昭和30年11月1日財務局長事務連絡)により、「関係補助金等の交付がなければ補助事業等が完了したとはいえない」と明確に示されている。これは、国の補助金等全体に対する統一のルールであるため、地方創生推進交付金について当該ルールに準拠する制度変更は困難。

管理番号	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月26日閣議決定)記載内容
	見解	補足資料	見解	補足資料				
154	平成30年度については交付決定が5月下旬だったため、例年に比べて早期の工事着手が可能となった。しかし、「交付金交付決定前の着手」が可能となれば、より早期の事業執行ができ、繰越の繰越にも貢献することから、制度として確立するよう検討をお願いしたい。				【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 【全国町村会】 提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。		【内閣府】 まずは、交付省庁である林野庁において、可能な限り速やかな交付決定がなされるよう、要請してまいりたい。 【農林水産省】 ご提案の地方創生推進整備推進交付金の林道事業における「交付金交付決定前の着手」が実現できるよう、制度を所管する内閣府に要請してまいりたい。	【内閣府】 (16) 地方創生推進整備推進交付金 林道に係る事業に対する地方創生推進整備推進交付金の交付については、やむを得ない事情により、交付決定前に事業に着手する必要がある場合には、交付決定前の着手を可能とし、2018年度中に必要な措置を講ずる。 (関係府省：農林水産省)
156	○「経済取引の相手方の個人番号の記載が必要な場合は、事前に個人番号を取得する必要があるものであり、受取人に死亡者の個人番号を登録させるべきではない。」について、保険会社関係団体へ要請を継続してまいりたい。併せて、死亡者である保険契約者のマイナンバーを相続人が確認したいとする時に住民票の除票の写しの請求が行われるため、マイナンバーの記入が無くとも保険金が請求できることを明確化してまいりますようお願いいたします。 ○加えて、市町村及び住民に対する当該要請に係る制度内容やマイナンバー入り住民票の交付における留意事項の周知について御検討くださいますようお願いいたします。	【所沢市】 保険会社関係団体に関する死亡者の個人番号が必要な届出の提出先に対して、死亡者の個人番号が把握できない場合には記載不要等にすべく広く周知を行っていただきたい。 【宮崎市】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。現状として、保険会社関係団体への要請は十分でないと思われるので、各府省から引き続きの要請をお願いしたい。 【江戸川区】 窓口業務においては依然として、死亡者の個人番号を保険会社等から請求されたという理由で、死亡者の個人番号入り住民票を請求されるケースがある。このようにことが起きぬよう、保険会社関係団体に対して、「保険等既加入者へ個人番号の提出を求めること」及び「死亡者の個人番号の提出が必須無条件」とを更に周知徹底するべきと考える。 また、死亡者の個人番号入り住民票の請求にあたっては、同一世帯ではない直系血族からの請求について明確に規定されることが必要だと考える。	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	【全国知事会】 地方創生推進交付金については、その内容や規模について地方の意見等を十分に踏まえるとともに、地方創生の更なる深化や取組みの全国展開に向け、地方の実情を踏まえた、より弾力的で柔軟な運用を図るべきである。 【全国市長会】 提案団体の実現に向けて、積極的な検討を求める。 【全国町村会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。	【個人番号記載の住民票の取扱い】 ○ 内閣府(番号制度担当室)において、マイナンバー入り住民票が通知カードに代替するものとして使用されている件数等の運用実態を整理していただきたい。 ○ 総務省において、マイナンバー入り住民票の使用実態を踏まえつつ、マイナンバー入り住民票が通知カードに代替するものであり、極めて限定的にしか用いられないことなどを、地方公共団体が住民に周知するよう措置していただきたい。 【住民基本台帳事務の住民票の写し等の交付に係る請求者の規定の明確化】 ○ 財務省において、死亡者のマイナンバーが職務上の名寄せが必要となる理由を確認した上で、法定書類における死亡者のマイナンバーの記入を廃止していただきたい。 ○ 総務省において、単身世帯であった死亡者の法定代理人が、住民基本台帳法第12条第5項の特別の請求を行った場合におけるマイナンバーが記載された住民票の除票の写しに係る取扱いを通知し、地方公共団体職員との対応に留意していただきたい。 ○ 内閣府(番号制度担当室)において、死亡者のマイナンバーを使用することについて、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の趣旨に合致していることが整理していただきたい。 ○ 内閣府(番号制度担当室)及び金融庁において、保険会社が保険金を支払う際にマイナンバーの記入を求めているが、相続人が死亡者のマイナンバーを通知できずマイナンバーが記入できなくても保険金を請求できることを明確化していただきたい。 【マイナンバー制度における住民票情報の取扱いの適正化】 ○ 内閣府(番号制度担当室)において、同一住所地に複数の世帯がある場合、住民基本台帳ネットワークシステムと情報提供ネットワークシステムの仕組みから生じる、同一住所地の申請者以外の世帯に係る世帯情報の情報連携について、申請者以外の世帯についてはマイナンバー上の情報連携の履歴として表示されないよう措置すべきではないか。 ○ 総務省において、住民基本台帳ネットワークと情報提供ネットワークの連携において世帯情報を収集する際、同一住所地の全ての世帯情報にアクセスせずとも、直接個別の世帯情報を収集することができる措置すべきではないか。 ○ 内閣府(番号制度担当室)及び総務省において、同一住所地の申請者以外の世帯に係る世帯情報の情報連携がマイナンバー上の情報連携の履歴として表示されないようになるために、マイナンバー上の改善の費用対効果と住民基本台帳ネットワークシステムの改善の費用対効果とを比較するなど検討を行い、最適なシステムに改善すべきではないか。	○ 法令上、生命保険契約等の一時金の支払請求を提出すべき者は保険会社であることから、当該保険会社が個人番号取得事務実施者として、保険金受取人及び保険契約者について、それぞれ本人に対しマイナンバーの提供を求めた上で、当該マイナンバーを支払請求に記載していただくこととなる。 ○ 死亡者については、その代理権を有する者は存在せず、住民基本台帳法第12条第5項に規定する特別の請求を行うことができるのは、死亡者と同一の世帯であった者に限られる。 ○ 保険契約において、保険契約者のマイナンバーは本人に対して提供を求める必要があることを踏まえると、一次回答のとおり、保険契約者のマイナンバーは、本来、生前に入手しておくべきものであると考える。 ○ 保険契約者のマイナンバーの取得が保険契約者の死亡後に行われる際に問題が発生し、本件のような要望が出ていると思われることから、今後とも、関係省庁と連携して保険会社関係団体と協議の上、適切な対応を要請してまいりたい。 ○ また、税法以外の申請に基づく行政手続においては、死亡者のマイナンバーの必要性やその取扱いについて、関係省庁と協議、検討したい。 ○ これらの対応がとられることで、死亡者のマイナンバー入り住民票の請求についても減少し、地方公共団体の事務処理が円滑化されるものと考えられる。	【内閣府】 (17) 所得税法(昭40法33)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) (1) 生命保険会社による保険契約者の個人番号を記載した支払請求書の提出(所得税法225条) については、生命保険会社が保険契約者の個人番号を生前に収集する方策について検討し、2019年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省：金融庁及び財務省) (2) 申請に基づく行政手続における死亡者の個人番号の必要性やその取扱いについては、関係省庁と協議・検討し、2018年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	
187	昭和30年事務連絡は、「年度内に間接補助金等の交付を完了しなければならない」とは示しておらず、「間接補助金等の交付がなければ補助事業等が完了したとはいえない」と承している。したがって、例えば、年度末までに支払い義務額を確定のうえ、翌年度5月末までの出納整理期間中に支払いを完了し、実績報告書を提出することは昭和30年事務連絡に抵触しない。しかし、国の出納整理(4月)の原簿で、交付要綱において交付金の実績報告書の提出期限が4月10日とされているため、上記のような処理を行うことができず、そのしわ寄せとして、間接補助事業の事業期間が年度末まで確保できない事態が生じ、交付金の効果を損なっている。したがって、 ・間接補助事業等においても、支払い義務額の確定をもって間接補助金等の交付を完了したものと「みなす」との解釈変更をご検討いただきたい。 これが出来ない場合は、 ・例えば、全額概算払を受けたうえで、出納整理期間(5月)中に交付を完了し、6月10日までに実績報告書を提出し、必要に応じて返還手続きを行うことを可能とするなど、国の出納整理上支障がなく、昭和30年通知にも抵触しないかたちで交付要綱の見直しをご検討いただきたい。				【全国知事会】 地方創生推進交付金については、その内容や規模について地方の意見等を十分に踏まえるとともに、地方創生の更なる深化や取組みの全国展開に向け、地方の実情を踏まえた、より弾力的で柔軟な運用を図るべきである。 【全国市長会】 提案団体の実現に向けて、積極的な検討を求める。 【全国町村会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。		地方創生推進事務局としては、「国の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。」「(財政法第11条)、「(各会計年度における経費は、その年度の歳入を以て、これを支拂しなければならない。」「(同法第12条)等の法律の規定及びこれらの具体的解釈を示した昭和30年11月17日財務局長事務連絡を踏まえ、年度内に間接補助金の交付が完了しなければならぬものとして、地方創生推進交付金を運用している。本運用については、国の補助金に係る統一ルールに基づくものであり、当事務局のみの判断でこれを変更することはできない。	

内閣府「最終的な調整結果」

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答
	区分	分野									団体名	支障事例	
191	B	地方に対する規制緩和	その他	<p>【支障事例】本市の独自利用事務である、子どもの医療費助成に関する事務(以下「助成事務」という。)を例とする。</p> <p>助成事務の準ずる法定事務は「児童手当に関する事務」であり、児童手当に関する事務は地方税関係情報の照会において本人同意は不要である。また、助成事務と児童手当に関する事項については申請手続を同時に行っている。(具体的内容)</p> <p>児童手当に関する事務は本人同意が不要であるにも関わらず、助成事務では本人同意が必要となり、同意に係る書類記入の手間が生じる。また、配偶者等の申請者以外の方(以下「配偶者等」という。)の地方税関係情報の照会にあたっては、配偶者等の本人同意も必要となる。その場合、配偶者等の本人同意書を送付又は再度窓口へ提出することとなり、申請者に負担が生じる。さらに、電子申請においても、配偶者等の本人同意を得ることができないため、同様に変更又は窓口へ本人同意書を出すことになる。</p> <p>【懸念事項】地方公共団体によって、準ずる法定事務の判断基準が異なる可能性がある。</p> <p>【懸念事項の解消策】本人同意を不要とする独自利用事務は、独自利用事務及び準ずる法定事務の内容を国が確認し、承認したものに限ることとする。</p>	<p>規則第2条第4項第1号において、独自利用事務の地方税関係情報の照会についてはすべて本人同意が必要となっている。このことについて、独自利用事務が準ずる法定事務において本人同意不要である場合は、当該独自利用事務についても本人同意を不要とするよう規則改正を行うことで市民サービスの向上及び行政事務の効率化を図る。</p>	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第8号に基づく特定の個人情報の提供に関する規則(以下「規則」という。)	内閣府、個人情報保護委員会、総務省	八王子市	—	<p>〇本市でも、「子どもの医療費助成に関する事務」を独自利用事務としているが、提案記載内容と同じ支障を生きている。</p> <p>〇地方税上の守秘義務について、同法第22条は、地方税に関する調査等に従事する者がその事務に関して知り得た秘密事項の取扱いに関する事項として、いづれも地方税関係情報の照会において本人同意は不要。</p> <p>〇地方税関係情報の提供を求められれば、以下のいずれかの場合においては、地方税関係情報の提供を行うことが許容されている。</p> <p>①地方税関係情報を利用する事務の所管法令において、照会対象者本人に対する質問検査権が規定されており、かつ地方税関係情報の提供が当該法令に規定されている場合</p> <p>②地方税関係情報を利用する事務が申請に基づくものであり、照会対象者本人の同意がある場合</p> <p>〇これを踏まえ、情報提供ネットワークシステムを用いた地方税関係情報の情報提供についても、①又は②によって秘密性が確保される場合に限り可能としている。</p> <p>〇この点、独自利用事務は、法定事務の根拠法令の趣旨、法定事務の内容に準ずる事務であり、当該独自利用事務が①の要件に該当することが担保されていないことから、②によって本人の同意を得ることとしており、その旨を行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第8号に基づく特定個人情報の提供に関する規則第2条第4項第1号に規定している。</p> <p>〇なお、本人の同意を得る方法については、既存の申請様式に同意欄を追加する方法により同意を得ても差し支えないことを、地方公共団体にお示ししている。</p>			
192	B	地方に対する規制緩和	その他	<p>【支障事例】「児童手当の支給に係る通知」、ひとり親家庭支援制度における「家庭教師派遣支援や体験学習・学習支援に係るお知らせ」は、国が示すお知らせ通知を行える事例に含まれていないため、お知らせ通知を行うことができない。</p> <p>【懸念事項】社会保険・税・防災に該当しない事例については、マイナンバーを取り扱えないため、お知らせ通知を実施できない。</p> <p>【懸念事項の解消策】銀行のマイナンバー(符号含む。)を利用したお知らせ通知とは別に、マイナンバー(符号含む。)を利用しないお知らせ通知の仕組みを新たに構築する。</p>	<p>お知らせ通知を行える事務(14事務)以外の事務のうち、市民へ通知等を行うサービスの向上及び行政事務の効率化を図る。</p>	「子育てワンストップサービス」(平成28年12月21日付府字本306号通知)	内閣府、総務省	八王子市	—	<p>〇官民データ活用推進基本法第10条(行政手続に係るオンライン利用の原則化、民間事業者等の事務に係るオンライン利用の促進)、「IT戦略の策定に向けた基本方針」(平成29年12月11日(本府)「官民データ活用推進懇話会」議決)や、「デジタル・ガバナンス実行計画」(平成30年1月18日(ガバナンス推進会議決定))に基づき、業務改革(BPR)の推進とデジタル化の推進により利用者中心の行政サービスを実現する必要性を国において認識されており、現在、内閣府においてデジタルファースト法案の検討を行っている。オンライン化の徹底及び添付書類の削減について取組を進めていることと認識している。</p> <p>マイナンバーを活用したオンライン申請・お知らせ機能は、これまで各団体が準拠する電子申請機能に比べ、現在国等で構築した情報連携のインフラを最大限活用することで各団体にとって安価にオンライン化実現の可能性がある。</p> <p>こうしたことを踏まえ、住民がオンライン申請窓口の一元化や国・市町村を越えた行政事務の効率化・コスト削減に繋がるようなマイナンバーを活用したオンライン申請・お知らせ機能のさらなる充実に向けた取組を進めていることである。</p> <p>〇本市では、ひとり親サービス(ワンストップサービス)を利用して、子育て15手続以外の「職員採用試験の受験申込」や「マラソン大会の参加申込」等の電子申請受付を実施しているが、これらの手続の中には通知書等を返送する必要があるものもあるため、マイナンバー(符号含む。)を利用しないお知らせ通知の仕組みの構築を求めている。</p> <p>また、お知らせ通知を行うためには、「郵政の同意を要すること」とされており、毎年の一事務のお知らせ通知であっても、通知の頻度、事前同意を取る必要があるが、住民の利便性向上及び事務の効率化を図るため、同一事務の場合は省略できる等の緩和を求めている。</p>			
192	B	地方に対する規制緩和	その他	<p>【支障事例】「児童手当の支給に係る通知」、ひとり親家庭支援制度における「家庭教師派遣支援や体験学習・学習支援に係るお知らせ」は、国が示すお知らせ通知を行える事例に含まれていないため、お知らせ通知を行うことができない。</p> <p>【懸念事項】社会保険・税・防災に該当しない事例については、マイナンバーを取り扱えないため、お知らせ通知を実施できない。</p> <p>【懸念事項の解消策】銀行のマイナンバー(符号含む。)を利用したお知らせ通知とは別に、マイナンバー(符号含む。)を利用しないお知らせ通知の仕組みを新たに構築する。</p>	<p>お知らせ通知を行える事務(14事務)以外の事務のうち、市民へ通知等を行うサービスの向上及び行政事務の効率化を図る。</p>	「子育てワンストップサービス」(平成28年12月21日付府字本306号通知)	内閣府、総務省	八王子市	—	<p>〇官民データ活用推進基本法第10条(行政手続に係るオンライン利用の原則化、民間事業者等の事務に係るオンライン利用の促進)、「IT戦略の策定に向けた基本方針」(平成29年12月11日(本府)「官民データ活用推進懇話会」議決)や、「デジタル・ガバナンス実行計画」(平成30年1月18日(ガバナンス推進会議決定))に基づき、業務改革(BPR)の推進とデジタル化の推進により利用者中心の行政サービスを実現する必要性を国において認識されており、現在、内閣府においてデジタルファースト法案の検討を行っている。オンライン化の徹底及び添付書類の削減について取組を進めていることと認識している。</p> <p>マイナンバーを活用したオンライン申請・お知らせ機能は、これまで各団体が準拠する電子申請機能に比べ、現在国等で構築した情報連携のインフラを最大限活用することで各団体にとって安価にオンライン化実現の可能性がある。</p> <p>こうしたことを踏まえ、住民がオンライン申請窓口の一元化や国・市町村を越えた行政事務の効率化・コスト削減に繋がるようなマイナンバーを活用したオンライン申請・お知らせ機能のさらなる充実に向けた取組を進めていることである。</p> <p>〇本市では、ひとり親サービス(ワンストップサービス)を利用して、子育て15手続以外の「職員採用試験の受験申込」や「マラソン大会の参加申込」等の電子申請受付を実施しているが、これらの手続の中には通知書等を返送する必要があるものもあるため、マイナンバー(符号含む。)を利用しないお知らせ通知の仕組みの構築を求めている。</p> <p>また、お知らせ通知を行うためには、「郵政の同意を要すること」とされており、毎年の一事務のお知らせ通知であっても、通知の頻度、事前同意を取る必要があるが、住民の利便性向上及び事務の効率化を図るため、同一事務の場合は省略できる等の緩和を求めている。</p>			

管理番号	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月26日閣議決定)記載内容
	見解	補足資料	見解	補足資料				
191	<p>個人情報保護委員会及び税務省の回答では、独自利用事務は地方税法上の守秘義務が解除される要件である「地方税関係情報を利用する事務の所管法令において、照会対象者本人に対する質問検査権等が規定されている場合」に該当しない。そのため、も一方の要件である「地方税関係情報を利用する事務が申請に基づくものであり、照会対象者本人の同意がある場合」に地方税法上の守秘義務が解除される。規則はこのことについて制定しているとのことである。</p> <p>しかし、マイナンバー制度の導入目的である行政事務の効率化及び市民サービスの向上の観点から、同意不要である法定事務と同様に事務を行っている独自利用事務(例えば、「児童手当(法定事務)」と「助成事務(独自利用事務)」)については、同意不要としなければ、手順の簡便化による負担の軽減(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。))第1条)にはつながらない。具体的には、児童手当で配偶者の同意が不要のため事務手続を終えられたとしても、助成事務については本人同意が必要ため事務手続を終えることができず、窓口から一度持ち帰り、配偶者本人に同意書を自署してもらってから、郵送又は郵便窓口に出すことになる。また、独自利用事務は、法定事務と審査は目的が同一で、かつその事務内容が法定事務と類似性のあるものに関し情報連携を行うことができる。このことを踏まえると、法定事務が同意不要である場合、法定事務と同時に事務手続を行っている独自利用事務について、規則の改正を行うことで、本人同意を不要とすることはできないか。また、規則改正で対応できないというのであれば、番号法に規定し、制度改正で対応することはできないか。</p>		<p>【大牟田市】</p> <p>○本人の同意を得る方法については、既存の申請様式に同意欄を追加する方法により同意を得ても差し支えないことを地方公共団体に示しているとの回答がなされているが、例えば新規申請書に同意書欄を設けたとしても、「子ども医療」の場合は「父及び母」、「ひとり親家庭等医療」や「重症障害者医療」の場合は「申請者(受給者)及び同居家族」の自署が必要となるため、一度の来庁で手続きが完了しないことには変わりはない。また、世帯構成は家族の転入等で常に化するものなので、新規申請時には取扱いがなかった者の同意が有次第に必要となる場合も多々ある。</p> <p>○番号制度の普及のためにも、番号制度の目的である「行政運営の効率化」及び「国民の手続の簡便化による負担の軽減」を目指し、本人同意なく地方税関係情報の照会が可能になる取り組みをぜひ行っていただきたい。</p>		<p>【全国市長会】</p> <p>慎重に検討された。</p>		<p>○ 一次回答のとおり、地方税情報の提供を求められた場合には、以下のいずれかの場合においては、地方税情報の提供を行うことが許容されている。</p> <p>① 地方税関係情報を利用する事務の所管法令において、照会対象者本人に対する質問検査権等が規定されており、かつ他の官公署への情報提供請求権が当該法令に規定されている場合</p> <p>② 地方税関係情報を利用する事務が申請に基づくものであり、照会対象者本人の同意がある場合</p> <p>○ この整理を踏まえ、情報提供ネットワークシステムを用いた地方税関係情報の情報提供についても、①又は②によって秘密性が解除される場合に限って可能とされている。</p> <p>このうち、①に該当する事務については、各制度の根拠となる法令に質問検査権が定められていない必要があり、法定事務であっても、これに該当しない場合には、②によって本人の同意を要するものである。</p> <p>○ この点、独自利用事務は、法定事務の根拠法令の趣旨目的、法定事務の内容に準ずる事務であるものの、当該独自利用事務が①の要件に該当することが担保されていないことから、②によって本人の同意を得る必要がある。その旨を行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく特定個人情報の提供に関する規則第2条第4項第号に規定しているものである。</p> <p>○ なお、本人の同意を得る方法については、既存の申請様式に同意欄を追加する方法により同意を得ても差し支えないことを、地方公共団体に示している。</p>	
192	<p>平成28年12月21日府子本906号「子育てワンストップサービスにおける児童手当の事務について」において、「申請者が、マイポータルアカウントを開設している場合は、マイポータルの「お知らせ機能」により、以下の通知が可能となる。(別添参考2)との記載があり、具体的な内容が列記されている。</p> <p>内閣府の回答から判断すると、府子本906号の通知は、マイポータルのお知らせ通知ができる事務手続を規定したものでなく、あくまでも事例であり、記載されていない番号利用法及び条例に基づく個人番号利用事務においてもマイポータルのお知らせ機能の活用が可能であると解釈できよう。また、その場合、個人番号利用事務であれば、マイポータルにおける「お知らせ機能」を利用することが可能であることについて、各地方公共団体に通知等を発することにより、明確にしていきたい。</p> <p>MyPostについても、市民にとっての利便性を考慮し、マイナンバー(符号を含む。)を利用しない新たな仕組みをマイポータルの開設のみで対応できるようにしていきたい。</p>				<p>【全国市長会】</p> <p>提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。</p> <p>なお、所管省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、文書により十分な周知を行うこと。</p>		<p>【内閣府】</p> <p>○ 番号利用法及び条例に基づく個人番号利用事務においてマイポータルにおける「お知らせ機能」が利用可能であることについて、適切な形で周知を図ることとした。</p> <p>○ なお、マイポータルにおける「お知らせ機能」は、番号法上の「個人番号利用事務」を対象に、「情報提供用個人識別符号」を利用することとされている。当該符号を用いない形で「お知らせ機能」を提供することについては、実現することが困難である。</p> <p>○ 一方で、個人番号利用事務以外の事務に関するお知らせについては、先に回答したとおり、MyPostと連携した仕組みを構築している。利用者の方に登録していただければ、MyPostで受信したお知らせがマイポータル上の「お知らせ機能」と同様に確認することが可能となっているところ、適切な形で周知を図ることとした。</p> <p>【総務省】</p> <p>一次回答と同じ。</p>	<p>【内閣府】</p> <p>(1) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27)</p> <p>(ii) マイポータル(個人向け行政ポータルサイト)における「お知らせ機能」については、「子育てワンストップサービスにおける児童手当の事務について」(平28内閣府子ども・子育て本部児童手当管理運営)に掲げる事務に限らず、地方公共団体が行う個人番号利用事務(9条1項及び2項)であれば利用可能であることを、地方公共団体に2018年度中に通知する。</p>

内閣府「最終的な調整結果」

管理庁	提案区分			提案事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支援事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支援事例(主なもの)＞		各府省からの第1次回答
	区分	分野	団体名											
			団体名									支援事例		
104	B	地方に対する規制緩和	医療・福祉	幼保連携型認定こども園の保育教諭の特例措置の延長	<p>○特例措置の期間中に免許・資格の取得を促進しているが、養成機関なども限られるうえ、認定こども園の利用希望者が多く、保育教諭不足の中で、雇用している職員を資格・免許取得の途に専断から離れてしまうことにより、保育現場に支援をききしめ、現状では特例措置の期間中に全ての職員が保育教諭の免許・資格をとることが困難となっている。また、特例措置終了後は免許・資格取得に要する期間が増加することにより、さらに取得促進が難しくなる。</p> <p>○晋中市では幼保連携型認定こども園が小学校就学前の学校教育・保育を一体的に行う施設であり、保護者の取次が利用できず利用できることからその移行を推進しており、平成27年4月にすべての公立保育所(19園)、幼稚園(7園)が幼保連携型認定こども園に移行、平成30年4月までに私立保育所(3園)私立幼稚園(8園)が幼保連携型認定こども園へ移行した。また、平成31年4月に向けて私立保育所(8園)と預遊を行っているところである。とりわけ、私立幼稚園からの認定こども園化は、3歳児2号枠を設定することにより、2歳児までの保育施設からの連絡先の確保とともに待機児童解消にも有効に働くことから特に推進しているところである。今後も残る私立保育所(50園)、私立幼稚園(17園)に働きかけを行う予定としている。</p> <p>このような状況下で現在保育所又は幼稚園である施設が認定こども園へ移行する場合、移行期間が2年も無いため、職員の確保が困難になるところより、認定こども園移行を進めてもらうことや、さらに現在認定こども園である施設が経過措置期間終了時に保育所又は幼稚園に戻ってしまうことが想定される。</p>	<p>○保育現場及び保育士自身の負担を軽減しながら、資格・免許の積極的な取得を促進し、保育の担い手の増加を目指す。</p> <p>○認定こども園移行に係る懸念事項を和らげることで、より一層の認定こども園移行促進を図る。</p>	<p>就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な振興の推進に関する法律</p>	<p>内閣府、文部科学省、厚生労働省</p>	<p>晋中市</p>			<p>＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支援事例(主なもの)＞</p> <p>旭川市、秋田市、岩手県、川崎市、山形市、豊田市、田原市、草津市、大分県、八尾市、藤原市、和歌山市、藤井寺市、東大阪市、阪南市、鳥取市、兵庫県、神戸市、和歌山市、五野市、徳島県、徳島市、熊本市、九州地方知事会</p>	<p>子ども子育て支援新制度におけるいわゆる5年後見直しについては、平成30年5月28日に開催した子ども子育て会議において議論が開始されたところであるが、検討項目として「幼保連携型認定こども園における保育教諭の資格の特例」を挙げ、周会議は、認定こども園団体、自治体関係者等が構成員となっているが、5月28日の会議の場では、本特例を延長して欲しい旨の意見が述べられている。今後、引き続き、同会議において議論を行い、その方向性を定める予定である。</p>	
196	B	地方に対する規制緩和	消防・防災・安全	災害支援資金貸付金の保証人に関する規定の見直し	<p>災害支援資金貸付金について、市町村による適切な債権管理が可能となるよう、災害支援資金の貸付けを受けようとする者に対して所要の金利の上乗せ等を行うことにより、保証会社による保証を義務付ける災害支援資金の貸付制度の見直しを行い、保証人なしの災害支援資金の貸付けを市町村の円滑な債権回収を促していた。これを併せ、市町村が災害支援資金を貸し付ける場において、保証会社による保証が円滑に進むよう、国において全国的な仕組みを整備していただきたい。</p>	<p>回収のノウハウを持つ者が債権回収を行うことで、回収の実効性を高めることも自治体の事務負担を軽減することができる。また、保証会社による保証を義務付けるような制度となれば、被災者としても、貸付金を借り受けるときに保証人を立てる必要がなくなる。</p>	<p>災害甲斐金の支給等に関する法律施行令第9条</p>	<p>内閣府</p>	<p>八戸市、三沢市、おいらん町、開上市</p>			<p>新潟市、山梨県、西宮市、広島市、防府市、宮崎市</p>	<p>○災害支援資金の貸付けについては、「災害甲斐金の支給等に関する法律」(昭和48年法律第62号)に基づく公的貸付制度であり、市町村の固有事務として、市町村が実施主体となり貸付けを行っているところである。</p> <p>○災害支援資金はその償還を担保するため、「災害甲斐金の支給等に関する法律施行令」(昭和48年政令第374号)第8条第1項の規定により、保証人を立てなければならないこととしている。</p> <p>○ご提案いただいた、保証人に代えて保証会社による保証を義務付けるよう制度化することについては、(1)過去の貸付実績から見て保証会社による保証が足りたことが懸念があること、(2)保証会社に保証を委託する場合は保証料が発生することから、保証人を立てる方が被災者にとって望ましい場合があること、(3)被災者の状況や地域の実情に比して債権管理が行われるべきであること、といった理由から、適切ではないと考えている。</p>	

管理番号	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月26日閣議決定)記載内容
	見解	補足資料	見解	補足資料				
194	経過措置終了後には、幼保連携型認定こども園の職員配置などの運営にも関わること及び認定こども園への移行への支障となることから、早期に具体的な方針をお示しされるよう関係府省においても実現に向けて積極的に取り組んでいただきたい。				【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 【全国町村会】 提案団体の意見が反映されるよう積極的に検討していただきたい。	○「今後、引き続き、子ども・子育て会議において議論を行い、その方向性を定める」という1次回答だったが、保育教諭等の資格要件に係る経過措置の延長については、地方自治体だけでなく、子ども・子育て会議においても、多くの保育・保育実務団体から意見を盛り上げられており、延長を行わなければ教育・保育の現場及び行政において多大な支障が発生することを踏まれば、当然措置すべきではないか。 ○今後の議論のスケジュールを示すとともに、早期に経過措置を延長する旨を示すべきではないか。	次回の子ども・子育て会議において、現状等を踏まえながら、「幼保連携型認定こども園における保育教諭の資格の特例」等についての見直しの方針について議論を行う予定である。	【内閣府】 (5)教育職員免許法(第24法147)及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(第111法77) 幼保連携型認定こども園における保育教諭の経過措置(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成24法60)附則5条)の期間については、保育士に対する幼稚園教諭免許取得の特例及び幼稚園教諭免許状保有者に対する保育士資格取得の特例も考慮の延長することとし、所要の措置を講ずる。 (関係府省:文部科学省及び厚生労働省)
196	前提として、今回の提案は「保証人、あるいは保証会社によるどちらかの保証」を立てられるように、被災者の選択肢を増やすことを要するものである。 災害時の混乱の中、被災者が親族等の保証人を立てられない場合も考えられるため、その対応策として、保証人に係る被災者の選択肢の拡充を図ることで、被災者の状況や地域の事情に即した災害対応が可能となると考える。 災害支援資金と同様、低所得者向けの資金貸付制度として貸付型奨学金がある。貸付型奨学金の借受けの場合、借受人(学生)は親族等の保証人を立てなければならないが、それが困難な借受人(学生)には、公益財団法人日本国際教育支援協会の機関保証を利用することで借受けが可能になる仕組みも用意されている。例えば、被災者生活再建支援事業を行う公益財団法人都道府県センターが機関保証を行い、親族等の保証人を立てられない被災者にも、機関保証を利用することで災害支援資金の借受けが可能になる仕組みを用意することも可能であると考える。 しかしながら、災害支援資金で機関保証の仕組みを早期に実現できない場合も十分考えられることから、少なくとも、 1) 地方公共団体が地域の金融機関と協定を締結するなどにより、地域の金融機関が災害支援資金を借り受け被災者に提供するための保証会社の保証を用意することが可能であること、 2) 親族等の保証人を立てられない被災者が地域の金融機関等が提供する保証会社の保証を活用した場合には、現行の政令に規定する保証人を立てたことに該当するとして、市町村が被災者に災害支援資金を貸し付けることが可能になること、を明確にしていきたい。	【宮崎市】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。 貸付金を必要とする被災者が、保証人の確保できない為に諦めることのないよう、保証会社による保証サービスを運営保証人制度も含めた選択肢の一つとしてよいと考える。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。 【全国町村会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。また、返済能力に応じた貸付けについても検討されたい。	【八戸市】 ○ 親族等の保証人を立てられない被災者が、保証会社等から所要の保証を受けた場合、現行の災害支援資金の支給等に関する法律施行令第8条第1項に規定する「保証人」を立てたことに該当し、災害支援資金の借受けが可能とすることはできないか。 ○ 保証会社による保証が成り立つのかという懸念について、例えば、貸付型奨学金の事例で公益財団法人日本国際教育支援協会が保証料年額の7%未満で保証を提供できていることを踏まえ、保証会社の保証を利用できる条件を満たす被災者の保証人の選択肢を拡充できないか。 ○ 市町村が政令で定める上限額に達しない場合でも、被災者が無理なく返済可能な貸付けを行うことができるように、条例により借受人の返済能力に応じた貸付けとすることが可能であることを明確化すべきではないか。 【熊本市】 ○ 市町村が条例により地域の事情に応じた償還方法を定めることができる。現行の災害支援資金の支給等に関する法律施行令第7条第1項に規定する「年額償還又は半年額償還の方法」において、例えば、「年額償還、半年額償還その他の市町村が定める別賦の方法」と見直しなどにより、月額償還に応じたい市町村に配慮しつつ、あえて月額償還を選択したい市町村が選べる仕組みとすべきではないか。 借入者の返済能力に応じた貸付けは、金融機関が担うべきものであり、本制度はそうしたサービスの提供を受けることが困難な者に対するセーフティネットとしての役割を担っており、ご提案の条例による返済能力に応じた貸付けは地域により、借入者の役割分担や被災者の救済に格差が生じることにつながりかねず、応じることは困難である。	機関保証を行っている例として掲げている貸付型奨学金の場合は、卒業後の就労による返済が期待される。一方、災害支援資金の借受人は低所得者や高齢者が多いことから、就労のみならず資金管理を適切に行いつつ返済が行われるよう留意が必要である。保証を担う具体的な機関が見当たらない中で、リスクの見合った保証ができるのかという観点から、災害支援資金について、奨学金の場合と同様に取扱いが困難であると考えられる。したがって、災害支援資金の貸付金に限り、保証会社による保証を行うのは、適切ではない。 また、保証会社による保証を委託する場合は保証料が発生することから、保証人を立てる方が直ちに金銭的負担が生じないという観点から被災者にとって望ましい場合があると考えられる。災害の種類は多様であり、不慮に被害を受けた被災者の状況や復旧・復興等、地域の事情に応じて債権管理が行われるべきであるが、保証会社による債権回収では、厳しい債権回収になる可能性もあり、適切ではない。 災害支援資金の貸付けについては、災害支援資金の支給等に関する法律の施行通知で示されている条例施行規則等において、借入申込者から市町村長に提出された借入申込書を、市町村長がその内容を検討の上、必要な調査を行い、貸付けの決定を行うこととされている。本法の立法主旨を踏まえれば、災害という本人の責めに帰さない突発的な理由により、貸付けを受けるための資産を失った被災者の返済として災害支援資金の貸付けを行うものであるから、原則は、被災者の貸付希望額のとおり貸し付けられている。 借入者の返済能力に応じた貸付けは、金融機関が担うべきものであり、本制度はそうしたサービスの提供を受けることが困難な者に対するセーフティネットとしての役割を担っており、ご提案の条例による返済能力に応じた貸付けは地域により、借入者の役割分担や被災者の救済に格差が生じることにつながりかねず、応じることは困難である。	【内閣府】 (9)災害支援資金の支給等に関する法律(第48法82) 災害支援資金の貸付け(10条)については、以下のとおりとする。 ・被災者が無理なく貸付金を返済できるよう、市町村の判断で被災者の返済能力に応じて貸付額を決定することが可能であることを、地方公共団体へ2019年度中に周知する。 ・災害支援資金の貸付けに係る保証人(施行令第8条)については、政令を改正し、保証人を立てることを要しないこととする。これを、2019年度中に可能とし、その旨を地方公共団体に周知する。		

内閣府「最終的な調整結果」

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答
	区分	分野									団体名	支障事例	
108	日	地方に対する規制緩和	医療・福祉	子ども・子育て支援新制度の施設給付費等に係る給費改善の制度	平成29年度から保育士等のキャリアアップの仕組みの導入と並行して給費改善の改善のため子ども・子育て支援新制度の施設給付費等に係る給費改善が認められている。なお、平成30年4月16日付の通知(「施設型給付費等に係る給費改善等に関する一部改正について」)でも一定の見直しが行われているが、上記の支障については、解決が難しいところである。	今後、保育料の無償化などにより、保育需要が一層高まることが予想される中、加算額の配分方法の制約的効果により、全ての保育所等において、給費改善に結びつく保育士等のキャリアアップの仕組みが導入されやすくなることにより、保育現場における保育士等の定着と参入促進が図られ、安心して子供を生まれてくれる環境の整備につながる。	子ども子育て支援法、特定教育・保育、特別利用保育、特別利用保育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特別利用地域型保育及び特別保育に要する費用の額の算定に関する基準等(平成二十九年三月三十一日内閣府告示第529号)、「施設型給付費等に係る給費改善等に関する通知」(平成27年3月31日付府政令第44号、28文科初第1463号、児童発0331第10号、内閣府子ども・子育て本部統括官、文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)	内閣府、文部科学省、厚生労働省	静岡県、神奈川県、奈良県、福井県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、大分県、熊本県、鹿児島県、沖縄県	一	花巻市、仙台市、福島県、川崎市、高松市、徳島県、山形県、新潟県、山梨県、静岡県、大分県、大阪府、兵庫県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、大分県、熊本県、鹿児島県、沖縄県	<p>○本市においても給費改善加算Ⅱの認定事項や配分方法の制約により認定に苦慮しており、法人の負担や配分方法の制約により給費改善を進められない法人も増加を懸念する。</p> <p>○本市で進めていく配分において、給費改善加算Ⅱを認めているもの、各施設からは制度自体の種別等に異なる不利の発生を懸念する。また、現場の職員からも、キャリアアップ要件の厳格化により、業務に支障が生じているとの声も聞かれる。このことから、ある程度制約を緩和し、各施設の自由裁量を確保する制度設計を望む。</p> <p>○給費改善加算Ⅱの加算対象職員については、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所の施設ごとに、児童や児童の育保により認められ、人員数が決められている。</p> <p>○施設によっては、その職員の確保が難しくなったり、また経験年数の長い職員又は短い職員が多くなる。算出される人数以下でも、申請が可能であるように運用の見直しを求めたいことを求める。</p> <p>○本市においても、部内認定する職制階層に合致しない施設においては、加算額を適切に配分できず、給費改善の申請が行えない施設がある。</p> <p>○加算の対象となる人数や金額の配分等の法的制約により、本市の各保育所等においても、その人選や改善額の配分が苦慮している現状がある。保育士等の給費改善は、特異量解消には欠かせないものであるが、法的制約により認められていないことが懸念される。</p> <p>○給費改善加算Ⅱは、具体的な配分方法が示されていない職員は改善を十分に実施できない状況がある。また、配分方法が異なる施設について配分が異なる。</p> <p>また、年度途中で採用された職員に対して配分方法に苦慮している施設もある。</p> <p>○本年度は給費改善加算Ⅱの適用範囲も、制約も多少軽減されているが、十分に改善が行われていない状況であるため、更なる見直しを検討していただきたい。</p> <p>○本市においても、同等職種の職員が在籍する保育園では、配分が苦慮する保育園もあり、申請を行わない保育園がある。</p> <p>○本市でも、給費改善加算Ⅱの配分方法については、各施設から多くの疑問や意見が寄せられており、配分方法が複雑なため、申請を見送る施設もある。給費改善を確実に進めたいためにも、配分方法の制約の緩和を求める。</p> <p>○施設内で経験年数や職歴等に関して同等である職員が複数いる場合に、本加算の配分では支給額に差が生じることから申請を躊躇している施設がある。また、経験年数が同じであっても施設によって本加算の支給額に大きな差が生じ、施設間で差が生じている。施設の実情に見合った配分方法の見直しが必要である。</p> <p>○施設の実情に合った配分を行うことにより、キャリアアップの仕組みが導入されやすくなる。</p> <p>○現在は職員間の配分方法を工夫して対応しているものの、そもそも均等の対象者に適用しうる施設もあることを考えると、現実にもその対象者が職員全体の3分の1以上であればそれに応じた加算をすべきである。</p> <p>○本市においても、職員間の給与のバランスが取れない等の理由で給費改善加算Ⅱの申請を行わない施設がある。</p> <p>○本市においては、平成30年度から配分方法の見直しが行われたが、対象人数が削減されたままであり、法的な制約により進まないことから、対象人数を増やすなど、さらなる給費改善に関する取組みの実施が必要だと考える。</p> <p>○本市においても当該制約により適切な配分ができず申請を躊躇する施設があることを認識しており、そして、概ね7年以上の経験を有する保育士等について、配分額が2万円を下回る場合に、2万円までの配分を認める市給費改善加算Ⅱは平成30年度より新設し、独自の給費改善を図っているところであり、当該制約の緩和について賛成します。</p> <p>○給費改善加算Ⅱについては、運用が促進され、柔軟な運用が可能となるほか、給費改善加算Ⅱも活用しながら職員への配分方法を工夫することも可能。そのほか、給費改善加算Ⅰの配分方法については、職員一人当たりの平均経験年数が10年以上の場合には、1.2%で一律となっているところ、11年を超えても経験年数2年以上、平均経験年数が11年を超える場合の加算率のさらなる改善も改めて検討する必要があると考える。</p> <p>○各保育所等において、職員の経験等に有意差が存在しない場合には、給費改善加算Ⅱの対象者を減らすことが困難となり、職員の人間関係を考慮して給費改善加算Ⅱの申請を躊躇しているとの声もある。</p> <p>○配分方法の制約により職員間の給与差等が維持できないといった理由で、給費改善加算Ⅱを申請しないケースは本市においても同様に見られる。</p> <p>○加算額の算出においては、低年齢の児童数が大きく影響を及ぼす制度設計となっており、年度に応じた加算対象者が確保できないことになり、実定した児童数の定着に支障を及ぼすおそれがある。</p> <p>○4万円の給費改善Ⅱの対象者が1/3までと上限が設定されているため、ベテランが多い保育所では、給費改善の分が不足するおそれがある。職員の公平性を重視して給費改善Ⅱの導入を見送らなければならないという声も聞かれる。また、年度ごとの給費改善Ⅱの導入に異議がある施設がある。</p> <p>○各施設における配分人数等の制約により、1)同等の年数の職員間で、賃金改善の格差の発生、2)同等の年数の職員間の賃金改善等について施設間で格差が生じている。</p> <p>○平成30年度は給費改善Ⅱの制度について一見見直しが行われたが、概ね7年以上の経験を有する保育士等については4万円の給費改善を行うとしているものの、対象者全員に支給されるのではなく、施設内で適切に配分されたいという声も聞かれる。</p> <p>○給費改善加算Ⅱが実施される前より、キャリアアップの仕組みを構築し、職位に応じた手当を支給している施設では、給費改善加算Ⅱの導入により、特定の職位の一定数の約4万円の給費改善を行うこととなり、職制階層のバランスがとれないため申請を躊躇している。</p> <p>○市内においても、配分方法の制約により、職員間で給与の不均衡が生じることから、申請を行わない施設がある。</p> <p>配分について柔軟な運用を可能とすることで、保育現場の環境改善を見込めることができる。</p>	

管理番号	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月26日閣議決定)記載内容
	見解	補足資料	見解	補足資料				
198	<p>関係府省の回答では、「今年度から、中堅の保育士等に関する加算額の一部を、比較的若い階層の職員へ配分できるよう要件を一部緩和し、より使いやすしいものとした」としている。しかしながら、施設の種類により加算の対象となる職員数が制限されており、加算要件となる技能と経験を満たす職員全てに月額4万円を支給することはできない。</p> <p>また、加算総額の範囲内で対象となる保育士全員に対して公平に支給しようとしても、「月額4万円の賃金改善を行う職員数を加算対象となる副主任保育士等の半数確保する」という要件があるため、保育士の構成によっては、公平に配分することもできない。</p> <p>さらに、キャリアアップの仕組みに沿った職位を設定しても、算定対象となる副主任保育士等の半額に月額4万円を配分しなければならず、加算総額を職位に見合うように配分することができない。例えば、月額4万円の賃金改善を行う職員と次の職位の職員との間で賃金改善額の差が大きくなりすぎるなどの不都合が生じている。</p> <p>他にも、処遇改善等加算Ⅱが実施される前、キャリアアップの仕組みを構築し、職位に応じた手当を支給し処遇改善に努めてきた施設では、月額4万円の賃金改善を行うと、職制階層と処遇とのバランスがとれなくなるため申請を躊躇している施設もある。</p> <p>以上のことから、加算総額が各施設等の数量により配分可能となるよう、さらなる要件の緩和を御検討いただきたい。</p>		<p>【福島県】 そもそも処遇改善等加算Ⅱの対象者には、4万円の金額を確実に支給することが本来の趣旨であるので、対象者を職員全体の3分の1に限定する等の措置は改善すべきと考える。</p>		<p>【全国知事会】 少子対策は我が国における喫緊の国家的課題であることから、国においては特機児重解消に向けた受け皿の整備や処遇改善等賃金確保に努むこと。 今年度から要件を一部緩和したとの回答であるが、提案団体では見直し後の内容で支障が生じているため、当該提案について再度検討を行うこと。</p> <p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>	<p>○ 処遇改善等加算Ⅱについては、中堅の保育士等に関する加算額の一部を、比較的若い階層の職員へ配分できるよう、要件の一部緩和が行われていることについては認識しているが、提案団体をはじめ、市町村によっては中堅以上の階層の職員が多く存する施設・事業所もあり、これらの施設・事業所にとっては、上記の要件緩和が必ずしも制度の活用のしやすさの向上には繋がっていないところ。</p> <p>今後、加算の取得状況等について調査・検証を行われる際は、上記のような地方自治体の意見にも十分留意し、「副主任保育士等に対する月額4万円の賃金改善を、加算対象職員の半数以上の職員に確実に行う」という要件についても、より柔軟な制度運用が可能となるよう見直すべきではないか。</p> <p>○ なお、調査の際は、単に処遇改善等加算Ⅱを活用する施設数だけを調査するのではなく、既に活用している施設における運用上の課題点や、活用していない施設における非活用の理由についても併せて把握し、それも踏まえて柔軟な制度運用を検討していただきたい。</p>		<p>【内閣府】 (11)子ども・子育て支援法(平24法65) (8)施設型給付費等に係る処遇改善等加算Ⅱ(特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特別保育に要する費用の額の算定に関する基準等(平27内閣府告示49)1条35号の5)における加算額の配分方法等については、2018年度の同加算の実施状況等を踏まえ検討し、2019年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省:文部科学省及び厚生労働省)</p>

内閣府「最終的な調整結果」

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答
	区分	分野									団体名	支障事例	
207	地方に対する規制緩和	医療・福祉	介護保険事務における証の再発行申請等への個人番号記載の義務付け廃止	紛失や破損等による介護保険被保険者証及び負担限度額認定証並びに介護保険負担割合証の再発行申請や届出において、申請者に個人番号を記載するよう求められているが、証の再発行事務には情報連携する必要はなく、申請に基づき、再交付するのみである。再交付にかかる総処理件数が年間約2000件あり、そのため事務が煩雑となっている。よって、既に発行済みである保険証等の再交付事務において、個人番号を記載する義務付けを廃止していただきたい。	【支障事例】 紛失や破損等による介護保険被保険者証及び負担限度額認定証並びに介護保険負担割合証の再発行申請や届出において、申請者に個人番号を記載するよう求められているが、証の再発行事務には情報連携する必要はなく、申請に基づき、再交付するのみである。再交付にかかる総処理件数が年間約2000件あり、そのため事務が煩雑となっている。よって、既に発行済みである保険証等の再交付事務において、個人番号を記載する義務付けを廃止していただきたい。	【効果】 個人番号を入力するために、本人確認や委任状の確認等の事務があるが、個人番号の記載や確認をしないことにより、時間が短縮され、能率的に保険証等を交付することができ、また待ち時間の短縮により市民サービスの向上につながる。 破損や紛失等による再交付に当たって、個人番号を取得すること、及び情報連携をすることは、不要な取得に当たると考えられることから、不要な情報連携を回避することができる。	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 介護保険法施行規則	内閣府、厚生労働省	各府県市	01介護保険被保険者証等再交付申請書.pdf 02介護保険負担割合証再交付申請書.pdf	茨城県、浪江町、石岡市、ひたちなか市、鹿野市、八王子市、大田市、山根市、田原市、出雲市、高松市、今治市、浜部町、筑後市	<p>○紛失や破損等による介護保険被保険者証及び負担限度額認定証並びに介護保険負担割合証の再発行申請や届出において、申請者に個人番号を記載するよう求められているが、証の再発行事務には情報連携する必要はなく、申請に基づき、再交付するのみである。再交付にかかる総処理件数が年間約2000件あり、そのため事務が煩雑となっている。よって、既に発行済みである保険証等の再交付事務において、個人番号を記載する義務付けを廃止していただきたい。</p> <p>○また、個人番号の記載や確認をしないことにより、時間が短縮され、能率的に保険証等を交付することができ、また待ち時間の短縮により市民サービスの向上につながる。</p> <p>○破損や紛失等による再交付に当たって、個人番号を取得すること、及び情報連携をすることは、不要な取得に当たると考えられることから、不要な情報連携を回避することができる。</p> <p>○また、個人番号の記載や確認をしないことにより、時間が短縮され、能率的に保険証等を交付することができ、また待ち時間の短縮により市民サービスの向上につながる。</p> <p>○破損や紛失等による再交付に当たって、個人番号を取得すること、及び情報連携をすることは、不要な取得に当たると考えられることから、不要な情報連携を回避することができる。</p>	<p>【内閣府】 まず、厚生労働省において、提案の事務の処理におけるマイナンバー利用の必要性を確認・整理した上で、同省と連携しつつ検討する。 【厚生労働省】 介護保険における被保険者証等の交付や再交付の事務については、被保険者の情報を、個人番号を利用して検索・管理する目的により、申請書等に個人番号の記載を求めている。提案については、介護保険事務における個人番号を利用した事務処理に支障がない限りにおいて、住民の負担と地方公共団体の事務負担の軽減が図られるよう、地方公共団体における運用の実態等も踏まえ、個人番号の記載の義務づけの要否について、関係府省と連携しつつ検討してまいりたい。</p> <p>また、個人番号の導入にあたり、申請書等が複数であることにも鑑み、申請受付機等の対応について、申請者が自身の個人番号がわからず申請書等への個人番号の記載が難しい場合等には、市町村の住民基本台帳又は住民基本台帳ネットワーク等を用いて当該申請者の個人番号を検索し、職員が記載して差し支えないこと等を示している。</p>
208	地方に対する規制緩和	医療・福祉	医療保険事務における証の再発行申請等への個人番号記載の義務付け廃止	紛失や破損等による医療保険被保険者証及び高齢受給者証並びに資格証明書の再発行申請において、申請者に個人番号を記載するよう求められているが、証の再発行事務には情報連携する必要はなく、申請に基づき、再交付するのみであり、個人番号記載の必要性を市民に対して説明することはない。よって、既に発行済みである保険証等の再交付事務において、個人番号を記載する義務付けを廃止していただきたい。	【支障事例】 紛失や破損等による医療保険被保険者証及び高齢受給者証並びに資格証明書の再発行申請において、申請者に個人番号を記載するよう求められているが、証の再発行事務には情報連携する必要はなく、申請に基づき、再交付するのみであり、個人番号記載の必要性を市民に対して説明することはない。よって、既に発行済みである保険証等の再交付事務において、個人番号を記載する義務付けを廃止していただきたい。	【効果】 個人番号を入力するために、本人確認や委任状の確認等の事務があるが、個人番号の記載や確認をしないことにより、時間が短縮され、能率的に保険証等を交付することができ、また待ち時間の短縮により市民サービスの向上につながる。 破損や紛失等による再交付に当たって、個人番号を取得すること、及び情報連携をすることは、不要な取得に当たると考えられることから、不要な情報連携を回避することができる。	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 国民健康保険法施行規則	内閣府、厚生労働省	各府県市	03国民健康保険被保険者証等交付申請書.pdf	ひたちなか市、新富区、八王子市、横浜市、川崎市、多治見市、岩田市、田原市、神戸市、鳥取県、出雲市、山陰小野田市、今治市、宮崎県	<p>○証の再発行事務には情報連携を行う必要はなく、市民に対しては、個人番号を記載するよう求められているが、証の再発行事務には情報連携する必要はなく、申請に基づき、再交付するのみであり、個人番号記載の必要性を市民に対して説明することはない。よって、既に発行済みである保険証等の再交付事務において、個人番号を記載する義務付けを廃止していただきたい。</p> <p>○また、個人番号の記載や確認をしないことにより、時間が短縮され、能率的に保険証等を交付することができ、また待ち時間の短縮により市民サービスの向上につながる。</p> <p>○破損や紛失等による再交付に当たって、個人番号を取得すること、及び情報連携をすることは、不要な取得に当たると考えられることから、不要な情報連携を回避することができる。</p>	<p>【内閣府】 国民健康保険法施行規則については、「平成28年の地方からの提案等に関する対応方針(平成28年12月26日閣議決定)」において、「(中略)国民健康保険法施行規則(第33厚生省令53)において、個人番号の記載を義務付けている事務手続については、国民健康保険事務全体における個人番号を利用した事務処理に支障がない限りにおいて、住民の負担と地方公共団体の事務負担の軽減が図られるよう、地方公共団体における運用の実態等も踏まえ、個人番号の記載の義務づけの要否について関係府省が連携して検討し、平成30年中に結論を得る。その結果に基いて必要な措置を講ずる。」とされており、現在、厚生労働省と協議中である。 ○後期高齢者医療制度については、まず、厚生労働省において、提案の事務の処理におけるマイナンバー利用の必要性を確認・整理した上で、同省と連携しつつ検討する。 【厚生労働省】 国民健康保険法施行規則に対しては、平成29年においても同省のご提案をいたしており、「平成29年の地方からの提案等に関する対応方針(平成29年1月29日閣議決定)」において、「(中略)国民健康保険法施行規則(第33厚生省令53)において、個人番号の記載を義務付けている事務手続については、国民健康保険事務全体における個人番号を利用した事務処理に支障がない限りにおいて、住民の負担と地方公共団体の事務負担の軽減が図られるよう、地方公共団体における運用の実態等も踏まえ、個人番号の記載の義務づけの要否について関係府省が連携して検討し、平成30年中に結論を得る。その結果に基いて必要な措置を講ずる。」とされている(現在、関係府省と協議中)。 ○後期高齢者医療制度においても、上記の国民健康保険と同様に、後期高齢者医療事務全体における個人番号を利用した事務処理に支障がない限りにおいて、住民の負担と地方公共団体の事務負担の軽減が図られるよう、地方公共団体における運用の実態等も踏まえ、個人番号の記載の義務づけの要否について関係府省が連携して検討する。</p>

管理番号	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月26日閣議決定)記載内容
	見解	補足資料	見解	補足資料				
207	申請者が自身の個人番号を記載することが難しい場合等には、職員が検索、記載して差し支えないことになっているもの、その件数が多く、事務的負担が大きくなっていること、さらに、各証の再交付の申請については、情報連携が想定されないことを考慮していただき、記入の義務付けの廃止及び記入欄の廃止を検討いただきたい。				<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p> <p>【全国町村会】 提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。</p>	<p>○内閣府(番号制度担当室)において、 ・税分野のマイナンバー利用ではワンスオンリー原則にのっとり、申告等の主たる手続と併せて提出され、又は申告等の後に随時して提出されると考えられる一部の申請書・届出書についてはマイナンバーの記入を廃止しているところ、社会保障分野のマイナンバー利用でもワンスオンリー原則に該当するものについては、マイナンバーの記入は不要とすべきではないか。 ・通知カードだけではないままを防止できず、再発行事務の本人確認手段として不十分であることから、運転免許証等の本人確認書類も必要となるが、逆に運転免許証等の本人確認書類があれば、なりすましの防止が可能であるため、マイナンバーの記入は不要とすべきではないか。 ・全国健康保険協会の健康保険被保険者証の再交付申請では、被保険者証の記号番号を記入した場合にマイナンバーの記入を不要としているところ、国民健康保険証の再交付申請についてもこれと同様の対応とすべきではないか。</p> <p>○厚生労働省において、 ・マイナンバーによる情報連携は、有効期限のない証を除き、最初の発行事務手続のものを使用すれば必要十分であり、再発行事務において再度マイナンバーの記入を求めることは不要とすべきではないか。 ・マイナンバーによる情報連携が行われない申請書類にマイナンバーを記入すると、地方公共団体に対し厳重な保管が義務付けられるため、マイナンバーの記入は不要としていただきたい。 ・全国健康保険協会の健康保険被保険者証の再交付申請では、被保険者証の記号番号を記入した場合にマイナンバーの記入を不要としているところ、国民健康保険証の再交付申請についてもこれと同様の対応とすべきではないか。</p>	<p>○介護保険制度については、関係府省と協議した結果、次のとおり検討している。 ・マイナンバーが税・社会保障共通の個人識別番号として導入されている趣旨からすれば、個人を識別・特定(本人確認)するために、原則として、申請書にはマイナンバーが記載されるべきものである。 ・一方、各証の再交付の手続については、給付や本人情報の変更ではないこと等を勘案すると、マイナンバーの記載がない場合であっても、マイナンバーによる場合と同程度に個人を識別・特定(本人確認)できる場合には、再交付の手続を受け付けることは可能であると考える。 ・このため、各証の再交付の申請については、マイナンバー制度と同等の本人確認を法令上担保した上で、マイナンバーと被保険者番号の選択記載(マイナンバー記載の義務づけ廃止)を可能とする方向で検討したい。 ・検討結果に基づく具体的な措置のスケジュール等については、事務処理に支障が出ないよう、地方公共団体における運用の実態等も踏まえて、実施してまいりたい。</p>	<p>6【内閣府】 (13)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) (iv)個人番号の記載を義務付けている以下の被保険者証等の再交付申請手続については、2019年中に省令を改正し、個人番号の提供を受ける場合と同等の本人確認のための措置を講じた場合に限り、個人番号の記載の省略を可能とする。 ・介護保険法施行規則(平11厚生省令30)に規定する被保険者証(同令27条1項)等 (関係府省・厚生労働省)</p>
208	各証の再交付の申請については、情報連携が想定されないことを考慮していただき、記入の義務付けの廃止及び記入欄の廃止を検討いただきたい。				<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>	<p>○内閣府(番号制度担当室)において、 ・税分野のマイナンバー利用ではワンスオンリー原則にのっとり、申告等の主たる手続と併せて提出され、又は申告等の後に随時して提出されると考えられる一部の申請書・届出書についてはマイナンバーの記入を廃止しているところ、社会保障分野のマイナンバー利用でもワンスオンリー原則に該当するものについては、マイナンバーの記入は不要とすべきではないか。 ・通知カードだけではないままを防止できず、再発行事務の本人確認手段として不十分であることから、運転免許証等の本人確認書類も必要となるが、逆に運転免許証等の本人確認書類があれば、なりすましの防止が可能であるため、マイナンバーの記入は不要とすべきではないか。 ・全国健康保険協会の健康保険被保険者証の再交付申請では、被保険者証の記号番号を記入した場合にマイナンバーの記入を不要としているところ、国民健康保険証の再交付申請についてもこれと同様の対応とすべきではないか。</p> <p>○厚生労働省において、 ・マイナンバーによる情報連携は、有効期限のない証を除き、最初の発行事務手続のものを使用すれば必要十分であり、再発行事務において再度マイナンバーの記入を求めることは不要とすべきではないか。 ・マイナンバーによる情報連携が行われない申請書類にマイナンバーを記入すると、地方公共団体に対し厳重な保管が義務付けられるため、マイナンバーの記入は不要としていただきたい。 ・全国健康保険協会の健康保険被保険者証の再交付申請では、被保険者証の記号番号を記入した場合にマイナンバーの記入を不要としているところ、国民健康保険証の再交付申請についてもこれと同様の対応とすべきではないか。</p>	<p>○国民健康保険制度については、関係府省と協議した結果、次のとおり検討している。 ・マイナンバーが税・社会保障共通の個人識別番号として導入されている趣旨からすれば、個人を識別・特定(本人確認)するために、原則として、申請書にはマイナンバーが記載されるべきものである。 ・一方、各証の再交付の手続については、給付や本人情報の変更ではないこと等を勘案すると、マイナンバーの記載がない場合であっても、マイナンバーによる場合と同程度に個人を識別・特定(本人確認)できる場合には、再交付の手続を受け付けることは可能であると考える。 ・このため、各証の再交付の申請については、マイナンバー制度と同等の本人確認を法令上担保した上で、マイナンバーと被保険者番号の選択記載(マイナンバー記載の義務づけ廃止)を可能とする方向で検討したい。 ・検討結果に基づく具体的な措置のスケジュール等については、事務処理に支障が出ないよう、地方公共団体における運用の実態等も踏まえて、実施してまいりたい。 ○後期高齢者医療制度においても、上記の国民健康保険と同様の取り扱いを可能とする方向で検討したい。</p>	<p>6【内閣府】 (13)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) (iv)個人番号の記載を義務付けている以下の被保険者証等の再交付申請手続については、2019年中に省令を改正し、個人番号の提供を受ける場合と同等の本人確認のための措置を講じた場合に限り、個人番号の記載の省略を可能とする。 ・国民健康保険法施行規則(昭39年省令53)に規定する被保険者証(同令7条1項)等 ・高齢者の医療の確保に関する法律施行規則(平10厚生労働省令129)に規定する被保険者証(同令19条)等 (関係府省・厚生労働省)</p>

管理番号	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月26日閣議決定)記載内容
	見解	補足資料	見解	補足資料				
209	各証の再交付の申請については、情報連携が想定されないことを考慮していただき、記入の義務付けの廃止及び記入欄の廃止を検討いただきたい。		【静岡県】 障害保健福祉事務全体における個人番号を利用した事務処理に支障がない限りにおいて、住民の負担と地方公共団体の事務負担の軽減が図られるよう、既に発行済みである受給者証等の再交付事務においては個人番号を記載する義務付けを廃止するよう、引き続き要望する。 【今治市】 各種受給者証の再交付申請について、個人番号の記載がなくても、申請書に通常記載する氏名、生年月日、住所等の情報により資格情報は特定できるものである。情報連携が行われないに 用な個人番号を取得することは、個人情報漏洩のリスクを高めるだけであり、各自治体の事務負担軽減どころか増大しているものと考えられる。 また、申請書に個人番号を記載してもらったのが本人を特定するためであるとするなら、情報連携整備のために申請者から個人番号を取得することは、本来の目的ではないと思われ、この点からも市民の方への説明は困難である。		【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 【全国町村会】 提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。	○内閣府(番号制度担当室)において、税分野のマイナンバー利用でワンスオンリー原則にのっとり、申告等の主たる手続と併せて提出され、又は申告等の場面に際して提出されると考えられる一部の申請書・届出書についてはマイナンバーの記入を廃止しているところ、社会保障分野のマイナンバー利用でもワンスオンリー原則に該当するものについては、マイナンバーの記入は不要とすべきではないか。 ○通知カードだけではなく申し込みを防止できず、再発行事務の本人確認手段として不十分であることから、運転免許証等の本人確認書類も必要とするが、逆に運転免許証等の本人確認書類があれば、なりすましの防止が可能であるため、マイナンバーの記入は不要とすべきではないか。 ○全国健康保険協会の健康保険被保険者証の再交付申請では、被保険者証の記号番号を記入した場合にマイナンバーの記入を不要としているところ、国民健康保険証の再交付申請についてもこれと同様の対応とすべきではないか。 ○厚生労働省において、マイワザによる情報連携は、有効期限のない証を除き、最初の発行事務手続のものを使用すれば必要十分であり、再発行事務において再度マイナンバーの記入を求めることは不要とすべきではないか。 ○マイナンバーによる情報連携が行われない申請書にマイナンバーを記入すると、地方公共団体に対し厳重な保管が義務付けられるため、マイナンバーの記入は不要としていただきたい。 ○全国健康保険協会の健康保険被保険者証の再交付申請では、被保険者証の記号番号を記入した場合にマイナンバーの記入を不要としているところ、国民健康保険証の再交付申請についてもこれと同様の対応とすべきではないか。	○障害保健福祉事務については、関係府省と協議した結果、次のとおり検討している。 ・マイナンバーが税・社会保険共通の個人識別番号として導入されている趣旨からすれば、個人を識別・特定(本人確認)するため、原則として、申請書にはマイナンバーが記載されるべきものである。 ・一方、各証の再交付の手続については、給付や本人情報の変更ではないこと等を勘案すると、マイナンバーの記載がない場合であっても、マイナンバーによる場合と同程度に、個人を識別・特定(本人確認)できる場合には、再交付の手続を再交付することは可能であると考えられる。 ・ただし、1次回答で述べたとおり、身体障害者手帳については更新の仕組みが無いという制度固有の事情から、手帳の再交付申請も、あらゆる場合でマイナンバーの記載を求めることは用であると考えられるため、引き続きマイナンバーの記載を求めないこととした。 ・身体障害者手帳を除く、自立支援医療受給者証など各証の再交付の申請については、マイナンバー制度と同等の本人確認を法令上担保した上で、引き続きマイナンバーによる場合と同程度の個人を識別・特定し、マイナンバーの記載の省略を可能とする方向で検討したい。 ・検討結果に基づく具体的な措置のスケジュール等については、事務処理に支障が出ないよう、地方公共団体における運用の実態等も踏まえて、実施してまいります。	6【内閣府】 (13)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) (14)個人番号の記載を義務付けている以下の健康保険証等の再交付申請手続については、2019年中に法令を改正し、個人番号の提供を受ける場合と同等の本人確認のための措置を講じた場合に限り、個人番号の記載の省略を可能とする。 ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平18厚生労働省819)に規定する障害福祉カード受給者証(同令23条1項)、地域福祉支援受給者証(同令34条の50第1項)及び自立支援医療受給者証(同令48条1項)並びに療養介護医療受給者証・精神障害及び精神障害者福祉に関する法律施行規則(昭25厚生省令31)に規定する精神障害者保健福祉手帳(同令20条) また、身体障害者福祉法施行規則(昭25厚生省令15)において、個人番号の記載を義務付けている身体障害者手帳(同令7条及び8条)の再交付申請については、地方公共団体における事務の実態等を踏まえて、個人番号の記載の省略を検討し、2019年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省:厚生労働省)
211	本提案について、保育士等の勤務環境改善につながると考えられており、共同保育が可能である旨を示していたことは、本市提案の意旨を正確に伝えているものと考えている。 ただ、お盆や年末年始等、保育所等の利用児童が少ない場合は、各自治体の判断により共同保育が可能であるということであるが、その根拠が明らかでない。 現状のまま、土曜日以外における共同保育が認められれば、最少等の児童が少数となる時間帯においても共同保育が可能と解釈できるか。また、施設型保育事業の利用児童を優先的に空きのある保育所で保育することが可能と解釈できるのか等、共同保育が可能となる範囲も明確でない。各自治体の判断で無制限に認められるのであれば、施設ごとに利用決定をし、その施設に対して給付費を支払うという、子ども・子育て支援新制度の取組が図ることになるため、考え方の整理が必要ではないか。 以前本市から貴省に確認した際には、共同保育は認められないというご回答をいただいていることや、児童福祉法等の法令や厚生労働省の進捗の通知にも共同保育についての規定が確認できなかったこととあるので、共同保育が可能であることの根拠やその範囲等について通知等で明確化していただきたい。		【仙台市】 土曜日以外でも利用児童が少ない場合に共同保育が可能であることの根拠となる資料(通知等)をご教示いただきたい。特設無の場合は、通知やOA等により、土曜日以外でも共同保育が可能であり、減算措置も無い旨を明示していただくようお願いする。(現在は実施できないと理解している自治体がある程度存在するからこそ、このような提案が複数自治体から出されているものであり、自治体によって範囲に差が出ないよう対応したい)		【全国知事会】 所管府省からの回答が「対応済み」となっているが、根拠を明らかにして十分な周知を行うべきである。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。 【全国町村会】 提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。	○第1次回答では、お盆や年末年始等、保育所等の利用児童が少ない場合に各自治体の判断で共同保育が実施可能であることが示されたこと、提案団体をはじめ自治体では必ずしもその旨が認識されていないため、通知等で周知・明確化していただきたい。	○お盆や年末年始等、保育所等の利用児童が少ない場合に、近隣の保育所等が連携し、1か所の保育所等で共同保育を行うこと、保育士等の勤務環境改善につながるものであるが、各市町村の判断により、実施することができる旨について、自治体に周知等を行ってまいります。	6【内閣府】 (2)児童福祉法(昭22法164)及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平18法77) 近隣の保育所等が連携し、1か所の保育所等で保育を行う共同保育については、お盆や年末年始等、保育所等の利用児童が少ない場合に実施が可能であることを明確化するため、地方公共団体に2018年度中に通知する。 (関係府省:厚生労働省)
212	月賦償還を採用することによる市町村の事務負担が懸念されているところであるが、本制度で市町村が抱える負担は、事務負担よりも「滞納が発生することによる市町村の財政負担」であり、これを解消するために、お盆や年末年始等、月賦償還を採用することで償還率を向上させることが本提案の目的である。 月賦償還については、母子父子家庭福祉資金貸付制度の例もあり、システムで対応することにより、事務負担が大幅に軽減されることを考えている。 滞納後の月賦償還は、利用者が滞納したときの手段として行っているものであり、滞納の相談を受けた後、利用者の責力等を聞き取り調査した上で、分納管約を取り交わす等、まさにこの手続きが大きな事務負担となっている。 現行の月賦償還の金利は、年賦・半年賦を月割りしたもとなっている。一方、制度として月賦償還を導入した場合、金利計算を月ごとで行うため、支払う利息が少額償還よりも低額になるといふ利点がある。 以上のことから、現行制度で提案内容が達成されているとは考えにくい。		【宮崎市】 提案団体の意見を十分に尊重された。 事實上、月賦償還は存在するが、選択肢として当初より設定されることで、被災者の心理的負担が軽減されると考える。		【全国知事会】 所管府省は、当該提案については現行規定で対応可能であるとの見解を示しているが、現行規定での対応では分納管約といった事務負担や、年賦・半年賦により一度の償還額が高額になることで債務者の負担感・滞納リスクの発生といった支障が生じているため、施行令上月賦償還を位置づけるよう検討すべきである。 【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重された。	(八戸市) ○親族等の保証人を立てられない被災者が、保証会社等から所要の保証を受けた場合、現行の災害弔慰金の支給等に関する法律施行令第1項に規定する「保証人」を立立てたことに基づき、災害弔慰金の受け取りが可能とすることはできないか。 ○保証会社による保証が成り立つのかという懸念について、例えば、貸付型奨学金の事例で公益財団法人日本国際教育支援協会が保証料年率の7%未満で保証を提供できていることを踏まえ、保証会社の保証を利用できる条件を満たす被災者の保証人の選択権を拡充できないか。 ○市町村が政令で定める上限額に達しない場合でも、被災者が無償で返済可能な貸付を行うことができるように、条例により被災者の返済能力に応じた貸付けとすることが可能であることを明確化すべきではないか。 (那覇市) ○市町村が条例により地域の実情に応じた償還方法を定めることができるよう、現行の災害弔慰金の支給等に関する法律施行令第7条第1項に規定する「年賦償還又は半年賦償還の方法」について、例えば、「年賦償還、半年賦償還その他の市町村が定める別賦の方法」と見直すなどにより、月賦償還に応じたくない市町村に配慮しつつ、あえて月賦償還を選択したい市町村が選べる仕組みとすべきではないか。	○月賦償還により、市町村の事務負担が増える懸念はあるものの、一度の償還額が低く抑えられるという点で借受人が償還しやすいことから、一定程度の滞納を防ぐことが期待できるとも、また、金利計算を月ごとで行うことから支払う利息の総額が若干下がるという借受人にとってメリットもあることから、月賦償還の採用について検討したい。	6【内閣府】 (9)災害弔慰金の支給等に関する法律(昭48法82) 災害弔慰金の貸付け(108条)については、以下のとおりとする。 ・災害弔慰金の償還方法(施行令第7条第3項)については、政令を改正し、条例により月賦償還を認めることを2019年度中に可能とし、その旨を地方公共団体に周知する。
215	災害時の救助実施は、迅速性が最も優先されるべきであり、被災自治体が応急救助を躊躇なく円滑に実施できるようにすることが重要である。 また、大規模災害では、応急救助後も被災者支援や復旧・復興に関する事務が膨大に発生し、被災自治体は業務に忙しさを覚えることを考えると、迅速な被災者支援のためには、被災自治体の負担をできるだけ軽減する必要がある。 適切な経費の執行について一定程度の内容確認が必要であることは理解できるが、災害時という特殊な状況に鑑み、事務処理に必要な書類は極力数を減らし、内容を簡素化することが望ましいと考える。		【全国知事会】 大規模・広域・複合災害への迅速な対応を図るため、国の財政支援における地方自治体の事務手続きの簡素化など必要な見直しを行うこと。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		○災害救助法による救助の実施について、必要な様式は交付業務等により定められているところ、 ○記載すべき項目は、国費を使用するにあたって必要な情報であるとの認識。 ○ご指摘の様式については、迅速な救助対応に支障をきたさずとの無いよう検討したい。	6【内閣府】 (1)災害救助法(昭22法118) (4)救助事務の処理に必要な様式等については、災害時の地方公共団体の事務手続が効率的に行われるよう、作成方法の明確化等を図るとともに、必要に応じて記載内容の見直しを行うなど、2019年度中に必要な措置を講ずる。		

内閣府「最終的な調整結果」

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞		各府省からの第1次回答
	区分	分野									団体名	支障事例	
216	地方に対する規制緩和	消防・防災・安全	災害救助法の民間賃貸住宅借上(みなし仮設)の供与における現金給付の適用	被災者が民間賃貸住宅の借上型応急仮設住宅(以下、「みなし仮設」という。)に搬送するために支払う家賃の一部を負担する制度を導入するとともに、「みなし仮設」の三者契約における契約関係の選択権を助け、「みなし仮設」での災害救助法による救助の充実強化を図るもの。	(1)「みなし仮設」家賃の一部の被災者負担制度の導入 「みなし仮設」は、入居する住宅を自ら選択できる利点はあるものの、発災直後は「災害救助法」による救助を必要としている。期間の経過に伴い、住宅を確保することが可能となっても「みなし仮設」に入居を継続している可能性がある。 また、「みなし仮設」の三者契約の原則により、被災者が入居するみなし仮設は、対象住宅が家賃上限以内のものに限定されるため、上乗金を取る空き物件があるにも関わらず、みなし仮設として利用できず、以下のような支障事例が見られた。 【例】 ・足が不自由な被災者が、エレベーターの無いアパートの2階に入居した。 ・公共交通機関のみが移動手段である高齢者が、移動可能範囲に公共交通機関が無い物件に入居した。 ・児童・生徒が転校を余儀なくされた。 被災者の「みなし仮設」の家賃の一部の負担が原則になれば、家賃上限を若干上回る空き物件であれば「みなし仮設」として利用できるようになる。 このため、「みなし仮設」の入居期間が住宅再建に必要な期間を逸脱しないよう、被災者の所得や資産等の資力に応じ、被災者が現在の光熱水料に加え、生活再建に支障のない範囲内で「みなし仮設」の家賃の一部を原則負担することとし、期間の経過に応じて負担額が増加する仕組みの導入が必要であると考えられる。 (2)「みなし仮設」の三者契約における契約関係の選択権の創設 「みなし仮設」の家賃負担は貸主・都道府県(仮設住宅の提供業務を委託している市町村を含む)・被災者の三者により継続し、都道府県は借り上げた物件を被災者に応急仮設住宅として供与する仕組みになっており、被災者がみなし仮設の供与期間終了後も退去しない場合、賃貸借契約を事実継続している自治体が返入れられる可能性があり、多くの労力と時間を要すると見込まれる。 このため、現行の都道府県は借り上げた物件を被災者に応急仮設住宅として供与する仕組みに加え、都道府県が「現物給付」の業務を確保に把握することを前提として、貸主が被災者に「みなし仮設」を「現物給付」し、都道府県が貸主に対し「金銭支給」する仕組みを導入し、地域の事情に応じ、選択できるようにする必要がある。	(1)「みなし仮設」家賃の一部の被災者負担制度の導入 みなし仮設の供与において設定する家賃として、市の負担に被災者の負担を加えることで、みなし仮設として利用できる物件の数が増えるとともに、入居を希望する被災者と対象物件とのミスマッチを減少させることが出来る。 また、「みなし仮設」の家賃の一部を被災者が負担し、期間の経過とともに負担額が増加することになれば、「みなし仮設」に入居する被災者であっても被災者仮設住宅に入居する被災者と同等、専断の住宅再建に心をつなぐサポートを持たせることになり、結果として地方公共団体の事務負担が軽減されることになる。 (2)「みなし仮設」に係る三者契約における契約関係の選択権の創設 被災者が「みなし仮設」の供与期間終了後も退去しない場合における自治体に対する新設リスクを減じることができるようになり、地方公共団体の事務負担が軽減されることになる。	災害救助法第4条	内閣府	熊本市	-	山南市、京都市、岡山市	-	○現行の災害救助法においては、災害により、現に救助を必要とする被災者に対して、住まいを提供し、物資や食料等が行き届くよう、「現物」によって救助を行うこととしている。これは、災害時には生活に必要な物資が欠乏し、あるいはその調達が困難になるため、金銭は物件の購入にほとんど用をなさない場合が多く、金銭を給与すれば足りるような場合には、通常の社会的秩序の保全を問わねばならないような社会的混乱があるとは考えにくいことを基本的な考え方としている。 ○借上型仮設住宅の供与についても、金銭を保有していても住まいの確保が困難な場合を想定し実施するものであることから、現物給付を原則としているもの。 ○応急仮設住宅は、一時的な仮住まいとして提供するものであることから、地域の相場を踏まえ、家賃上限を設定しているところである。ただし、救助が必要な人に必要なものを供与する災害救助の考え方から、特別な事情がある場合には、特別基準の適用により、適用上対応しているところ。 ○貸家の家主に対する家賃補助は、賃が救助主体となって住宅を提供する災害救助の考え方から認められないものであり、加えて、被災者が退去しないリスクを全て貸主に負わせることになって、仕組みとして成り立たないものであり、借上型仮設住宅の供給が進まないおそれがあることから、適切ではない。
228	地方に対する規制緩和	医療・福祉	保育所型事業所内保育事業の受入れ児童の対象年齢の拡充について	○事業所内保育事業は原則3歳未満の子どもの対象とした事業であるが、定員の規制がないことから、保育所型事業所内保育所(利用定員が10人以上)のような規模の大きい施設においては、通常の認可保育所と同様に3歳児以降の子どもにおいても集団による保育・養育の提供が可能。 ○現在特区において、特区小規模保育事業(※1)を実施しているが、保育所型事業所内保育事業においても同様に、3～5歳児の受け入れを可能とする。 ※1 国家戦略特区法の改正(20年9月施行)により特区内の小規模保育施設において、3歳以上の保育認定子どもの受け入れが可能となり、地域型保育給付の対象とされた。 ○上記により認可保育所などと同様に児童の受け皿が確保されるため、保育所型事業所内保育事業においては、連携施設の確保を不要とする。	○事業所の保育施設については、企業主導型保育事業(認可外保育)での整備が進んでいるが、信頼性の高い認可施設としての設立を希望する事業所に参与する。 ○連携施設の確保にかかる事務負担を軽減できる。	○大規模の事業所内保育施設の整備が行いやすくなり、保育の受け皿増加に参与する。 ○連携施設の確保にかかる事務負担を軽減できる。	児童福祉法、子ども子育て支援法、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準	内閣府、厚生労働省	沖縄市	-	盛岡市、花巻市、山形市、豊中市	○事業所内保育所を含む家庭的保育事業の開設相談においては、連携施設の確保に苦慮しているという声も寄せられることあり、提案内容のとおり措置されることで、事業者の参入が促されることが考えられ、待機児童の解消に繋がるものと思われる。 ○従業員枠で3歳児以上の子どもを保育している保育所型事業所内保育所のような規模の大きい施設において、受け入れ対象年齢を拡大することにより、保育の受け皿増加に参与する。 ○本市においても、保育所型事業所内保育事業からの地域枠の連続先には苦慮しているところがある。また、従業員枠については、3～5歳児まで在籍できるもの、地域枠の児童がいいため保育の閑人数が少なくなり、認定を兼ねた適切な転居先が提供できないケースもあることから、従業員枠を設定していても連続せず別の保育所や幼稚園を選択する利用者もある。このことから、保育所型事業所内保育事業の地域枠についても3～5歳児設定できるようにすることで、地域枠はもとより従業員枠の利用者についても継続使用が適うこと、運営事業者にとってもより安定した運営が図られること、また、保育の受け皿の確保に寄与し待機児童解消の一助になる。	事業所内保育事業においては、人口減少地域や離島、認定こども園など3歳以上児を受け入れる施設の確保が困難である地域や、3歳以上児にも待機児童が発生している地域等、特設の事情がある場合には、3歳以上の児童を受け入れることを想定しており、現行制度においても対応が可能である。 また、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)第48条に規定する保育所型事業所内保育事業の連携施設に係る特例措置については、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)の施行後5年の見直しの中で検討することとしている。

管理番号	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月26日閣議決定)記載内容
	見解	補足資料	見解	補足資料				
216	災害救助法における現物給付の原則は当然ではあるものの、支援物資など「被災者が調達することが困難なものではない」被災者が調達することが可能なものについては、現状に即した運用を行うべきと考える。実質、国土交通省が示している災害時における民間賃貸住宅の活用について「においても、借上型仮設住宅は「被災者自ら探す方式」が認められており、H28年熊本地震においては、ほとんどの被災者がインターネットや不動産会社への相談等で自ら物件を確保していることから、ご指摘の「現物給付は登録を保持していても住まいの確保が困難な場合を想定は、この一助の被災者しか当てはまらず、現状に即したものはない」と考える。 そのため、自ら調達が可能で一部の被災者への現物給付の制度は残しつつ、自ら調達可能な被災者に対する現金給付の制度導入を提案するものであり、その効果として対象物件の増加・業務の効率化・迅速化を図ることが可能であり、被災者支援につながるものと考えている。 熊本地震においては、「通院や通学、1階物件が不足」等の特別な事情により家賃上限を超える物件での入居は認められていたものの、それ以外の世帯でも様々な事情により住み入れた場所ですべて被災者が多い、その結果、熊本地震では基準以内の物件供給が不足(不足)したことから、特別な事情に合致しない多くの被災者が住み入れた場所から離れた物件に入居せざるを得ない状況であった。そのような状況が、借上型仮設住宅に住む被災者の孤立化につながった。原因の一つとも考えられることから、限られた世帯が対象となる運用基準での対応ではなく、広く被災者支援につながる制度が必要と考える。 また、現金給付は入居者と貸主の二者契約を元に行うことを想定しているが、ご指摘の「家主に対する家賃補助」ではなく、あくまで被災者の仮設住宅確保のためのものである。また、熊本地震では、借上型仮設住宅の契約締結に時間を要したことから、契約締結まで不動産が人間審査を行って通常の賃貸契約を締結して入居させている場合が多く、現金給付の制度を導入したとしても問題なく供給は進むものと考え、仮に、二者契約の締結が難しい被災者がいた場合は、公営住宅やシェア仮設への入居を差あつたことながら、二者契約での仮設住宅提供も可能なよう現物給付と現金給付の制度を併用することが望ましいと考える。 被災者が仮設住宅から退去しないリスクについては、三者契約・二者契約に関わらず貸主のみにそのリスクを負わせることがないよう、行政が主体となって被災者の状況に応じた再居住支援を行うべきと考える。熊本地震においては、職員が定期的に見守り訪問を行い、現在も福祉支援や公営住宅への入居に繋げている。また、不動産業者の団体に委託して民間賃貸住宅の物件紹介を行うなど、入居者側への状況に応じた支援を行っているところであり、行政が主体となって入居者の再居住支援すること、退去しないリスクを軽減することが可能と考える。 なお、「家賃の一部を原則負担」については、被災者の資力確認等で早期入居を阻害しないなど被災者負担を増大しない状況で実施することが望ましく、被災者の都合により基準額を超える物件への入居がやむを得ない場合などにおいては、被災者負担を導入することにより入居可能な物件数を増やすことが可能となるのではないかと考える。 被災者と民間賃貸業者により二者契約により締結された賃貸借契約であっても、借上型仮設住宅として認めることが可能となれば、災害時における迅速な救助対応が可能となるため、再検討いただきたい。				【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。	○借上型仮設住宅の給付戸数を増やすという観点から借上型仮設住宅の家賃の一部負担の導入をすべきではないか。 ○高い資料負担できる者が入居できる仕組みを設けることは社会的平等の見地から問題であるとの指摘については、一部家賃負担の住宅と一部家賃負担ありの住宅について、別々にあせんの対象とし、一部家賃負担ありの住居についてあせんから離れた者については、一部家賃負担なしの住居のあせんに際して、最初から当該区分につき応募した者に劣後する強い希望があれば、調整はしないのではないかと。 ○個々の被災者が自力でアパートを見つけた場合であつて、家賃を一部負担できる場合、二者契約も認めるべきではないか。 ○借上型仮設住宅として認められた物件の判断が容易になるように、家賃上限を超える場合に特別基準が適用された過去の事例を整理し、地方公共団体へ周知すべきではないか。	○現行の災害救助法においては、災害により、現に救助を必要とする被災者に対して、住まいを提供し、物資や食事が行き届くよう、「現物」によって救助を行うこととしている。これは、災害時には生活に必要な物資が不足し、あるいはその調達に困難になるため、金銭は物資の購入にほとんど用をなさない場合が多く、金銭を給与すれば足りるような場合には、通常、社会的な秩序の保全を図らねばならないような社会的混乱があるとは考えにくいことを基本的な考え方としている。 ○借上型仮設住宅の供与についても、金銭を保有していても住まいの確保が困難な場合を想定し実施するものであることから、現物給付を原則としているもの。 ○応急仮設住宅は、一時的な仮住まいとして提供されるものであることから、地域の相場を踏まえ、家賃上限を想定しているところである。ただし、救助が必要な人に必要なものを供与する災害救助の考え方から、特別な事情がある場合には、個別に相談いただきたい。 ○提案の、家主に対する家賃補助は、貸が救助主体となって住居を提供する災害救助の考え方から認められないものであり、加えて、被災者が退去しないリスクを全て貸主に負わせることになって、仕組みとして成り立たないものであり、借上型仮設住宅の供給が進まないおそれがあることから、適切ではない。	【内閣府】 (1)災害救助法(第22条118) (2)借上型仮設住宅の供与(4条1項1号)については、以下のとおりとする。 ・被災地域の実情に即した家賃相場等を平時時から十分に調査した上で、適切な家賃上限額が設定されるよう、全国会議等を通じ、改めて地方公共団体に2019年度中に通知する。 ・借上型仮設住宅に関する国と都道府県との個別協議が円滑に行われるよう、過去の事例や個別協議の要否等、全国会議等を通じ、地方公共団体に2019年度中に周知する。
228	現状、本市としては、現在利用している児童が満3歳以上になった場合の受け皿がない(連携施設の設定ができない)などの理由でなければ「保育所型事業所内保育事業」においては、満3歳以上の児童の受け皿がないと理解(新規受け入れや定員設定はできない)と理解している。しかしながら、厚労省の回答の通り、満3歳以上の児童が増加しているなどの理由により、新規の受け入れや定員設定が可能なのであれば、その旨、明確化して頂きたい。 また、連携施設についても「特別措置の延長」による対応ではなく、満3歳以上の児童の受け入れを実施する保育所型事業所内保育事業所については、満3歳以上の児童に対する保育の継続的な提供が確保されていることから、あえて連携施設へ転送させる必要はなく、当面に連携施設は不要であると考えている。 地域型保育事業については、満3歳未満については「家庭的な雰囲気による保育の提供、満3歳児以上については集団による幼児教育等の提供が求められていることから、連携施設の設定は重要だが、保育所型事業所内保育事業所においては、集団による幼児教育等の提供も可能である。 今回の提案により ①連携施設がないで整備できる。(経過措置を除く) ②現在、連携施設を設定している保育所型事業所内保育事業の連携が不要となることで、他の地域型保育事業の連携施設を確保することができる。 ③保護者としても、0歳児から継続して同じ保育所に入所させることができる。 ④運営事業所として定立した事業計画が立てられる。 等のメリットはあると考えている。		【聖中市】 現行制度により対応可能とあるが、あくまでも「地域の実情を勘案」するなどとした限定的な取り扱いとなっている。あわせて、自治体向けFAQ【第16編】No.241及び事業者向けFAQ【第7編】J90、Q101にも不可能ではないが限定的な回答となっている。これらのことから、各提案団体の支援事例に加え保育所型事業所内保育事業の設備等が保育所に類似していることも勘案し、保育所型事業所内保育事業における地域性について3〜5歳児の設定が可能となるよう明確化されたい。また、連携施設の設定についてのご回答について、3歳以降の受け入れが可能になれば結果として受け入れ先としての連携施設の設定が不要になることから、保育所型事業所内保育事業の連携施設に係る特別措置についての児童に関する法的な取組みを取り組んでいただきたい。		【全国知事会】 保育所型事業所内保育事業の連携施設の確保に係る特別措置については、子ども・子育て支援法の施行後5年の見直しの中で検討するとの回答をしているが、当該基準は「従うべき基準」であり、「従うべき基準」については、条例の内容を直接的に拘束するものであり、国が設定するのは、真に必要な場合に設定されるべきしもの地方分権改革推進委員会第3次報告の趣旨を踏まえ参酌すべき基準等へ移行すべきである。 なお、「従うべき基準」の見直しは、サービス水準の低下や国の政策目的を阻害する地方自治体の実施の許可ではなく、国が全国一律に決定している基準等を地方自治体自ら決定し、その地域の実情に合った最速・最善なサービス・施策が講じられることを達成させるためのものである。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。	<満3歳以上の児童の受け入れについて> ○そもそも家庭の保育事業において、満3歳以上の児童の新規受け入れ・定員設定は法律上許可されているのか。許可されているのであれば、どのような場合に満3歳以上の児童の利用が許可されるのか ①満3歳未満からの継続利用 ②満3歳以上の児童の新規受け入れ ③満3歳以上の児童の定員の設定 のそれぞれについて明確に示されたい。(1次ヒアリングのほか、国家戦略特区ワーキンググループ/アテンド(平成28年7月11日審議)における発言も参考にしてください) ○1次ヒアリングでは、事業所内保育所を利用する児童が満3歳以上になった場合であっても一定の条件のもと引き続き利用することが可能であると説明があったが、 ・満3歳以上になるまで当該事業所を利用していなかった満3歳以上の児童を新たに受け入れることの可否 ・事業所が認可時から満3歳以上の児童の定員を設けたことの可否 については示されていないことから、地方公共団体の間では原則として満3歳以上の児童の新規受け入れはできないと捉えられている。 提案されている利用定員20名以上の保育所型事業所内保育所には、通常の認可保育所と同様の設備・運営基準が課せられることを鑑み、これらの対応(満3歳以上の児童の新規の受け入れ、定員の設定)も可能とするべきではないか。 ○また、同じアテンドにおいて、満3歳以上の児童の継続利用が可能な場合として、次の通り例示されたところ。 ・従業員、地域福祉 ①居住する地域に保育所や認定こども園がない場合 ②保育所や認定こども園はあるが定員に空きがない場合 ・従業員のみ 保護者の強い希望がある場合 これらの条件について、地域性を利用する児童であっても、従業員と同様に、保護者の希望によって満3歳以上の児童の継続利用を認めると、自治体の判断で柔軟に満3歳以上の児童の継続利用を可能とするべきではないか。 <卒園後の受け皿としての連携施設の確保について> ○満3歳以上の児童を受け入れる保育所型事業所内保育事業所については、当然、卒園後の受け皿としての連携施設を確保する必要はないため、重引に所要の省令改正を行うべきではないか。	事業所内保育事業においては、人口減少地域や離島、認定こども園など満3歳以上児を受け入れる施設が困難な地域や、満3歳以上児も待機児童が発生している地域等、特例の事情がある場合には、3歳以上の児童を受け入れられる旨を自治体に対してお示ししてまいりたい。 また、保育所型事業所内保育事業に係る連携施設の設定については、連携施設の設定状況の実態等を踏まえ、そのあり方について、子ども・子育て支援法(平成24年法律65号)の施行後5年の見直しの中で検討してまいりたい。	【内閣府】 (3)児童福祉法(第22条164)及び子ども・子育て支援法(第24条65) (1)事業所内保育事業(児童福祉法6条の3第12項に規定する事業所内保育事業をいう。以下同じ。)については、地域の実情を踏まえ、満3歳以上の児童の受け入れ等が可能であることを明確化するため、地方公共団体に2018年度中に通知する。 (2)家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成24年労働省令81)のうち、連携施設(同令6条1項に規定する連携施設をいう。以下同じ。)に関する規定については、以下のとおりとする。 ・保育所型事業所内保育事業(同令43条に規定する保育所型事業所内保育事業をいう。以下同じ。)において、満3歳以上の児童の受け入れを行っている場合には、連携施設の確保を不要とするものとして検討し、2018年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省：厚生労働省)

内閣府「最終的な調整結果」

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支援事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支援事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答
	区分	分野									団体名	支援事例	
230	地方に対する規制緩和	医療・福祉	保育教諭の経過措置の延長	幼保連携型認定こども園の職員配置基準に係る特例措置の期間延長	現在、幼保連携型認定こども園において勤務する保育教諭は、保育士か幼稚園教諭のいずれも資格を有する必要があるが、平成31年度までは経過措置として、どちらかの資格を有すれば保育教諭とすることができる。当市としても、経過措置期間内に、施設に対して保育教諭となるために必要となる保育士と幼稚園教諭の資格を取得するよう働きかけているところであるが、施設の利用希望者が増加し、職員配置上、保育現場に十分な余裕がなく、また、幼稚園教諭の養成機関も限られているため、平成31年度までの特例措置の期間までに市内の保育教諭が必要な資格を取得することは困難な状態となっている。この状態で、特例措置が終了すると、幼保連携型認定こども園への円滑な移行や、幼保連携型認定こども園における保育等が実施できなくなり、子どもも預かってもらえなくなった住民に混乱が生じることが予想される。	今後も職員配置基準を満たすことが可能となり、幼保連携型認定こども園を継続することが可能となる。	視学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	内閣府、文部科学省、厚生労働省	龍山市	—	旭川市、仙台市、秋田市、船橋市、川崎市、浜松市、山梨市、豊田市、田原市、草津市、大塚市、大津市、八尾市、兵庫県、神戸市、和歌山県、香川県、玉野市、徳島県、高松市、松江市、高松市、九州地方協議会	<p>○現在多くの保育士は幼稚園教諭免許を所持しているが、保育ニーズの高まりより全国的に保育士不足の状態が続いている。経過措置期間経過後、動員している保育教諭が退職した場合、保育教諭の不足により供給量が確保できなくなる可能性がある。</p> <p>○認定こども園に必要となる職員の大半は両方の資格を持っているが、一部にどちらか一方のみの資格を有している職員も存在しており、施設運営に20年度中の経過措置終了後に、当該職員をフル保育などへ転用させることを検討している。本提案の3歳未満児の保育に必要となる職員と見なす取扱いには、特例措置期間の延長から必要となるが、是非とも前向きに検討していただきたい。</p> <p>○幼保連携型認定こども園の設置からは、保育の取組となる人材が不足する中で、保育士と幼稚園教諭免許の両方が必要な保育教諭の安定的な確保に資しているとの声も聞かれている。また、当市においては、未だ幼保連携型認定こども園への移行がほぼ進んでいない現状があり、他の経過措置における移行状況を踏まえ、移行の動きが、今後進捗化するとも予想されるため、経過措置の終了が移行の妨げとならないよう、特例期間が延長される必要性は高いと考えられる。</p> <p>○平成31年度中に、特例措置の延長をめぐり市庁内の各部署、関係府省間で意見の相違が少なからず存在している。そのため、平成32年度以降は保育教諭として勤務ができ、ひいては幼保連携型認定こども園への園の受入が認められ、特例措置が実施できることが予想される。</p> <p>○企業主導型保育事業の推進等により、保育教諭等の確保が困難となる中、施設においては、人員配置上の制約から、幼稚園免許受給のための受講機会が確保が十分にできず、また、講習実施主体においては、受講機会が確保できず、受講しなくてはならない状況である。平成31年度末においても、この状況が解消されることは見込めないため、経過措置の延長を求め、平成32年度末までの経過措置期間の経過措置を延長し、幼保連携型認定こども園への移行の促進及び保育の受け皿確保にもつながる。</p> <p>○保育需要の高まりを受けて、保育士確保が喫緊の課題となっているが、現状では、特例措置の期間中に全ての職員が保育教諭の免許・資格を取得することが困難とされており、幼稚園教諭と保育士資格のどちらか一方のみを有する職員の確保が必要となる状況が懸念されている。</p> <p>○本市においても、経過措置期間終了後の見直し、実施に向けて両方の資格を有する保育士等が確保しているところがありますが、保育士・保育教諭の人員不足が全国的な課題となっており、大塚市においても、保育士の平成30年1月の有効成人率が、5.13となっている現状です。この中で、保育教諭の確保を推進することが困難な状況が懸念され、新たな職員の確保を促すことに加え、ひいては職員不足による保育の質の確保や特例措置期間後も支援があると考えられています。については、経過措置期間終了後には保育教諭認定こども園において、保育教諭の不足により、保育・保育の提供が不可能となることがないよう、経過措置期間の延長等の措置を講じてもらうよう要望します。</p> <p>○当市においても、幼稚園教諭免許または保育士以外の資格のみを有する者もおり、幼稚園教諭免許を取得しなかった方がいる。その一方で、既に幼保連携型認定こども園の職員としての資格を有しているが、32年度より基準に達しない者も出てくることと見られる。さらに、人員配置基準を満たす。経過措置期間中の移行の動きが懸念される中、幼稚園教諭および保育士養成機関にも限りがあり、32年度までに両方を有する資格を取得することは困難な状態となっている。そこで、経過措置の期間が延長されることになれば、32年度以降も保育の受け皿を確保することができ、特例措置期間の延長を求め、市民の課題に即応するものがある。</p> <p>○保育需要が高まる中、一方の免許・資格のみを有する幼稚園教諭や保育士を確保するとともに困難な状況に陥り、両方の免許(資格)を有する人材を確保することは、さらに人材確保を難しくしている可能性がある。また、幼稚園教諭免許の更新講習を受講しようとしても、講習受講の競争率が高いため、近隣の大学等で実施している講習に参加することが難しく、資格を継続しながら30時間以上の受講時間を経験することへの負担が大きい。さらに、各部署間の連携は、まだ進んでいない状況で、臨時任用(非正規)職員の配置によって園運営が成り立っている部分も多いが、非正規かつ少ない勤務時間にもかかわらず、業務負担が大きい。上記のような課題の克服を促すことが、本職(幼稚園)等により人員を確保できないという事態を招くこと、園運営に支障をきたす可能性を排除できない。</p> <p>○平成30年2月時点で、市内にある教育・保育に携わる認定こども園の正規職員で96.9%、非正規職員も十分な割合を占めているが、幼稚園教諭免許と保育士資格を有している。一方、今提案認定こども園への移行も想定される認可保育所では、正規職員が約9%、非正規職員も約10%と施設全体では約10%の割合が確保されている。特例措置を適用し、人員確保を促進し、両者を活用して毎年資格取得者が確保されているもの、すべての施設で90%以上はなっていないため、現在の受け入れ体制と幼保連携型認定こども園への移行の両方を両立しないよう、可能であれば経過措置の延長を検討していただきたい。</p> <p>○大塚市内においては、3歳未満児の保育の受け皿確保のため、認定こども園への移行が進んでいる。特例期間中の免許・資格の取得を推進しているところではあるが、特例期間に及ぶまでの保育教諭が免許・資格を取得することが困難である。その中で、認定こども園への移行も想定される認可保育所では、正規職員が約9%、非正規職員も約10%と施設全体では約10%の割合が確保されている。特例措置を適用し、人員確保を促進し、両者を活用して毎年資格取得者が確保されているもの、すべての施設で90%以上はなっていないため、現在の受け入れ体制と幼保連携型認定こども園への移行の両方を両立しないよう、可能であれば経過措置の延長を検討していただきたい。</p> <p>○本市では平成30年1月時点で、幼保連携型認定こども園の常勤の保育教諭における両方の免許・資格のみを有する者の割合は10人(約6%)である。本市としては引き続き期間内に両方の資格を取得するよう求めたいが、職員の配置基準上、1人でも欠けようとする受入に大きな影響を及ぼすこと、経過措置の延長を求め、市民の課題に即応するものがある。</p> <p>○本市においても、特例措置の期間中に免許・資格の取得を促進しているが、保育教諭不足の中で、資格・免許取得後に確保される必要があり、即座では特例措置の期間中に確保が確保できない状況で、保育教諭の免許・資格をとることが困難となっている。経過措置が終了することにより、保育教諭不足に伴う待機児童が発生することがないよう、経過措置の延長を促していただきたい。</p> <p>○現在、幼保連携型認定こども園に勤務する保育教諭は、保育士か幼稚園教諭のいずれも資格を有する必要があるが、平成31年度までは経過措置として、どちらかの資格を有すれば保育教諭とすることができる。当市としても、経過措置期間内に、施設の利用希望者が多く職員配置に余裕がないこと、幼稚園教諭の養成機関が限られている上、受講希望者に対し定員が少なく、希望する日での受講が困難な状況であるため、平成31年度までの経過措置の期間中に両方の資格を取得する必要があることが期待されている。この状態で特例措置が終了すると、幼保連携型認定こども園の円滑な運営に支障が生じ、子どもも預かってもらえなくなった住民に混乱が生じることが予想される。</p> <p>○当該経過措置の延長については、市内施設からも要望がある。</p> <p>○保育士不足が深刻化している中で、経過措置を終了させるのは特例措置と見られる。</p> <p>○本市では、近年、特例措置終了後の当該施設をめぐって、幼保連携型認定こども園においては平成30年4月1日までに140施設を開設している。しかし、その一方で保育士や幼稚園教諭の有資格者の確保が困難な状況となっており、特に両方(保育士・幼稚園教諭)の資格を有する民間施設においては、人材不足の面から、一方のみを有する資格者や子育て支援員を採用し、採用後、不足する資格を取得させることにより、必要な仕事を確保することとなるが、その期間が足りなくなる状況を危惧しているため、特例措置期間の延長を促していただきたい。</p> <p>○経過措置と「特例制度」は別の取扱いではあるものの、H22以降の幼保連携型認定こども園への移行促進に向けて、企業主導型保育施設(企業主導型保育施設)と保育施設(企業主導型保育施設)からは両制度・制度の期間経過後における現場対応を不安視する声が上がっているところ。(H20.6.18 園へ要望済み)</p>	子ども・子育て支援新制度におけるいわゆる「5年後見直し」については、平成30年5月28日に開催した子ども・子育て会議において議論が開始されたところであるが、検討項目として「幼保連携型認定こども園における保育教諭の資格の特例」を挙げ、同会議は、認定こども園団体、自治体関係者等が構成員となっているが、5月28日の会議の場では、本特例を延長して欲しい旨の意見が述べられている。今後、引き続き、同会議において議論を行い、その方向性を定める予定である。

管理番号	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月26日閣議決定)記載内容
	見解	補足資料	見解	補足資料				
230	平成31年度末に経過措置期間が終了すると、規定どおりの職員配置ができず、園運営に支障が生じるため、提案内容どおり対応願いたい。				【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。	○「今後、引き続き、子ども・子育て会議において議論を行い、その方向性を定める」という1次回答だったが、保育教諭等の資格要件に係る経過措置の延長については、地方自治体だけでなく、子ども・子育て会議においても、多くの教育・保育業界団体から延長を望む声が上がっており、延長を行わなければ教育・保育の現場及び行政において多大な支障が発生することを踏まえれば、当然措置すべきではないか。 ○ 今後の議論のスケジュールを示すとともに、早期に経過措置を延長する旨を示すべきではないか。	次回の子ども・子育て会議において、現状等を踏まえながら、「幼保連携型認定こども園における保育教諭の資格の特例」等についての見直しの方向性について議論を行う予定である。	【内閣府】 (5) 教育職員免許法(第24法147)及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平10法77) 幼保連携型認定こども園における保育教諭の経過措置(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平24法60)附則5条)の期間については、保育士に対する幼稚園教諭免許取得の特例及び幼稚園教諭免許状保有者に対する保育士資格取得の特例も次の延長することとし、所要の措置を講ずる。 (関係府省:文部科学省及び厚生労働省)

内閣府「最終的な調整結果」

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支援事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支援事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答		
	区分	分野									団体名	支援事例			
263	B	地方に対する規制緩和	その他	地方創生推進交付金における間接補助金の交付完了日の見直し	地方創生推進交付金は複数年わたって交付がなされるものであり、また一定の要件を満たせば人員費や事務所賃料、光熱水費等に充てることも可能であるが、年度末までに間接補助金の交付完了しなければならず、年度末の3月分を経費に充てることが事実上できなくなり、事業実施(目的の達成)に障害が生じている。 また、地方創生推進交付金交付要綱第15条第2項において概算払いの規定(現在の運用では財務省主計局の指導があることを考慮し原則交付決定額の90%上限)があり、仮に交付決定額の全額概算払いが可能となっても、間接補助金の交付完了日の見直しを求める	間接補助金の交付完了日が見直されることで、切れ目のない支援が可能となり、事業における確実な目的達成が可能となる。	地方創生推進交付金交付要綱	内閣府	筑北村	—	北海道、盛岡市、宮城県、福島県、秋田市、川崎市、新潟市、長野県、長野市、上田市、横濱市、佐久郡、南箕輪村、松川町、玉海村、山形市、名古屋市、豊川市、小牧市、京都府、宮津市、鳥取県、高松市、愛媛県、八幡平市、松浦市、大分県、沖縄県	地方創生推進交付金は、年度末までに間接補助金の交付を完了しなければならず、年度末の3月分を経費に充てることが事実上できなくなり、事業実施(目的の達成)に障害が生じている。 ○認定事業等では交付完了後に、地方創生推進交付金を活用し、間接補助金を支拂う必要がある。認定事業として事業を実施しているが、年度末である3月(経費)に支出することができず、自己資金や別途一般財源による支援をしなければならぬ状況にある。 本市においても、地方創生推進交付金の交付決定を受けた「ワンディング支援事業補助金」等の交付決定額は、実績報告日を当該年度末に定めているが、年度内に間接補助金を支払うため月末日の事業費の計上を待たなければならず、間接補助金の交付完了日の見直しを要望している。また、事業者についても、前月の実績報告までで支払いを完了している必要がある。実際の事業終了日を3月中旬を目処に早くなる必要がある。この点から、本市においては、地方創生推進交付金を活用する期間の延長による経費に充てる補助等を実施しているが、事業実施期間が短縮されることにより、3月に実施することで効果がある事業の実施や切れ目のない事業の実施に支援をされ、地方創生の効果が薄れることが懸念されている。 以上のことから、事業者が3月31日まで事業期間を確保でき、より効果的な地方創生の推進に資するため、地方創生推進交付金に付随する間接補助金の交付完了日の見直しを要望する。 ○地方創生推進交付金を活用して実施している間接補助事業において、年度末までに補助金支出を完了させたために、事業者に早期に事業を完了、報告を求める必要がある。 ○事業者の事業実施期間中に付随する経費の補助金との関係上の整理が必要であり、両者の取扱いが異なることに対して事業者の理解が得られないため、間接補助金の交付完了日の取扱いの見直しを要望する。 ○地方公共団体の補助金等の交付事務は、事業者からの実績報告書を審査し、補助金額を確定した上で、金融機関を通じて支払い手続きをするため、相当の日数を要することから、民間等事業者の地方創生の取組を支援する間接補助事業等について、年度末までに補助金の交付完了を要する期間分、民間等事業者の事業実施期間を3月31日まで確保することができる。 ○本市において、民間等事業者が実績報告を提出するための期間を要することもあり、実際3月は事業を行うことが難しい状況にある。 ○地方創生推進交付金の関係を含め、交付金終了後も事業者が自立化できるように推進継続に向けて関係機関と連携しながら実施しているが、事業期間が自立化まで支払う期間を完了するため、事業上、事業期間の圧縮を余儀なくされている状況にあり、事業成果を効果的に上げにくい観点からは、支援が生じたい。 ○本市においても地方創生推進交付金を活用した間接補助事業の実施を計画している。しかし、人員費や光熱水費等、実績に応じて支払う経費の交付金を全て3月31日まで完了させることは、実際上困難であり、これらの難しい体勢的な事業の実施が難しい。 ○支払う手続きに相当の日数を要することから、地方創生に関する取組を支援するため実施する間接補助事業等について、事業実施期間中に交付が滞り、事業が実施できない。 ○市町村等が交付金を先払い(間接補助事業を行う場合、現状は、補助金交付事務に関する期間分、事業完了を前提しなければならず、間接補助金の交付完了日の見直しにより、通常の間接補助事業が実施できない。 ○補助金の交付には年度末までに事業を終了していなければならないが、3月に発生した経費等は通常4月に支払うことが多いが、3月分を経費に補助金を充てることができず事業の実施に支障が生じています。 ○地方創生推進交付金について、間接補助事業の事業期間を年度末(3月31日)まで確保しようとする場合、年度末まで全額概算払いした上、実績報告書の提出期間(4月10日)まで書類の提出を行う必要があるが、負担が大きくなっている。 ○現状の間接補助事業が年度末まで事業を実施することができないため、地方創生の推進のためにも、年度末より少し前の期間を確保できるようにしてほしいと要望される。 ○地方創生推進交付金を活用した間接補助事業において、事業実施期間が短くなることから、間接補助事業における事業費の確保についてご説明がある。 ○国の補助金を受け間接補助金を交付する場合、昭和50年の大蔵省事務連絡により、間接補助金等の交付完了後であれば、概算額として国の補助金等の交付を請求することができる。ただし、補助金等の交付事務においては、間接補助事業から提出を受けた実績報告書の審査等や現地検査等の支払い手続きを行っているが、年度末までに間接補助金の交付完了後は、間接補助事業等にも無理な交付事務手続きを強いられるほか、事業期間の短縮や繰上での事業実施を行わなければならない等の課題が、目的を達することができない。 ○事業者からの実績報告書審査し、金融機関を通じて支払い手続きをするためにも、相当の日数を要することが想定されます。 ○短期的な交付の遅延は許容可能だが、地方創生推進交付金の事業効果をさらに高めることができるように、間接補助金の交付完了日を見直しを要望する。 ○地方創生推進交付金については、申請の審査に際しては補助金として事業者に交付する間接補助金の取組のみ、この事業費には人員費や光熱水費は含まれていない。事業期間が完了まで金額が確定しない費用も発生する。 しかしながら、会計手続には一定の期間を要することから、年度内に経理経の確定及び支払いを完了しなければならない運用ルールにより、事業上年度末の経費に充てることができず、交付金の効果を弱める事柄が生じている。 ○施設等の取組は、3月分を経費(例えば光熱水費)は年度末まで発生するが、年度末までに補助金交付を完了させようとする、民間等事業者の事業期間を3月31日まで確保することができる。 ○本市において地方創生推進交付金を活用し、民間等事業者の事業実施期間を確保するために、間接補助事業を実施しているが、3月31日まで交付完了とする都合上、心身を併用民間等事業者の事業実施期間を短縮して対応しているところである。 ○上記のように、民間等事業者の事業実施期間が短くなるだけでなく、複数年わたって民間等事業者の間接補助を受ける際には、その期間に空白が生じるため、再度事業の実施に支援を要している。 ○間接補助金の交付完了日の見直しにより、民間等事業者の事業実施期間を確保できるため、制度の改正は必要であると考えられる。 ○国の補助金(交付金)を受けて、間接補助を行う場合について年度末までに間接補助金の交付を完了しなければならない状況であり、年度末までに間接補助事業が事業を行う場合、現状の交付金手続では十分な事業期間を確保できない。			
274	B	地方に対する規制緩和	医療・福祉	家庭的保育事業者等による連携施設の拡充	1 連携施設の確保における「保育所」の定義に以下を加え、要件を緩和すること。 ① 認定保育所 ② 企業主導型保育事業所 ③ 特区小規模保育事業所 2 代替保育の連携施設の確保を求めないとする場合(事業実施権限において代替保育が提供される場合)の要件や運用上の取扱いを具体化、明確化すること。 現状、各市町村では、「小規模保育事業A型事業者等」と同等の能力を有すると市町村が認める者」の判断に支障が生じている(下例参照)。要件や運用上の取扱いを具体的に明確に示すことで、家庭的保育事業者における保育の質を担保しつつ、連携施設確保の例外規定の適切な運用を図ることができる。 ① 各区市町村が独自に任用した家庭的保育者の補助要員 ② 職員の高欠・休職等に備え、小規模保育および事業所内保育事業者が、自社雇用の保育士を専任確保し適切に対応している場合(同一法人を連携施設として認めることが可能か)	1 現在、連携施設の対象としての「保育所」は、国の施行通知において「認可保育所に限る」とされている。新たに、「認証保育所、企業主導型保育事業所、国家戦略特別区域小規模保育事業所(入居型年間の拡大)」を追加することにより、保育所(認可施設)以外の選択肢が広がり、連携施設の確保が進むと考えられる。 2 代替保育は、地方分権改革提案を受け、家庭的保育事業者等の設備及び運営に関する基準の一部改正(平成30年4月27日付)により、「連携施設の確保の例外」として、一定の要件を満たすときには、事業実施場所内で代替保育が提供される場合(事業実施権限において代替保育が提供される場合)の要件や運用上の取扱いを具体化、明確化すること。 現状、各市町村では、「小規模保育事業A型事業者等」と同等の能力を有すると市町村が認める者」の判断に支障が生じている(下例参照)。要件や運用上の取扱いを具体的に明確に示すことで、家庭的保育事業者における保育の質を担保しつつ、連携施設確保の例外規定の適切な運用を図ることができる。 ① 各区市町村が独自に任用した家庭的保育者の補助要員 ② 職員の高欠・休職等に備え、小規模保育および事業所内保育事業者が、自社雇用の保育士を専任確保し適切に対応している場合(同一法人を連携施設として認めることが可能か)	○保育所(認可施設)以外の選択肢が広がり、連携施設の確保が進むと考えられる。 ○家庭的保育事業者等における保育の質を担保しつつ、連携施設確保の例外規定の適切な運用を図ることができる。	児童福祉法第34条の16第1項および第2項、家庭的保育事業者等の設備及び運営に関する基準第6条、家庭的保育事業者等の設備及び運営に関する基準の運用上の取扱いについて(児童福祉法第34条の16第2項)、小規模家庭的保育事業者等の設備および運営に関する基準第6条	内閣府、厚生労働省	特別区長会	—	盛岡市、神戸市	—	○連携施設の対象として企業主導型保育事業所の追加に賛同。	(1)について ○保育の受け皿確保に当たっては、一定の保育の質が確保されている認可保育所を中心に整備していくことが必要と考えており、保育の受け皿拡充と保育の質の確保は「車の両輪」として取り組む必要がある。 ○家庭的保育事業者等における連携施設の設置は、代替保育の提供や集団保育を受けられる機会を提供など保育の質の向上の面でも極めて重要な仕組みである。このため、連携施設の役割は、地域の保育の中心的機能を有し、連携施設としての機能を総合的に担うことができる。一定の保育の質が確保されている保育所・幼稚園・認定こども園が担うことが望ましいとされており、連携施設の確保優先を緩和するよう本件提案に対応することはできない。 (2)について ○ご指摘の「小規模保育事業A型事業者等」と同等の能力を有すると市町村が認める者」については、事業規模や保育士数等を考慮し、当該事業所から保育士を派遣するにあたって、当該事業所の本来の業務に支障が出ず、適切な業務を遂行できる事業者を想定しており、対応済みである。
275	B	地方に対する規制緩和	医療・福祉	家庭的保育事業者等による連携施設の確保についての経過措置期間の延長	家庭的保育事業者等の設備及び運営に関する基準により、各家庭的保育事業者等は、「1)保育内容の確保、2)代替保育の提供、3)卒園後の受け皿の確保」にかかる連携協力を行う施設(以下「連携施設」という)の適切な確保が義務付けられている。 本規定については、平成32年3月31日までの経過措置が設けられており、各区市町村では、国の施行通知の考え方も踏まえつつ、積極的な取組と調整を図っているところである。 しかし、特に、「卒園後の受け皿」は、連携施設先の大半を占める保育所および認定こども園の利用調整を各市町村において実施しているため、家庭的保育事業者等が自ら確保できる施設に限られている。また、3歳児において認可保育所の受け皿の不足(特種児童の発生)が生じている。このような状況により、全ての家庭的保育事業者等が、経過措置期間中に連携施設を確保することができず、結果として事業認可の取消(それに伴う保育定員の減少等のサービスの低下)が生じる恐れがあり、経過措置の延長が必要である。	経過措置期間の延長に伴い、3歳児の定員増等について、長期的な視点により特種児童対策に取り組み、受け皿の確保を進めることが可能となる。	児童福祉法第34条の16第1項および第2項、家庭的保育事業者等の設備及び運営に関する基準第6条、連携施設に関する基準第6条	内閣府、厚生労働省	特別区長会	—	盛岡市、仙台市、茨城県、神奈川県、愛知県、大阪府、神戸市、西宮市、倉敷市、沖縄県、那覇市	○本市において必要後の受け皿確保に向けた連携施設確保に向けた支援を継続して行っているが、連携先である保育所における連携協力や保育士不足等の関係で新たに3歳児の受け皿が確保できない状況が続いている。そのため連携協力を行う必要がある5歳以下の施設が確保できない状況が続いている。上記の状況に鑑み、平成32年3月31日までの経過措置期間の延長を希望する。 ○経過措置終了まで連携施設が確保できず、万一認可取消済ならば、当該事業所利用中の児童が行き場を失うことや保育の受け皿が減少するため、特種児童解消の取組にも多大な支障が生じている。 ○本市においては民間保育事業者等が連携施設になることの負担が大きいため、民間保育所等が連携施設となっている件数が少なく、大半が近隣の公立保育所を連携施設として活用している。しかし、特種児童が増加しており、受け皿の空きが乏しいため、「卒園後の受け皿」としての機能が果たせていないのが実状である。 ○3歳児において認可保育所の受け皿不足(特種児童の発生)が生じている。このような状況により、連携施設を確保できない場合、認可基準を満たさないことになる。 ○市においても連携施設コーディネーターを配置して支援を行っているところであるが、卒園後の受け皿については、特に保育所については定員と定員の定員数の関係から、確保が困難に近づきつつあるなど、期限までに設定が完了しないリスクもあるため、経過措置の延長を求めたい。 ○本市(政令・中核市除く)における連携施設の成立率は、専ら市町村の協賛補助による支援の割合も高く、平成28年度は約80%に達している。 しかし、経過措置終了まで100%を達成することは、小規模保育所が年々増加していることもあり大変困難な見通しである。一方で、卒後の受け皿の確保し、3歳児以降、スムーズに保育所に入っていくことも大変重要であることから、連携施設の設置だけでなく、市町村の利用調整の観点で特別優遇先持を設けるなど、制度の活用も必要と考える。			

管理番号	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月26日閣議決定)記載内容
	見解	補足資料	見解	補足資料				
263	<p>「これは、国の補助金等全体に対する統一的なルールであるため、地方創生推進交付金について当該ルールに抵触する制度変更は困難。」との回答であるが、補助事務を担う地方の実態を踏まえて、政府全体として間接補助金のあり方そのものを見直すことはできないか。</p> <p>また、仮に政府全体での見直しの検討が難しいとしても、地方創生推進交付金の運用面の改善で、支障事例の解消を検討したい。</p> <p>＜例＞ ・地方創生推進交付金交付要綱第15条第2項における概算払いの規定は交付決定額の90%までとなっているが、全額概算払いを可能とする。 -その上で、概算払い額を3月31日までに間接補助事業者に交付し、翌年度の4月10日までに実績報告することで金額を確定する。</p>				<p>【全国知事会】 地方創生推進交付金については、その内容や規模について地方の意見等を十分に踏まえるとともに、地方創生の更なる活性化や取組みの全国展開に向け、地方の実情を踏まえ、より弾力的で柔軟な運用を図るべきである。</p> <p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p> <p>【全国町村会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。</p>		<p>地方創生推進事務局としては、「国の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。」「(財政法第11条)、「各会計年度における経費は、その年度の歳入を以て、これを支弁しなければならない。」「(同法第12条)等の法律の規定及びこれらに基づき制定された昭和30年11月17日財務局長事務連絡を踏まえ、年度内に間接補助金の交付が完了しなければならないものとして、地方創生推進交付金を運用している。本運用については、国の補助金に依る統一的なルールに基づくものであり、当事務局のみの判断でこれを変更することはできない。</p>	
274	<p>(1)について</p> <p>○連携施設の確保に当たり、保育の質を担保していくことの重要性は認識している。</p> <p>○3つの項目のうち「保育内容の支援」を担う連携施設は、引き続き、認可保育所を中心に確保すべきである。</p> <p>○一方で、「卒園後の受け皿」としての連携施設の確保に向けては、区市町村としての取り組みとして、卒園児を受け入れるための連携施設の確保を促す必要がある。しかし、幼稚園・認定こども園との連携も進めているが、保護者のニーズや希望に沿った受け皿はなっていないため、現状では、認可保育所以外の選択肢がない。</p> <p>○「卒園後の受け皿」としての連携施設は、1対1ではなく、1つの家庭的保育事業者が複数の施設を確保することも可能。本提案の教育施設については保育の質も十分に担保されていると考えているため、認可保育所を中心に確保を図りつつ、第2・第3の連携先として、本件による拡充は認めることができるか。</p> <p>○卒園後の受け皿の確保において、連携施設の確保は、3歳以降も保護者が安心して働くことができる環境の整備という趣旨であり、保護者の安心感にもつながるのではないか。</p> <p>○「代替保育」が地方分権改革提案により要件が緩和されたことと同様に、「卒園後の受け皿」にかかる連携施設に限りて拡充することも可能ではないか。</p> <p>○なお、現行の基準(後令)では、3つの項目を一体的に規定し、対象施設も共通である。しかし、それぞれの趣旨が異なるため、3つの項目ごとに、対象とすることができる施設を定めるよう検討してはどうか。</p>				<p>【全国知事会】 「促すべき基準」については、条例の内容を直接的に拘束するものであり、国が設定するのは、真に必要な場合に限定されるべきものとの地方分権改革推進委員会第3次勧告の趣旨を踏まえ参酌すべき基準等へ移行すべきである。</p> <p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>	<p>＜卒園後の受け皿としての連携施設の拡充について＞ ○ 連携施設は一定の保育の質が担保された保育園、幼稚園、認定こども園が担うことが望ましい。対応は困難であるとの回答だが、地方公共団体が一定の基準を満たすと認める認可外保育施設(認証保育所等)、企業主導型保育施設、特区小規模保育施設は、国や地方公共団体から運営支援等を実施していることを踏まえれば、当然保育の質は担保されているものと考えべきではないか。</p> <p>○ 平成26年の対応方針で卒園後の受け皿に係る認可要件は緩和されたものの、引き続き多くの地方公共団体が受け皿の確保に苦慮している。保護者が安心して働ける環境を整備するために、卒園後の受け皿に係る連携施設の確保を拡充することが必要ではないか。</p> <p>＜連携施設に関する経過措置の延長について＞ ○ 多くの家庭的保育事業者等において、連携施設の確保の見込みが立たない中、経過措置の延長を行わなければ、事業認可の取消しに伴う保育定員の減少にもつながりかねず、保育の受け皿拡充と保育の質の確保に取組むためには、当然に延長されるべきではないか。</p> <p>○ 家庭的保育事業者等として、経過措置の延長の可否は事業運営の見直しを立てる上で非常に大きな問題であるため、早期に経過措置を延長するか否かの旨を示すべきではないか。</p>	<p>保育の受け皿確保に当たっては、一定の保育の質が確保されている認可保育所を中心に整備していくことが必要と考えており、保育の受け皿拡充と保育の質の確保を「車の両輪」として取り組む必要がある。</p> <p>一次回答でも述べたとおり、家庭的保育事業者における連携施設の設置は、代替保育の提供や集団保育を受ける機会を提供など保育の質の向上の面でも極めて重要な仕組みである。</p> <p>連携施設の設置に当たっては、一定の保育の質が確保された保育園・幼稚園・認定こども園が担うことが望ましいと考えているが、連携施設の設置状況の実態等を踏まえ、そのあり方については、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)の施行後5年の見直しの中で検討してまいりたい。</p>	<p>6【内閣府】 (3)児童福祉法(昭22法164)及び子ども・子育て支援法(平24法65) (4)家庭的保育事業者等の設備及び運営に関する基準(平26厚生労働省令81)のうち、連携施設(同令6条1項に規定する連携施設をいう。以下同じ。)に関する規定については、以下のとおりとする。 ・家庭的保育事業者等が保育所、幼稚園又は認定こども園との連携によって適切に確保しなければならない連携協力項目のうち、卒園後の受け皿の設置(同令6条3号)については、企業主導型保育施設又は認可外保育施設(児童福祉法59条1項に規定する施設のうち、同法39条1項に規定する業務を目的とするものであって、事業実施補助を受けているものに限る。)であって、一定の要件を満たすものから確保できるものとするための方針を検討し、2018年度中に組織を講ずる。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省：厚生労働省)</p>
275	<p>○経過措置の延長の可否は、家庭的保育事業者等にとっては、事業運営の見直しを立てる上で喫緊の問題であり、早期に経過措置を延長する旨を示すべきではないか。</p> <p>○経過措置期間の延長を求めるにあたり、主たる支障事例は、市町村が積極的な関与・役割を果たしているにもかかわらず、「卒園後の受け皿」の確保が困難なことである。見直しの検討に当たっては、市町村の実態を踏まえていただきたい。</p>		<p>【神奈川県】 国において見直しの検討をされているところかと思うが、見直しの方向性及び検討結果について緊急に表明していただきたい。万が一、認可取消しとなる場合や、制度改正をされる場合、子どもの預け先等の調整等は容易ではないため、十分な準備期間を設定していただきたい。</p>	<p>【全国知事会】 家庭的保育事業者等による連携施設の確保及びその経過措置については「促すべき基準」とされたい。「促すべき基準」については、条例の内容を直接的に拘束するものであり、国が設定するのは、真に必要な場合に限定されるべきものとの地方分権改革推進委員会第3次勧告の趣旨を踏まえ参酌すべき基準等へ移行すべきである。</p> <p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>	<p>＜卒園後の受け皿としての連携施設の拡充について＞ ○ 連携施設は一定の保育の質が担保された保育園、幼稚園、認定こども園が担うことが望ましい。対応は困難であるとの回答だが、地方公共団体が一定の基準を満たすと認める認可外保育施設(認証保育所等)、企業主導型保育施設、特区小規模保育施設は、国や地方公共団体から運営支援等を実施していることを踏まえれば、当然保育の質は担保されているものと考えべきではないか。</p> <p>○ 平成26年の対応方針で卒園後の受け皿に係る認可要件は緩和されたものの、引き続き多くの地方公共団体が受け皿の確保に苦慮している。保護者が安心して働ける環境を整備するために、卒園後の受け皿に係る連携施設の確保を拡充することが必要ではないか。</p> <p>＜連携施設に関する経過措置の延長について＞ ○ 多くの家庭的保育事業者等において、連携施設の確保の見込みが立たない中、経過措置の延長を行わなければ、事業認可の取消しに伴う保育定員の減少にもつながりかねず、保育の受け皿拡充と保育の質の確保に取組むためには、当然に延長されるべきではないか。</p> <p>○ 家庭的保育事業者等として、経過措置の延長の可否は事業運営の見直しを立てる上で非常に大きな問題であるため、早期に経過措置を延長するか否かの旨を示すべきではないか。</p>	<p>一次回答のとおり、設備運営基準第3条に規定する特別措置の延長については、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)の施行後5年の見直しの中で検討することとしているが、子ども・子育て会議における議論の状況も踏まえて、可能な限り速やかにその方針をお示ししたい。</p>	<p>6【内閣府】 (3)児童福祉法(昭22法164)及び子ども・子育て支援法(平24法65) (4)家庭的保育事業者等の設備及び運営に関する基準(平26厚生労働省令81)のうち、連携施設(同令6条1項に規定する連携施設をいう。以下同じ。)に関する規定については、以下のとおりとする。 ・連携施設に関する経過措置(同令附則3条)の期間については、連携施設を確保しないことができない特例を延長することとし、所定の措置を講ずる。 (関係府省：厚生労働省)</p>	

内閣府「最終的な調整結果」

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支援事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支援事例(主なもの)＞		各府省からの第1次回答
	区分	分野									団体名	支援事例	
276	B	地方に対する規制緩和	医療・福祉	幼保連携型認定こども園の保育教諭の幼稚園教諭免許と保育士資格の両方の免許・資格を有することとされている。 経過措置として、平成31年度末まではいずれかの免許・資格を有する者は保育教諭になることができるとされていること、同経過措置の期間の延長を提案する。	平成32年度以降は幼保連携型認定こども園の保育教諭は幼稚園教諭免許が必須となるため、免許を更新していなければ保育教諭として人員基準に算入できないこと、また、幼稚園教諭免許を有していない潜在保育士も数多くいることが想定されることから、施設の認可時において保育教諭の確保が困難となり、幼保連携型認定こども園の新設・移行が進まないことが危惧される。 本県では、幼稚園教諭免許の更新講習を受講できる機関が国立大学1校のみであったことから、短大・夜校にも受講できるように受け皿を拡大したところであるが、その他、通信教育や県外大学の受講での対応を含めても、受講者のニーズを考慮すると31年度末までの更新は非常に厳しい状況である。 このままでは平成32年度時点でも免許の未更新者が多数発生し、保育教諭の確保が困難となることから、幼保連携型認定こども園への円滑な移行や園の新設に重大な支障が生じるおそれがある。	今後、保育料の無償化などにより、保育需要が一層高まることが予想される中、「平成27年度から31年度までの5年間」の経過措置を見直し、「認可」から5年間に改正することにより、幼保連携型認定こども園の新設及び移行の促進、ひいては待機児童対策にもつながることが期待できる。	「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」(平成18年6月15日法律第77号)	内閣府、文部科学省、厚生労働省	九州地方知事会 九州地方知事会共同提案 (事務局：大分県)	旭川市、仙台市、船橋市、川崎市、須賀市、山形市、豊田市、田原市、草津市、大原市、大塚市、八尾市、兵庫県、神戸市、和歌山市、香川県、長野市、徳島県、徳島市、松浦市、熊本市	<ul style="list-style-type: none"> ○現在多くの保育士は幼稚園教諭免許を所持しているが、保育ニーズの高まりによる全国的な保育士不足により確保が難しくなる。経過措置期間経過後、動員しにくい保育教諭が不足した場合、保育教諭の不足により待機児童が増える可能性がある。 ○認定こども園に採育する職員の大半は両方の資格を持っているが、一部にどちらか一方のみの資格を持っている職員が大半を占めており、施設長は20年度までの経過措置終了後に、当該職員をプレ保育などへ転属させることを検討している。本県でも3歳未満児の保育に採育する職員と見なす取扱いには、待機児童解消の観点から是非常に有益であり、是非とも前向きに検討していきたい。 ○本市においては、幼稚園教諭認定こども園への移行がすすんでいない現状があるが、他の経過措置前における移行状況を踏まえ、移行の動きが、今後活発化することも予想されるため、経過措置の終了が移行の契機とならぬよう、特例期間の延長などの必要はないと考えられる。 ○経過措置中に認定こども園になっている園では、園で許容を立て免許の更新を行なっているが、園内で受講できる学校が少ないことや、園の閉所日に講習があるため、代わり講習が確保できず、計画中の園で受講できない。 ○本市においても、園棟の増築が必要と想定されており改正を要望する。 ○企業主導型保育事業の推進等により、保育需要の急増が顕著となっており、各施設においては、人員配置上の制限から、幼稚園免許更新のための受講機会の確保が十分にできず、また、講習実施主体において、受講希望者が定員数を超過しており、受講したくても受講できていない者がおり、平成31年度末においても、この状況が続くおそれがあるため、特例期間の延長を求め、平成27年度から31年度までの5年間の経過措置を見直し、幼保連携型認定こども園への移行の促進及び保育士の確保を図りたい。 ○保育需要の高まりを受けて、保育士確保が喫緊の課題となっているが、現状では、特例期間の期間中に全ての職員が保育教諭の免許・資格を取得することが困難となっており、幼稚園教諭免許と保育士資格のどちらか一方を有する保育教諭の協力が必要な保育士・人員の確保が厳しい状況である。 ○本市においても、経過措置期間終了後を見据え、各園に対して両方の免許・資格の両方を取得しているところもありますが、保育士・保育教諭の人員不足が全国的に課題となっており、大阪府においても、保育士の平成30年1月の有効求人倍率が、0.12となっている現状です。この中で、保育教諭の確保が困難なことが顕著な状況が想定され、新たな職員の確保を促すことに加え、ひいては職員不足による保育の質の確保や待機児童解消対策上も支障があると考えられます。つまり、経過措置期間終了後の保育教諭認定こども園において、保育教諭の不足により、保育・保育の提供が不可能となるおそれがある。経過措置期間の延長等の措置を講じてもらうよう要望します。 ○本市においても、幼稚園教諭免許または保育士いずれかの資格のみを有する者もおり、幼稚園教諭免許を所持しなければならぬが、その一方で、現在は幼稚園教諭認定こども園の職員候補の確保を求めているが、32年度より基準に満たない者も出てくることと見られる。さらに、人員配置基準を満たすには、幼稚園教諭認定こども園への移行の促進が必要となる。幼稚園教諭および保育士養成機関にも限りがあり、32年度までに採育者全員が資格を取得することは困難な状況となっている。そこで、経過措置の期間が延長されることならば、32年度以降も保育の受け皿を確保することができ、待機児童解消に資する考えられ、今後の課題に期待する。 ○保育需要が高まる中、一方の免許・資格のみを有する幼稚園教諭や保育士を確保することさえ困難な現状において、両方の免許(資格)を有する者による新たな確保を促し、もっていただくことが、より可能性がある。また、幼稚園教諭免許の更新講習を受講しようとしても、講習受講の競争率が高いため、近隣の大学等で実施している講習に参加することが難しく、勤務を継続しながら30時間以上の受講時間確保することへの負担が大きい。特に、各園職員の確保には、正職員だけでなく、臨時任用(非正規)職員の配置によって園運営が成り立っている部分も多いが、非正規かつ少人数の時間により人員確保が難しく、上記のような受講時の負担を軽減していただくことは、本職(本職)等により人員確保できないという事態を招くなど、園運営に支障をもたらす可能性を排除できない。 ○平成30年2月時点で、市内にある教育・保育に携わる認定こども園の正課職員で96.5%、非正規職員も非正規の職員が約96%の割合で、幼稚園教諭免許と保育士資格を有している。一方、今回認定こども園への移行も想定される認可保育所では、正課職員が約85%、非正規職員も非正規の職員が約96%の割合で、幼稚園教諭免許と保育士資格を有している。一方で、今回認定こども園への移行も想定される認可保育所では、正課職員が約85%、非正規職員も非正規の職員が約96%の割合で、幼稚園教諭免許と保育士資格を有している。一方で、今回認定こども園への移行も想定される認可保育所では、正課職員が約85%、非正規職員も非正規の職員が約96%の割合で、幼稚園教諭免許と保育士資格を有している。 ○本市では平成30年1月時点で、幼保連携型認定こども園の実際の保育教諭における片方の免許・資格のみを有する者の割合は12人中11人(約91%)である。本市としては引き続き期間内に両方の資格を取得するよう求めたいが、職員の配置基準上、1人に対して1.5人以上の求人となる必要を及ぼすことから、経過措置の延長を求める。 ○本市においても、特例期間中に免許・資格の取得を促進しているが、保育教諭不足の中で、資格・免許取得の為に現場から離れる必要があり、現状では特例期間中に全ての職員が保育教諭の免許・資格をとることが困難となっている。経過措置が終了することにより、保育教諭不足に伴う待機児童が増えるおそれがある。経過措置の延長を、検討したい。 ○最終経過措置の延長については、県内施設からも要望がある。 ○本市では、近々、待機児童対策として施設整備を行っており、幼保連携型認定こども園においては平成30年1月時点で140の施設を開設している。しかし、その一方で保育士や幼稚園教諭の有資格者の確保が困難な状況となっており、特に両方(保育士・幼稚園教諭)の有資格者を確保する目的において、は、人材不足の面から、一方のみの有資格者や子育て支援員を採用し、採用後、不足する資格を取得させることにより、必要に応じて資格を確保することになるが、その期間が足りなくなる状況も懸念しているため、特例期間の延長を行っていただきたい。 	子ども・子育て支援新制度におけるいわゆる5年後見直しについては、平成30年5月28日に開催した子ども・子育て会議において議論が開始されたところであるが、検討項目として「幼保連携型認定こども園における保育教諭の資格の特例」を挙げている。 同会議は、認定こども園団体、自治体関係者等が構成員となっているが、5月28日の会議の場では、本特例を延長して欲しい旨の意見が述べられている。 今後、引き続き、同会議において議論を行い、その方向性を定める予定である。	

管理番号	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月26日閣議決定)記載内容
	見解	補足資料	見解	補足資料				
276	<p>○提案が実現しなかった場合の具体的な懸念 仮に経過措置期間がこのまま終了してしまった場合、両方の免許・資格を有しない保育教諭は配置基準上の有資格者として算入できなくなるため、施設としては通常の保育定員を減らさざるを得ない状況になる。そうなれば、新規児童の受入れが困難になるばかりでなく、場合によっては転園措置等も必要になることから、広く地域住民に影響を及ぼすことが懸念される。また、市町村においては施設整備等により定員増を図っている中で、本経過措置終了による定員減に伴い、市町村として保育の確保調整を行う責務を負っているにも関わらず、その責務の達成が図られるほか、施設によっては両方の資格を持っていない保育教諭の処遇が後退(異動や賃金減など)することも懸念される。</p> <p>○関係団体から実現を求める声 本件については、自治体だけでなく、教育・保育の業界からも延長を求める声が出されており、内閣府子ども・子育て会議の議事録や資料を参照しても、経過措置を延長させなければ多大な支障が生じることは自明である。</p> <p>○大分県の実情 大分県では、保育団体等とも連携し、幼免更新講習を受講できるよう養成校等に新たな開講を働きかけているが、これ以上の受講定員増は大変難しい状況にある。現行の幼児教育・保育体制を確保するためには、求職者に対して1年度中に他県や遠隔教育での受講を加速度的に求めざるを得ないが、早期に経過措置の延長が認められれば、両資格保有に向けた計画的な対応が可能となるため、速やかに延長する旨を公にしたい。</p> <p>○潜在保育士の活用も可能 また、経過措置の延長が早期に決定されれば、現在勤務している保育教諭の教諭だけでなく、潜在保育士に対しても2年度以降の更新講習の受講機会が確保されることから、施設としても未受講の潜在保育士の採用を躊躇する要因が当面なくなり、潜在保育士を即戦力として活用することが可能になる。</p> <p>○他団体提案の実現も 加えて、幼稚園教諭又は保育士のいずれかの資格しか有していない保育教諭の特例措置についても、香中市(管理番号194番)や熊山市(管理番号230番)が指摘しているように今後支障が生じ得る状況である。本件と併せて適切な措置を講じ、保育教諭が就業しやすい環境を確保していただきたい。</p>				<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>	<p>○「今後、引き続き、子ども・子育て会議において議論を行い、その方向性を定める」という1次回答だったが、保育教諭等の資格要件に係る経過措置の延長については、地方自治体だけでなく、子ども・子育て会議においても、多くの教育・保育業界団体から延長を促す声が上がっており、延長を行わなければ教育・保育の現場及び行政において多大な支障が発生することを踏まえれば、当然措置すべきではないか。</p> <p>○ 今後の議論のスケジュールを示すとともに、早期に経過措置を延長する旨を示すべきではないか。</p>	<p>次回の子ども・子育て会議において、現状等を踏まえながら、「幼保連携型認定こども園における保育教諭の資格の特例」等についての見直しの方角性について議論を行う予定である。</p>	<p>6【内閣府】 (5)教育職員免許法(昭24法147)及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平16法77) 幼保連携型認定こども園における保育教諭の経過措置(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平24法60)附則5条)の期間については、保育士に対する幼稚園教諭免許取得の特例及び幼稚園教諭免許状保有者に対する保育士資格取得の特例も意図的に延長することとし、所定の措置を講ずる。 (関係府省:文部科学省及び厚生労働省)</p>

内閣府「最終的な調整結果」

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答
	区分	分野									団体名	支障事例	
290	B	地方に対する規制緩和	その他	住民が負担を感じることのない、マイナンバーカード交付については法定受取郵便となっており、全国の市町村が実施している。 ○マイナンバーカードは運転免許証と同様に公的な身分証となるため、カードの交付に際し厳格な本人確認を要すが、本人が疾病や障害等により来庁できない場合に認められている代理人への交付手続が実情に依りていない。 【支障事例】 現在、入院等やむを得ず来庁出来ない場合は、申請者の代理人が必要書類を窓口で提示することで、カードの交付を行っているが、代理人が提示する必要書類において、申請者自身の顔写真付き身分証がない場合、交付が出来ず、マイナンバーカードをお渡しすることが出来ない。 マイナンバー制度の普及・促進にはマイナンバーカードの交付は必須事項であることから、マイナンバーカード交付における新たな方法の在り方を検討する必要がある。	市区町村の事務の効率化(作業負担の軽減)に資する。 これまで交付が困難であった住民に対しカードの交付が可能となり、住民の利便性向上に寄与する。 ○交付時来庁方式において本人限定受取郵便を可能とする方法による効果 郵便局の本人限定受取郵便のサービスを使用することで、公的身分証での本人確認を行ったうえで、本人への手渡しが可能となる。 ○郵便局(郵便局員)でも行うことが出来るよう、マイナンバーカード交付における一部の事務を、郵便局(郵便局員)でも行うことが出来る方式を策定する。 具体的には、市区町村の職員に代わり、カードの写真と申請者との同一性の確認を行うことが郵便局員でも可能となるよう、「地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律」に当該事項を追加するなどの所要の法律改正を行う。	市区町村の事務の効率化(作業負担の軽減)に資する。 これまで交付が困難であった住民に対しカードの交付が可能となり、住民の利便性向上に寄与する。 ○交付時来庁方式において本人限定受取郵便を可能とする方法による効果 郵便局の本人限定受取郵便のサービスを使用することで、公的身分証での本人確認を行ったうえで、本人への手渡しが可能となる。 ○郵便局(郵便局員)でも行うことが出来るよう、マイナンバーカード交付における一部の事務を、郵便局(郵便局員)でも行うことが出来るよう、マイナンバーカード交付における一部の事務を、郵便局(郵便局員)でも行うことが出来る方式を策定する。 具体的には、市区町村の職員に代わり、カードの写真と申請者との同一性の確認を行うことが郵便局員でも可能となるよう、「地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律」に当該事項を追加するなどの所要の法律改正を行う。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第17条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則第13条 通知カード及び個人番号カードの交付等に関する事務処理要領第3-2-(1)-(ウ)エ 地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律 第二条	内閣府、総務省	大村市	-	ひたちなか市、 浦安市、柏市、 川崎市、三宅市、 多治見市、 八尾市、徳島市、 宇和島市、 北九州市、松本市、 声屋町、鳥取市	<p>○個人番号カードの交付については、施設入所や入院により、高齢者本人の代理で「親族(子)」が来れるケースが多い。 この際、本人は来庁不能、委任状を書くことができない等の状況があり、交付トラブルが発生している。</p> <p>○療養中等でやむを得ず来庁できない申請者の中には顔写真付き身分証明書を所持していない人も多く、本人限定受取郵便での発送が可能であれば交付促進につながる。また、市町村職員が出向き本人確認して顔写真を控室後継郵便の窓口を届ければ本人限定受取郵便での発送が可能となっているが、実際には職員が大きな責任を負うことになる。また、高齢者の申請も多いこと、このように本人は来庁できないが、病状等が遠方等にあることなどもあり、必ずしも行えるものではなく、届々の状況により、交付できないことも考えられる。これらに対応するため新しい仕組みづくりが必要と考える。</p> <p>○本市においても、マイナンバーカードを持ちたいと考える市民が、疾病や障害等により来庁することが可能なため、カードの所持を諦めざるを得ないケースが数見されている。</p> <p>左記の制度改正が実施されれば、住民の利便性の向上、本人や代理人の負担軽減に繋がることと、交付率の向上にも寄与するものとする。</p> <p>○(1)本市においても、入院等やむを得ず来庁できない場合は、申請者の代理人が必要書類を持参した上で、マイナンバーカードの交付を行っているが、申請者の顔写真付きの公的身分証明書がない場合は、交付ができない。市区町村としても普及・促進を目指すため入所先等へ出向き本人確認した上で交付を行っているが、代理人交付における顔写真付きの公的身分証明書がない場合の対応は、一貫して行っている。</p> <p>○(2)マイナンバーカードの交付を市区町村のみで行っている。交付場所の拡大は、住民サービスの利便性向上が図られると思われるため、新たな交付方法を検討する必要があると考える。</p> <p>○入院等やむを得ず来庁出来ない場合に認められている代理人への交付手続きにおいて、顔写真付きの本人確認書類がない場合は交付できない。ただし、本人や代理人が要請すれば、遺族自宅や入院先、施設等へ職員が赴き、カードの写真と本人の同一性を確認する必要がある。事務負担が大きいため、住民の負担も増している。</p> <p>マイナンバー制度の普及促進のため、本人限定受取郵便の活用や郵便局員による本人確認などの、マイナンバーカード交付における本人確認等の新たな方法を検討された。</p>	<p>【内閣府】 まずは個人番号カードに関する制度を所管する総務省において検討いただくものと考えている。</p> <p>【総務省】 代理人に対する個人番号カードの交付は、原則として申請者本人が来庁することによって、顔写真、氏名、住所、生年月日、性別等の個人番号カード記録事項が申請者本人に一致することを確認することが必要であるが、申請者本人がやむを得ない理由で来庁できない場合に限り、代理人が当該申請者本人の顔写真付きの本人確認書類を持参することを求めるという例外的な措置を認めている。</p> <p>個人番号カードは、顔写真付きの身分証明書として本人の顔写真を公証するため、当該申請者本人の顔を必ず一度は確認しなければならないものであるが、その例外的な措置として認められている申請者本人の顔写真の公証を認めないという点は、個人番号カード記録事項の信頼性を損なうものであり、①は困難である。また、本人限定受取郵便においては、郵送する個人番号カードの記録事項を確認するものではなく、また、必ずしも顔写真付きの本人確認書類を用いて本人確認を行っている訳ではないことから、適切ではない。</p> <p>個人番号カードの本人確認は、個人番号カードの発行者である市町村が後々まで本人であることと証明するためのものであり、発行者としての責任を負うことができない郵便局(郵便局員)がこれを行うことは困難とされている。</p>

管理番号	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月26日閣議決定)記載内容
	見解	補足資料	見解	補足資料				
290	<p>○郵便局(郵便局員)に一部の交付事務を行わせる場合、個人番号カードの本人確認については、代理人が持参した身分証の提示を市町村が行い、カードの普通写真と受領者の同一性の確認のために、郵便局員が実施した顔認証システムの照会結果を市町村が確認することで、これまでと同様に市町村が発行者として責任を負うものになると考える。</p> <p>○病気や障害など、やむを得ない理由で来庁できず、さらに代理人へ交付する条件も満たせない住民が発生することは制度開始から想定されたにもかかわらず、対応方法が検討されてない。カード申込を推進するのあれば、住民への個別訪問といった職員がマンワに頼る方法だけでなく、住民が円滑に交付を受ける方法を創設すべきであるため、再検討を求める。</p> <p>○なお、郵便局方式を導入するにあたっては、「地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律」や「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」、さらには「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」の改正が必要となると懸念していることから、併せてその改正についても検討を求める。</p>				<p>【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。</p>	<p>○総務省において、 ・マイナンバーカード交付時における目視及び顔認証システムで行う本人確認は、数量的判断を必要としない事項に当たることから、郵便局に委託することを可能とすべきではないが、 ・放置車両確認事務の民間委託の事例における、警察署長が責任を負って反則金を徴収する仕組みを参考に、市町村から委託を受けた郵便局員が行った顔認証システムでの認証のデータが市町村のデータベースに格納され、市町村がマイナンバーカードを交付した相手と本人の同一性を確認できれば、マイナンバーカードの発行については市町村長が責任を負うこととなるため、郵便局におけるマイナンバーカードの交付が可能となるのではないかと、 これらの仕組みにより技術的な安全が確保されると考えられる上、郵便局員の行う顔認証を同時に転送して市町村が確認するシステム、あるいは市町村がテレビ電話で本人確認を行うシステムまで選択肢を広げて考えることにより、住民が最寄りの郵便局でマイナンバーカードの申請から交付まで行うことを可能とするべきではないかと、 ○内閣府(番号制度推進室)において、マイナンバーカードが普及しやすいシステムをつくる観点から、マイナンバーカード交付時の本人確認における顔認証システムの活用、テレビ電話等の新技術の活用等により、住民が最寄りの郵便局でマイナンバーカードの申請から交付まで行うことを可能とすべきではないかと、</p>	<p>【1】について 代理人に対する個人番号カードの交付は、原則として申請者本人が来庁することによって、顔写真、氏名、住所、生年月日、性別等の個人番号カード記録事項が申請者本人に一致することを確認することが必要であるが、申請者本人がやむを得ない理由で来庁できない場合に限り、代理人が当該申請者本人の顔写真付きの本人確認書類を持参することを求めるという例外的な措置を認めている。 個人番号カードは、顔写真付きの身分証明書として本人の顔写真を公証するため、当該申請者本人の顔を必ず一度は確認しなければならないものであるが、その例外的な措置として認めている代理人の来庁による申請者本人の顔写真の確認さえもしないということは、個人番号カード記録事項の信頼性を損なうものであり、実施することは困難である。また、本人顔写真郵便においては、郵送する個人番号カードの記録事項を確認するものではなく、必ずしも顔写真付きの本人確認書類を用いて本人確認を行っている訳ではないことから、適切ではない。 【2】について 個人番号カードの本人確認は、個人番号カードの発行者である市町村が後々まで本人であることを証明するためのものであることから、必要に応じ、複数職員による目視での確認や本人確認書類を手にとっての照合、入室の有無の確認、適宜質問等を行うなど、様々な手法を組み合わせる必要がある。単にテレビ電話や顔認証システムを活用したとしても、このような本人確認を行うことはできず、郵便局(郵便局員)にこれを行わせることは困難である。 利用種の放置車両確認事例については、道路交通法上、放置車両確認機関の登録・公安委員会による監督のほか、駐車監視員資格等とならうとする者への講習・資格者証の交付などの制度を整備した上で、放置車両の確認及び標章の取付けを民間委託できることとしているものであるが、前述のとおり、本人の顔写真の公証という個人番号カードの性質、その発行のための様々な手法を用いた厳格な本人確認は、放置車両の認定・確認とは異なるものであり、仮に同様の制度を創設したとしても、認めることは困難である。 なお、情報通信審議会において、「地方自治体や郵便局の具体的なニーズを踏まえ、①公権力の行使に該当しない業務のうち、郵便局で委託できるもの範囲を明確化する ②地方自治体職員が郵便局に常駐せずとも、ICTを活用する等して適切な管理を行うことを可能とするために、どのような方法があるのか検討する 等、そのニーズに応える業務委託のあり方を検討し、地方自治体がこれまで以上に窓口事務を郵便局に委託することを可能とする環境の整備を行っていくとも考えられる。その際、①-2の取組を行った上で、制約面の課題があれば、負担の必要性を念めて検討することも考えられる。」と管申が行われていることを踏まえ、今後、郵便局による行政サービスの補充を検討していく中で、個人番号カードの交付について郵便局がどのようなことができるのかについても検討していきたい。</p>	

内閣府「最終的な調整結果」

管轄都府県	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞		各府県からの第1次回答
	区分	分野									団体名	支障事例	
297	地方に対する規制緩和	医療・福祉	指定難病及び小児慢性特定疾病医療費助成制度の事務短縮におけるマイナンバーによる情報連携項目の追加	マイナンバーによる情報連携で、指定難病及び小児慢性特定疾病医療費助成制度の事務短縮におけるマイナンバーによる情報連携項目の追加	所得区分は、医療受給者証に必須の記載事項であるが、情報連携の提供情報ではないため、保険者と郵送によるやり取りをしなければならない。書類送付による事務が煩雑であり、手間と時間がかかるほか、保険者からの返送があるまで医療受給者証を送付することができず、医療受給者証発行までに時間を要している一因となっている。	郵送によるやり取りがなくなることで、大幅な時間短縮が図られるほか、郵送代も削減されるなど、行政の効率化・財政改善が図られる。 また、医療受給者証の発行が早まることで、患者もより早く医療費助成を受けことができ、これまでに引当金に振り込まれなかった手続が不要になったり、償還払いによる額を減らすことが可能となるなど、患者や家族の利便性の向上につながる。	・健康保険法施行規則第98条の2 ・国民健康保険法施行規則第27条の12の2 ・児童福祉法第19条の3第7項 ・児童福祉法施行規則第7条の22 ・医療の患者に対する医療等に関する法律第7条第4項 ・医療の患者に対する医療等に関する法律施行規則第29条 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号及び第19条の9の項及び118の項	内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省	相模原市	—	秋田市、群馬県、川崎市、新潟市、石川県、静岡県、京都市、神戸市、西宮市、山口市、徳島県、高知県、熊本県、大分県、宮崎市	○本県においても、医療受給者証に「所得区分」を記載することは、保険者への照会を始める、大きな負担となっている。 事務手続の負担に比較し、公費負担の削減効果が不明確であるため、まずは「所得区分」の記載の廃止を検討したい。 明確な効果が期待でき、「所得区分」の記載を継続する場合は、マイナンバーによる情報連携で、「所得区分」を収集可能としたい。 ○本市では、申し込みの回数、郵送でのやり取りが生じている。 特に、各国民健康保険組合においては、返送まで1か月もかかることが多いため、受給者証発行に過度の時間を要している。 ○関係者への所得区分の照会では、郵送による書類送付のための手間及び郵送代がかかる他、回答まで一定期間が必要のため、受給者証の発行まで時間を要している。 所得区分をマイナンバーによる情報連携の項目とすることで上記の支障は解消される。 ○本市においても、情報連携は進んでいるが、関係者への所得区分照会を行うために医療受給者証の交付が遅れる場合がある。 照会に係る書類送付についても、照会先やタイミングが異なる他、保険者や課税状況によって所得税証明が必要となるため、事務が煩雑である。 ○同様の支障事例が生じている。マイナンバーによる情報の連携が可能となれば、県からの所得区分照会への回答の事務と年度ごと所得区分が変更となった方の報告の手間が省ける。 ○書類送付による事務が煩雑であり、手間と時間がかかるほか、保険者からの返送があるまで医療受給者証を送付することができず、医療受給者証発行までに時間を要している。 ○受給者証の発行が遅いため、患者、家族に経済的な負担や償還払い等の手続き等の負担を強いている現状がある。マイナンバーによる情報連携を行うことで患者の利便性の向上につながる。 ○所得区分は、医療受給者証に必須の記載事項であるが、情報連携の提供情報ではないため、保険者と郵送によるやり取りをしなければならない。 書類送付による事務が煩雑であり、手間と時間がかかるほか、保険者からの返送があるまで医療受給者証を送付することができず、医療受給者証発行までに時間を要している一因となっている。 ○現在、所得区分(通用区分)は保険者に郵送で確認しているが、マイナンバーによる情報連携で取得し確認できれば、タイムリーな対応が可能となり、事務の簡素化、適正化につながる。 しかしながら、所得区分(通用区分)の記載を必須とする本制度の根本的な見直し、廃止については、従来から要望しているもの。 ○高橋健康委員の調査結果(所得区分/所得区分)の郵送での照会には週間ほど要しており、情報連携が可能となれば、大幅な業務改善が見込まれる。 ○所得区分の記載は、保険者と書類によるやり取りをしており、手間と時間がかかっていることから、マイナンバーによる情報連携が収集可能となれば事務処理の簡素化に繋がる。	【内閣府、総務省】 まず、厚生労働省において、児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費及び難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務における所得区分に関する情報のマイナンバーによる情報連携の必要性や当該事務の効率性などについて検討する必要がある。情報連携に向けた所要の対応を検討する。 【財務省、文部科学省、厚生労働省】 本件の所得区分の確認は、認定を受けようとする者(申請者)が実施機関(都道府県等)を経由して保険者へ申し出ることでされており、当該申し出を受けて保険者が所得区分の判定を行うものである。そのため、ご提案の情報連携については、具体的な事務フローを精査の上で、関係法令の整合性や保険者及び地方自治体におけるシステム改修のための技術面、予算面、効率性等を踏まえ、その実施の可否も含め関係府庁で連携して検討していく。
309	地方に対する規制緩和	消防・防災・安全	災害救助法の事務短縮に必要な書類の統一化及び記載内容の簡素化	災害救助法で定められている「救助事務の処理に必要な帳簿書式」は多岐にわたっており、作成に多くの時間を要するものとなっている。また、書式の内容も複雑なものも多く、例えば監査を受ける際の資料について、個人ごとや日ごとで作成しなければならない。特に生活必需品の「輸送記録簿」は、「いつ」「どこ」「誰の分を」「いくらで」「届けたか」を記載しなければならない。災害救助を行いながら、個々の記録作業に追いつけることで、迅速な救助対応に支障をきたしている。 【例】 避難所設置費用を例にあげると、様式6で購入した物の品名・金額を記載し、様式7では避難所ごとの支出額を記載する必要があるが、避難所ごとの支出額が不要であれば、様式7は省略できるのではないか。 また、様式8において、現場(避難所等)で物品の受け払い等を細かく管理することは現実的に困難であり、特に単価が小額かつ数が多い内容の救助項目(様式8の11・18等)については、総括的な内容を記載すれば足りるよう簡略化していただきたい。 様式22(輸送記録簿)においては、「生活必需品」を支給した世帯(12,000世帯)について、輸送日、輸送先、輸送額などを全て記載する必要があった。輸送日録は配達業者が行っていたため、データの取り合わせ等を念めて作成に1ヶ月程度費した。配達業者が作成する請求書等をもとめて書式の作成の代わりにするなどの見直しも念めて検討していただきたい。 加えて、各様式に明確な記載例を明示したくとも、災害の有無に関わらず、事前に周知していただきたい。	災害救助法の事務処理に必要な書類の統一化及び記載内容の簡素化を行うことにより、帳簿書式作成に要する手間や記載ミスが減少することにより、災害復旧業務に集中できる。	災害救助法・局長通知	内閣府	指定都市市長会	—	ひたちなか市、石川県、山梨市、田原市、北九州市、宮崎市	○現在、災害救助法における「救助事務の処理に必要な帳簿書式」は多岐にわたっており、作成に多くの時間を要するものとなっているため、内容の簡略化をお願いする。共に、各様式に明確な記載例を明示したくとも、災害の有無に関わらず、事前に周知していただきたい。 ○熊本地域の災害救助に係る状況について情報整理で39件の確認依頼事項があり、その影響のため、当該だけでなく、医療機関等にも個々の紙品書やレシートの写しの提出など、煩雑な事務が発生した。 ○本市においても、南海トラフ地震発生時には大規模な被害が予想されている。各避難所での限られた職員数での膨大な軽微な作業は負担であると認められる。必要書類の簡素化を図っていただきたい(管理番号215に同じ) ○書式の簡素化、統一化等により、事務処理の効率化が期待できるほか、これにより短縮された時間や人員を、道路、上下水道、河川等の復旧や災害者の支援に集中して割り当てることができ、結果として早期復興につながるものと考えられる。 ○本市においても、東日本大震災の際に救助項目ごとに救助事務の処理に必要な帳簿書式を作成したが、救助期間が長引いたり、かつ、膨大な量であったため、一部書式(救助実施記録日誌)の提出の省略は認められたものの、その他の書類作成には相当の時間と時間を要した。支障事例にもあり、様式6号の号払簿に替えて救助項目ごとの支出の一覧表と支出の証憑書類(請求書、支払伝票)があれば確認はできるので、できる限り簡略化・簡素化をお願いしたい。	○災害救助法による救助の実施については、法令及び交付基準によるほか、円滑な救助の実施のため、災害救助法による救助の実施について(昭和49年11月厚生省社会局長通知)にあることとされていること。 ○災害の規模、態様、発生場所により、必要な救助の内容や量に違いが生じるものであり、それぞれの災害において、実施した救助の内容について、適切に経費が執行されたかを一定程度確認する必要がある。一方、迅速かつ円滑な災害救助に資するため、災害救助法の事務処理に必要な書類の見直しと適否について検討してまいりたい。	

管理番号	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	平成30年の地方からの提案等に關する対応方針 (平成30年12月の閣議決定)記載内容
	見解	補足資料	見解	補足資料				
297	本市としては、現行の保険者照会の手続きについては、これまで回答してきたとおり、多くの問題点があり、これを解消することが喫緊の課題であると認識していることから、検討に要する時間について期限を設定するなど、スピード感をもって対応していただくとともに、実施について前向きな対応をお願いしたい。				<p>【全国知事会】 マイナンバーの利用範囲の拡大については、情報連携や目的外利用などの危険性を十分に検証した上で、他の行政分野や民間における利用が早急に実現するよう、戸籍や不動産登記などの情報をはじめ聖域を設けることなく検討を進めること。 また、検討に当たっては、地方側と十分に協議すること。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。</p>	<p>【生活保護の実施等の事務手続におけるマイナンバーの情報連携項目の追加】 ○ 内閣府(番号制度担当室)及び厚生労働省において、 ・ 提案団体が生活保護の不正受給防止のために、生活保護申請時に、労働者災害補償保険法に規定する全ての労災保険給付に関する情報とマイナンバーによる情報連携を求めていることを踏まえ、①年金供給調整のため、既にマイナンバーによる情報連携の対象となっている、労働者災害補償保険法による障害補償年金・遺族補償年金・傷病補償年金のシステムに、障害補償年金・遺族補償年金・傷病補償年金以外の労働者災害補償保険法に規定する労災保険給付に関する情報を追加する場合に要する費用の推計と、②生活保護受給者と、障害補償年金・遺族補償年金・傷病補償年金以外の労災保険給付者との重複から導き出される効果の推計とを比較するなど、休業補償給付等をマイナンバーによる情報連携の対象とすべきではないか。 ・ 生活保護申請手続時において、休業補償給付等をはじめとする労災保険給付に関する情報の確認に要する期間を短縮する方を検討すべきではないか。 【指定難病及び小児慢性特定疾病医療費助成制度の事務処理におけるマイナンバーによる情報連携項目の追加】 ○ 内閣府(番号制度担当室)及び厚生労働省において、 ・ 指定難病及び小児慢性特定疾病医療費助成制度の事務処理で、マイナンバーによる情報連携を行っている健康保険事業の保険者を対象として、①高額療養費の所得区分情報をマイナンバーによる情報連携の対象とする場合に要する費用の推計と、②マイナンバーによる情報連携を行っている保険者が保有する、特定療養費の給付者数から導き出される本世帯の効果の推計とを比較するなど、高額療養費の所得区分情報をマイナンバーによる情報連携の対象とすべきではないか。 ・ 提案団体が示す支障事例を踏まえ、事務フローの見直しを図るべきではないか。</p>	<p>【内閣府、総務省】 厚生労働省における今後の検討の結果、必要があれば、所要の対応を検討する。 【財務省、文部科学省、厚生労働省】 申請者の所得区分情報を情報連携により取得する場合の事務フローを精査したところ、地方公共団体及び各保険者においてシステム改修を行う必要がただでなく、各保険者における中間サーバーへの所得区分情報の事前登録に要する事務負担が増大することや、一部の事務については、従来のやりかたによる連絡を行う必要があり、情報連携による新たな事務と従来の事務を併行して行うことによりかえって事務が複雑になること等の課題が懸念されているところ。これらを踏まえ、地方公共団体及び各保険者における円滑な事務処理に配慮しつつ、申請に係る事務負担を軽減できるよう、情報連携以外の対応も含め、関係部局で協力しながら検討を行う。</p>	<p>6【内閣府】 〔14〕行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27)及び難病の患者に対する医療等に関する法律(平29法30) 指定難病及び小児慢性特定疾病の医療費助成制度に係る所得区分の確認事務については、地方公共団体及び各保険者との協議の上、難病の患者に対する医療等に関する法律附則2条に基づき、施行後5年以内を自途として行われる検討の中で、当該事務の在り方について検討し、結果を踏まえ、当該制度における地方公共団体等の事務負担の軽減が図られるための必要な措置を講ずる。 (関係府省:総務省、財務省、文部科学省及び厚生労働省)</p>
309	災害時の救助実施は、迅速性が最も優先されるべきであり、被災自治体が応急救助を躊躇なく円滑に実施できるようにすることが重要である。 また、大規模災害では、応急救助後も被災者支援や復旧・復興に関する事務が膨大に発生し、被災自治体は長期にわたり対応に追われることを考えると、迅速な被災者支援のためには、被災自治体の負担をできるだけ軽減する必要がある。 適切な経費の執行について一定程度の内容確認が必要であることは理解できるが、災害時という特殊な状況に鑑み、事務処理に必要な書類は極力減らし、内容を簡素化することが望ましいと考える。				<p>【全国知事会】 大規模・広域・複合災害への迅速な対応を図るため、国の財政支援における地方自治体の事務手続きの簡素化など必要な見直しを行うこと。 【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。</p>		<p>○災害救助法による救助の実施について、必要な様式は交付要綱等により定められているところ。 ○記載すべき項目は、国費を使用するにあたって必要な情報であるとの認識。 ○ご指摘の様式については、迅速な救助対応に支障をきたすことのないよう検討したい。</p>	<p>6【内閣府】 〔1〕災害救助法(昭22法118) 〔2〕救助事務の処理に必要な帳簿書式等については、災害時の地方公共団体の事務手続が効率的に行われるよう、作成方法の明確化等を図るとともに、必要に応じて記載内容の見直しを行うなど、2019年度中に必要な措置を講ずる。</p>

内閣府「最終的な調整結果」

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支援事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支援事例(主なもの)＞		各府省からの第1次回答
	区分	分野									団体名	支援事例	
316	地方に対する規制緩和	医療・福祉	介護保険被保険者証等の交付及び再交付申請における個人番号記入の見直し	介護保険法施行規則に定める被保険者証・負担割合証等の交付・再交付など情報連携が想定されない申請・届出において個人番号(マイナンバー)の記入を求める規定を見直すこと	・介護保険法施行規則において、介護保険被保険者証、負担割合証、負担限度額認定証等の交付・再交付の申請や、氏名・住所等被保険者情報の変更届出の際には住所・氏名・生年月日等に個人番号(マイナンバー)を記入するよう定めているが、既に被保険者資格を有する者が対象であることから改めてマイナンバーを収集する必要はなく、また情報連携等も想定されないため、必要性が説明できない。 ・マイナンバーの記入にあたってはマイナンバーカード等による本人確認を行う必要があるが、介護保険関係の手続きは当事者が要介護の高齢者であることから、マイナンバーの管理・記入が困難な人や本人確認書類を所持しない人も多く、窓口での説明や手続きに時間を要している。また、申請する高齢者にも、マイナンバーがなければ申請できないのではないかという不安を与えている。 ・介護事業者が代理申請する場合においても、マイナンバーの管理や代理申請の条件が厳しく負担が大きいため、マイナンバー欄は空欄にする例が多く見られ、市が職権で補記する事務が生じている。	・手続きが従来どおりとなり、高齢者及び代理申請する介護事業者、および自治体窓口担当者の負担が軽減される。	介護保険法 介護保険法施行規則 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律	内閣府、厚生労働省	今治市	【提案趣旨に賛同】 徳島市、滝沢市、米沢市、浪江町、石岡市、ひたちなか市、宮志野市、八王子市、大田市、山形市、田原市、出雲市、高松市、宇和島市、舟子町、松浦市	○介護保険法施行規則において、介護保険被保険者証、負担割合証、負担限度額認定証等の交付・再交付の申請や、氏名・住所等被保険者情報の変更届出の際には住所・氏名・生年月日等に個人番号(マイナンバー)を記入するよう定めているが、既に被保険者資格を有する者が対象であることから改めてマイナンバーを収集する必要はなく、業務を煩雑にするだけである。 よって、既に発行済みである被保険者証等の再交付事務において、個人番号を記載する義務付けを廃止し、業務の簡便化を図りたい。 ○当市では、年間約300から再交付申請があり、そのうち半数が介護保険事業所が代行手続きをするため、個人番号の記載は困難であり職権での補記する必要がある。また、情報連携の必要もないため、市民へ個人番号記載の必要性についての説明が難しい。以上のことから、再発行申請にあつた個人番号記載する義務付けを廃止としてほしい。 ○マイナンバー記入に要する市民の負担及び事務負担が大きい状況である一方、現状マイナンバーによる情報連携の必要がないことから、制度改正の必要性を認めます。 ○介護保険法施行規則において、介護保険被保険者証、負担割合証、負担限度額認定証等の交付・再交付の申請や、氏名・住所等被保険者情報の変更届出の際には住所・氏名・生年月日等に個人番号(マイナンバー)を記入するよう定めているが、既に被保険者資格を有する者が対象であることから改めてマイナンバーを収集する必要はなく、また情報連携等も想定されないため、必要性が説明できない。 ・マイナンバーの記入にあつたはマイナンバーカード等による本人確認を行う必要があるが、介護保険関係の手続きは当事者が要介護の高齢者であることから、マイナンバーの管理・記入が困難な人や本人確認書類を所持しない人も多く、窓口での説明や手続きに時間を要している。 ・介護事業者が代理申請する場合においても、マイナンバーの管理や代理申請の条件が厳しく負担が大きいため、マイナンバー欄は空欄にする例が多く見られる。よって、既に発行済みである被保険者証等の再交付事務において、個人番号を記載する義務付けを廃止していただきたい。 ○対象が高齢者であることから、申請においてマイナンバー欄を空欄にする例が多く、市が職権で補記することが多い。 ○介護保険被保険者証等の各証書の交付・再交付申請に関しては、個人番号が未記載となっていることが多い。未記載については職員が調査の上記載しているものの、情報連携においては当該事務処理の必要性はないものと捉えている。 ○再交付事務において個人番号を使用した事務処理を行うことはないにもかかわらず個人番号の記入を求める様式となっているため、記載があれば本人確認事務、記載がなければ職員が調べて記入する事務が発生するため、非効率な処理となっている。 ○介護保険法施行規則に定める被保険者証・負担割合証等の交付・再交付など情報連携が想定されない申請・届出において個人番号(マイナンバー)の記入を求める規定を見直すこと。 ○事務処理上の支障がないため、申請書への補記もしていない。 ○介護保険被保険者証等再交付申請書の個人番号記載欄は、ご本人でない方の申請も多く、未記入の場合が多いため事務的負担が大きい。 個人番号を利用して情報連携を行う必要がない業務なので、記入の義務付けの廃止及び記入欄の廃止を希望している。 ○再交付事務だけでなく年間180件程度のうち、マイナンバー記載の上での申請は10件程度であり、当市においても事務処理上の負担となっている。	【内閣府】 まず、厚生労働省において、提案の事務の処理におけるマイナンバー利用の必要性を確認・整理した上で、同省と連携しつつ検討する。 【厚生労働省】 介護保険における被保険者証等の交付や再交付の事務については、被保険者の情報を、個人番号を利用して検索・管理する目的により、申請書等に個人番号の記載を求めている。 提案については、介護保険事業所における個人番号を利用した事務処理に支障がない限りにおいて、住民の負担と地方公共団体の事務負担の軽減が図られるよう、地方公共団体における運用の実態等も踏まえ、個人番号の記載の義務づけの要否について、関係府省と連携しつつ検討してまいりたい。 なお、個人番号の導入にあたり、申請書等が高齢者であることにも鑑み、申請受付時等の対応について、申請者が自身の個人番号がわからず申請書等への個人番号の記載が難しい場合等には、市町村の住民基本台帳又は住民基本台帳ネットワーク等を用いて当該申請者の個人番号を検索し、職員が記載して差し支えないことを示している。	

管理番号	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月26日閣議決定)記載内容
	見解	補足資料	見解	補足資料				
316	<p>被保険者証等の交付や再交付の事務に必要な被保険者の情報は、既に市が保有している情報であり、改めて個人番号を利用する必要がないものである。また、個人の特定についても、住所、氏名、生年月日から容易に特定が可能である。申請者に高齢者が多く、個人番号の管理ができていないケースも多く見られるため、住所、氏名、生年月日で個人が特定できる場合は、個人番号の記入を必須としない等の柔軟な対応をしていただきたい。</p>	--	--	--	<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p> <p>【全国町村会】 提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。</p>	<p>○ 内閣府(番号制度担当室)において、 ・ 税分野のマイナンバー利用ではワンスオンリー原則にのっとり、申告等の主たる手続と併せて提出され、又は申告等の後に別途提出されると考えられる一部の申請書・届出書についてはマイナンバーの記入を廃止しているところ、社会保障分野のマイナンバー利用でもワンスオンリー原則に該当するものについては、マイナンバーの記入は不要とすべきではないか。 ・ 通知カードだけではないままを防止できず、再発行事務の本人確認手続として不十分であることから、運転免許証等の本人確認書類も必要となるが、逆に運転免許証等の本人確認書類があれば、なりすましの防止が可能であるため、マイナンバーの記入は不要とすべきではないか。 ・ 全国健康保険協会の健康保険被保険者証の再交付申請では、被保険者証の記号番号を記入した場合にマイナンバーの記入を不要としているところ、国民健康保険証の再交付申請についてもこれと同様の対応とすべきではないか。</p> <p>○ 厚生労働省において、 ・ マイナンバーによる情報連携は、有効期限のない証を除き、最初の発行事務手続のものを使用すれば必要十分であり、再発行事務において再度マイナンバーの記入を求めることは不要とすべきではないか。 ・ マイナンバーによる情報連携が行われない申請書類にマイナンバーを記入すると、地方公共団体に対し厳重な保管が義務付けられるため、マイナンバーの記入は不要としていただきたい。 ・ 全国健康保険協会の健康保険被保険者証の再交付申請では、被保険者証の記号番号を記入した場合にマイナンバーの記入を不要としているところ、国民健康保険証の再交付申請についてもこれと同様の対応とすべきではないか。</p>	<p>○ 介護保険制度については、関係府省と協議した結果、次のとおり検討している。 ・ マイナンバーが税・社会保障共通の個人識別番号として導入されている趣旨からすれば、個人を識別・特定(本人確認)するために、原則として、申請書にはマイナンバーが記載されるべきものである。 ・ 一方、各証の再交付の手続については、給付や本人情報の変更ではないこと等を勘案すると、マイナンバーの記載がない場合であっても、マイナンバーによる場合と同程度に個人を識別・特定(本人確認)できる場合には、再交付の手続を受け付けることは可能であると考える。 ・ このため、各証の再交付の申請については、マイナンバー制度と同等の本人確認を法令上担保した上で、マイナンバーと被保険者番号の選択記載(マイナンバー記載の義務づけ廃止)を可能とする方向で検討したい。 ・ 検討結果に基づく具体的な措置のスケジュール等については、事務処理に支障が出ないよう、地方公共団体における運用の実態等も踏まえつつ、実施してまいりたい。</p>	<p>【内閣府】 (13) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) (14) 個人番号の記載を義務付けている以下の健康保険証等の再交付申請手続については、2019年中に省令を改正し、個人番号の提供を受けられる場合と同等の本人確認のための措置を講じた場合に限り、個人番号の記載の省略を可能とする。 ・ 介護保険法施行規則(平11厚生省令30)に規定する被保険者証(同令27条1項)等 (関係府省・厚生労働省)</p>